参考資料

[共	通]		
1	放課後事業等一覧	p.	1
[放	課後事業]		
2	名古屋市放課後事業実施要綱 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	p.	3
3	放課後事業実施校登録・参加児童数実績一覧		
	(令和元年度・令和2年度・令和3年度)	p.	35
4	トワイライトルーム実施校選択事業登録及び選択事業参加実績一覧		
	(令和元年度・令和2年度・令和3年度・令和4年4月) ・・・・・・・・・・・	p.	44
(5)	プレイルーム以外の主な活動場所の利用状況について ・・・・・・・・・・・・	p.	46
6	地域協力員の人数と主な体験活動について	p.	48
7	トワイライトスクール基本方針図・トワイライトルーム基本方針図 ‥‥	p.	50
8	トワイライトスクール及びトワイライトルームにおける配慮を要する		
	児童への対応について(通知) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.	52
	(別添資料)「名古屋市トワイライト要配慮児童対応業務委託」概要・・・・	p.	77
9	トワイライトスクール・トワイライトルームにおける食物アレルギー		
	対応指針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	p.	79
10	放課後事業の再参加について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	р.	112
11)	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	p.	114
12	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の		
	留意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	р.	122
13	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正す		
	る省令について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.	123
14)	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴		
	う留意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	р.	124
15)	名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め		
	る条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.	125
16	名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め		
_	る条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-	127
(17)	本市主催の放課後事業スタッフ研修開催実績(令和2年度・令和3年度)	р.	129
18	愛知県放課後児童支援員認定資格研修実施要綱(抜粋)及び研修科目		
	一覧		131
19	令和3年度土曜学習プログラムの実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	р.	135
20	名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体コンソーシアム		
	(共同事業体) 取扱要領 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-	136
21)	名古屋市指名停止要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	р.	144
	涯学習開放]		 .
22	名古屋市生涯学習開放実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
23	学校開放事業非常災害時等の休止等に関する要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
24)	生涯学習開放(プール開放)管理運営業務委託にかかる取扱基準・・・・・・・	p.	165

①放課後事業等一覧

1	誅俊章 ②	<u>業等一覧</u> ③	4	(5)	6	7	8	9	10	11)	13	14)
区名	学校 コード	学校名	郵便 番号	所在地	部屋数	プレイ ルーム 面積 (㎡)	設置階	開始年月	放課後 事業 種別 (※1)	生涯学習 開放 実施校	契約 期間	基本額区分
瑞穂	2801	弥富小	467-0047	日向町4-23-1	2	153	2階	平成11年9月	ルーム		5年	J
瑞穂	2802	御劔小	467-0876	亀城町5-4-1	1	86	1階	平成16年5月	スクール		5年	В
瑞穂	2803	堀田小	467-0856	新開町24-13	2	109	2階	平成13年6月	スクール		5年	В
瑞穂	2804	汐路小	467-0006	御莨町1-2	1	121	2階	平成12年5月	スクール		5年	E
瑞穂	2805	高田小	467-0866	宝田町4-1	2	151	1•2階	平成14年5月	ルーム		5年	D
瑞穂	2806	瑞穂小	467-0816	牧町2-46	2	108	2階	平成18年5月	スクール		5年	D
瑞穂	2807	井戸田小	467-0834	姫宮町1−46	1	86	2階	平成15年5月	スクール		5年	В
瑞穂	2808	穂波小	467-0845	河岸一丁目1-38	2	108	1階	平成10年9月	スクール	0	5年	В
瑞穂	2809	豊岡小	467-0013	膳棚町3-60	1	90	1階	平成18年6月	スクール		5年	D
瑞穂	2810	陽明小	467-0041	密柑山町1-1	2	109	1階	平成13年5月	スクール		5年	Е
瑞穂	2811	中根小	467-0057	井の元町50	2	109	1階	平成18年5月	スクール		5年	D
熱田	2901	高蔵小	456-0011	花町7-33	2	108	1階	平成10年7月	ルーム		5年	Е
熱田	2902	旗屋小	456-0021	夜寒町5−1	2	104	1階	平成11年7月	スクール		5年	F
熱田	2903	千年小	456-0054	千年二丁目38-26	1	65	1階	平成17年5月	スクール		5年	С
熱田	2904	船方小	456-0051	四番二丁目10-43	2	131	1階	平成12年6月	ルーム		5年	F
熱田	2905	白鳥小	456-0035	白鳥二丁目13-12	2	108	1•2階	平成15年6月	スクール		5年	D
熱田	2906	野立小	456-0075	青池町2-21	2	173	2階	平成20年6月	スクール		5年	D
熱田	2907	大宝小	456-0062	大宝三丁目8-43	2	113	1階	平成18年6月	ルーム		5年	Е
中川	3001	広見小	454-0007	広住町4-41	2	111	1階	平成19年9月	スクール		5年	Α
中川	3002	露橋小	454-0022	露橋一丁目9-41	1	86	1階	平成16年6月	スクール		5年	С
中川	3003	愛知小	454-0803	豊成町1−35	2	109	1階	平成13年5月	スクール		5年	В
中川	3004	八熊小	454-0013	八熊一丁目8-30	1	89	2階	平成15年6月	スクール	0	5年	С
中川	3005	昭和橋小	454-0837	中野新町7-51-1	2	130	1•2階	平成11年7月	移行候補校		5年	Е
中川	3006	常磐小	454-0828	小本一丁目15-2	2	178	1•2階	平成18年5月	移行候補校		5年	Е
中川	3007	八幡小	454-0035	八熊通5-4	2	108	1階	平成15年6月	ルーム		5年	G
中川	3008	荒子小	454-0921	中郷四丁目234	3	177	2階	平成14年6月	スクール		5年	F
中川	3009	正色小	454-0945	下之一色町権野107	2	109	2階	平成19年5月	スクール		5年	В
中川	3010	篠原小	454-0834	丸米町1-55	1	86	1階	平成18年6月	スクール		5年	D
中川	3011	戸田小	454-0962	戸田二丁目2114	2	108	2階	平成14年5月	ルーム		5年	F
中川	3012	豊治小	454-0957	かの里一丁目2501	2	173	1階	平成19年5月	スクール		5年	Е
中川	3013	千音寺小	454-0971	富田町千音寺三の坪4666	2	122	1階	平成18年6月	ルーム		5年	F
中川	3014	長須賀小	454-0941	前田西町一丁目1001	2	113	1階	平成20年5月	スクール		5年	D
中川	3015	万場小	454-0997	万場四丁目1106	2	154	3階	平成16年5月	スクール		5年	D
中川	3016	野田小	454-0912	野田一丁目545	2	154	1階	平成15年6月	スクール		5年	Е
中川	3017	明正小	454-0961	富田町戸田西立切1-1	2	151	1•2階	平成19年5月	スクール		5年	С
中川	3018	中島小	454-0932	中島新町二丁目401	2	132	2階	平成12年5月	スクール		5年	D
中川	3019	玉川小	454-0058	玉川町2-1	2	154	1階	平成19年5月	スクール		5年	С
中川	3020	西中島小	454-0934	西中島二丁目301	1	86	1階	平成19年5月	スクール		5年	С
中川	3021	五反田小	454-0946	一色新町一丁目601	2	113	1階	_	スクール		5年	Н
Щ_			L			<u> </u>				L	<u> </u>	

1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	11)	13	14)
区名	学校 コード	学校名	郵便 番号	所在地	部屋数	プレイ ルーム 面積 (㎡)	設 置 階	開始年月	放課後 事業 種別 (※1)	生涯学習 開放 実施校	契約 期間	基本額区分
中川	3022	春田小	454-0983	東春田二丁目243	1	86	1階	平成12年6月	スクール	0	5年	D
中川	3023	赤星小	454-0971	富田町千音寺西五反田1560	2	108	2階	平成20年5月	スクール		5年	В
中川	3024	西前田小	454-0941	前田西町三丁目1001	1	86	1階	平成17年6月	スクール		5年	С
守山	3321	上志段味小	463-0001	上志段味字大塚1220番地の2	2	133	1階	令和3年4月	スクール		4年	E
緑	3401	鳴海小	458-0801	鳴海町矢切98	2	108	1階	平成12年5月	スクール		5年	I
緑	3402	平子小	458-0826	平子が丘236	1	88	1階	平成15年5月	スクール		5年	D
緑	3403	鳴海東部小	458-0008	平手北二丁目901	2	108	1階	平成18年5月	ルーム		5年	G
緑	3404	東丘小	458-0824	鳴海町有松裏9	1	89	1階	平成19年6月	スクール		5年	G
緑	3405	鳴子小	458-0041	鳴子町2-69	2	282	1階	平成19年5月	スクール		5年	D
緑	3406	有松小	458-0924	有松2803	2	135	1階	平成20年7月	ルーム		5年	Е
緑	3407	大高小	459-8001	大高台三丁目2601	2	108	1階	平成14年5月	スクール		5年	F
緑	3408	緑小	458-0834	鳴海町前之輪24	1	86	1階	平成19年6月	スクール		5年	D
緑	3409	片平小	458-0801	鳴海町片平18	1	88	1階	平成15年5月	スクール		5年	Е
緑	3410	戸笠小	458-0011	相川三丁目60	2	133	1階	平成13年5月	ルーム		5年	D
緑	3411	太子小	458-0823	太子二丁目242	1	89	2階	平成18年5月	スクール		5年	D
緑	3412	旭出小	458-0031	旭出一丁目101	2	134	2階	平成14年5月	スクール		5年	D
緑	3413	浦里小	458-0847	浦里一丁目77	2	108	2階	平成11年7月	スクール		5年	В
緑	3414	黒石小	458-0003	黒沢台二丁目1533	2	108	1階	平成19年5月	ルーム		5年	С
緑	3415	神の倉小	458-0812	神の倉二丁目198	2	109	1階	平成24年3月	スクール		5年	G
緑	3416	長根台小	458-0047	古鳴海二丁目161-1	2	108	1階	平成16年6月	スクール		5年	Е
緑	3417	桶狭間小	458-0920	桶狭間巻山1908	1	108	1階	平成18年6月	スクール		5年	F
緑	3418	相原小	458-0034	若田一丁目301	2	109	1階	平成13年5月	スクール	0	5年	Е
緑	3419	桃山小	458-0002	桃山四丁目327	2	108	2階	平成17年5月	スクール		5年	С
緑	3420	南陵小	458-0911	桶狭間森前1348	2	108	1階	平成12年11月	ルーム		5年	D
緑	3421	大高北小	459-8001	大高町町屋川1	2	111	1階	平成20年5月	ルーム		5年	Е
緑	3422	大高南小	459-8001	大高町阿原35	1	88	1階	平成24年6月	スクール		5年	Н
緑	3423	徳重小	458-0815	徳重二丁目801	2	108	2階	平成20年10月	スクール		5年	Е
緑	3424	滝ノ水小	458-0021	滝ノ水一丁目1901	2	108	1階	平成17年6月	スクール		5年	E
緑	3425	大清水小	458-0806	大清水西901	2	114	1階	平成20年6月	スクール		5年	F
緑	3426	常安小	458-0004	乗鞍一丁目2101	2	190	1階	平成10年7月	スクール	0	5年	С
緑	3427	小坂小	458-0022	小坂一丁目1001-2	2	173	2階	平成15年6月	ルーム		5年	D
緑	3428	熊の前小	458-0804	亀が洞一丁目901	2	168	1階	平成20年6月	スクール		5年	F

※1 ⑩「放課後事業種別」欄は、トワイライトスクール実施校は「スクール」、トワイライトルーム移行候補校は「移行候補校」、トワイライトルーム実施校は「ルーム」と表記しています。

なお、トワイライトスクール実施校においても、学区の子育て家庭の状況等を踏まえ、 事業履行期間内に本市がトワイライトルームに移行することを決定する場合があります。

②名古屋市放課後事業実施要綱

名古屋市放課後事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、小学校年齢期の児童が豊かな放課後を過ごすことを目的とした放課 後事業 (小学校施設において実施するトワイライトスクール及びトワイライトルームを いう。以下同じ。) の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(運営主体)

第2条 放課後事業の運営は、この事業の目的を理解し、放課後の事業運営を円滑に実施できる法人格を有する団体等に委託することができる。

第2章 トワイライトスクール

(実施事業)

- 第3条 教育委員会は、放課後等に、子どもたちが学年の異なる友達と自由に遊び、学び、体験活動に参加し、地域の人々の知識や経験を生かした世代間交流をすることなどを通して、子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むとともに、地域における子育て支援の推進や生涯学習の振興などを図るための事業として、トワイライトスクール(以下「スクール」という。)を実施する。
- 2 スクールは、社会教育法(昭和24年法律第207号)に基づく教育事業であるが、次世代育成支援を総合的に推進するため、子ども青少年局長が教育委員会の補助執行をする。

(実施場所)

第4条 スクールは、名古屋市立の小学校(別表1に掲げる小学校を除く。)において実施する。

(開設日及び活動時間)

- 第5条 スクールの開設日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く、月曜日から土曜日までとする。た だし、教育委員会が必要と認めるときは、開設日以外の日に開設することができる。
- 2 前項に規定する開設日における活動時間は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合はスクールを休止又はスクールの活動時間を短縮する。
 - (1) 学校教育活動に支障があると校長が認めるとき。
 - (2) 名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成13年名古屋市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。)に規定する授業日(以下「授業のある日」という。)は午前11時の時点で、規則に規定する休業日(以下「授業のない日」という。)は午前7時の時点で、名古屋市に暴風警報又は暴風雪警報(以下「暴風警報等」という。)が発令されている場合及びその時点後に発令された場合。ただし、授業のない日においては、午前11時の時点で暴風警報等が解除された場合は、午後1時から実施

する。

- (3) 授業のある日は午前11時の時点で、授業のない日は午前7時の時点で、当該小学校の学区に避難指示及び特別警報が発令された場合及びその時点後に発令された場合。 ただし、授業のない日においては、午前11時の時点で避難指示及び特別警報が解除された場合は、午後1時から実施する。
- (4) 授業のある日は午前11時の時点で、授業のない日は午前7時の時点で、名古屋市地域防災計画に規定する職員の第4非常配備に相当する事由が発生している場合及びその時点後に発生した場合。ただし、授業のない日においては、午前11時の時点でその事由が消滅している場合には、午後1時から実施する。
- (5) 授業のある日は午前11時の時点で、授業のない日は午前7時の時点で、名古屋市地域防災計画に規定する職員の第3非常配備に相当する事由が発生し、かつ、当該小学校若しくはその周辺に相当の被害が発生し、又は発生するおそれがあると教育委員会が認める場合。ただし、授業のない日においては、午前11時の時点でその事由が消滅している場合には、午後1時から実施する。
- (6) 台風の接近に伴い、学校の休校が前日に決定された場合。
- (7) その他教育委員会が必要と認めるとき。
- 4 前項第1号から第6号までの規定にかかわらず、教育委員会がスクールの実施に支障がないと認めるときは、活動を行うことができる。
- 5 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合のスクールの休止又はスクールの活動時間の短縮は、発表の都度、教育委員会から指示するものとする。

(スクールの対象児童)

第6条 スクールの対象児童は、原則として各小学校に在籍する児童又は当該学区に在住する小学校1年生から6年生までの児童で参加を希望する者とする。

(スクールへの参加登録)

第7条 スクールへの参加を希望する児童の保護者は、参加を希望する年度ごとにトワイライトスクール参加申込書(第1号様式)を教育委員会に提出するものとする。

(届出)

第8条 前条の規定により参加登録をした児童の保護者は、登録児童若しくは保護者の氏名又は住所等に変更があったときは、速やかにトワイライトスクール参加申込内容変更届(第2号様式)を教育委員会へ提出するものとする。

(預り金)

第9条 スクールを運営する者は、この事業を実施するに際して、行事等に要する費用の 一部を徴収することができる。

(運営スタッフ)

- 第10条 スクールの運営スタッフとして、運営指導者及び地域協力員を配置するものとする。
- 2 運営指導者はスクールの運営全般の総括及び総合調整を行い、地域協力員は児童の見

守りや活動支援などを行うものとする。

(運営連絡会)

- 第11条 スクールの運営についての意見の聴取等のため、小学校ごとに運営連絡会を置く ものとする。
- 2 運営連絡会の委員は、学区における様々な地域団体の代表者や学校関係者等で構成する。
- 第12条から第17条まで 削除

第3章 トワイライトルーム

(実施事業)

第18条 市長は、第3条第1項に規定する事業とともに保護者が家庭にいないことなどにより、子育てへの援助を希望する家庭の児童に対して、より生活に配慮した事業(以下「選択事業」という。)を行うトワイライトルーム(以下「ルーム」という。)を実施することができる。

(準用)

第19条 第2章 (第3条及び第4条を除く。)の規定は、ルームの実施に関し必要な事項について準用する。この場合において、これらの規定中「スクール」とあるのは「ルーム」と、「教育委員会」とあるのは「市長」と、第5条中「別表第2」とあるのは「別表第3」と、「午前7時」とあるのは「午前6時(土曜日は午前7時)」と、第7条中「トワイライトスクール参加申込書(第1号様式)」とあるのは「トワイライトルーム参加申込書(第9号様式)」と、第8条中「トワイライトスクール参加申込内容変更届(第2号様式)」とあるのは「トワイライトルーム参加申込内容変更届(第13号様式)」と読み替えるものとする。

(ルームの実施校)

第20条 ルームは、名古屋市立の別表第1に掲げる小学校において実施する。

(選択事業の対象児童)

- 第21条 選択事業の対象児童は、第19条の規定により読み替えて準用する第7条の規定により参加申込みをしたルームの登録者のうち、保護者が家庭にいないことなどにより子育 てへの援助を希望する家庭の児童で市長が認める者とする。
- 2 一のルームにおける選択事業の登録児童の定員は、40名とする。ただし、参加状況を踏まえ、運営上支障がないと市長が認める場合は、定員を超えて受け入れることができる。

(選択事業登録)

第22条 選択事業への登録を希望する児童の保護者は、トワイライトルーム参加申込書のほかに、子育てへの援助を希望する事由を申告及び申立する書類を添付してトワイライトルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書(第10号様式)又はトワイライトルーム選択事業継続登録申請書(第10号の2様式)を、登録を希望する年度ごとに市長に提出するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、本条の規定によ

る申請書の提出を省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認のうえ、登録の可否をトワイライトルーム選択事業登録(一時利用登録)承諾書兼利用料決定通知書(第11号様式)又はトワイライトルーム選択事業登録・減免不承諾通知書(第12号様式)により保護者に通知するものとする。ただし、この場合において、市長は、保護者が次条第2項に規定する利用料又は第25条第3項に規定する一時利用料を滞納しているときは、別に規定するところにより選択事業の登録を不承諾とすることができる。
- 3 前項の規定により選択事業に登録された児童(以下「選択登録児童」という。)の保護者は、選択事業登録の内容の変更を希望するときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書(第14号様式)を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認のうえ、登録内容の変更の可否をトワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通知書(第15号様式)又はトワイライトルーム選択事業登録・減免不承諾通知書(第12号様式)により保護者に通知するものとする。
- 5 選択事業の登録期間などの取扱いについては、別に定める。

(利用料)

第23条 選択登録児童の保護者は、利用料を負担する。

- 2 前項の利用料の額は、児童1人につき、18時まで利用する場合は月額1,500円、19時まで利用する場合は月額6,500円とする。
- 3 市長は、前条第2項の規定により選択事業への登録を承諾したときは、前項に規定する 利用料の額をトワイライトルーム選択事業登録(一時利用登録)承諾書兼利用料決定通 知書(第11号様式)により当該保護者に通知するものとする。
- 4 選択事業の登録期間が月の途中で開始又は終了する場合における当該月の利用料は、第2項に規定するとおりとする。
- 5 前条第4項の規定により月の途中に選択事業登録の時間帯の変更の決定を受けた場合に おける当該月の利用料は、第2項に規定する19時まで利用する場合の額とする。

(利用料の減免)

- 第24条 市長は、選択登録児童の保護者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると 認めるときは、当該保護者の申請により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める額について、利用料を減免することができる。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者 前条第2項に 規定する利用料の2分の1に相当する額
 - (2) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年名古屋市条例第43号)第2条第1 項第2号及び第3号に規定する児童の保護者(同条第2項第4号に規定するひとり親家庭 の母等を除く。) 前条第2項に規定する利用料の2分の1に相当する額
 - (3) その他市長が認める者 市長が定める額
- 2 前項の規定により利用料の減免を受けようとする者は、トワイライトルーム選択事業

- ・一時利用登録申請兼減免申請書(第10号様式)、トワイライトルーム選択事業継続登録申請書(第10号の2様式)又はトワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書(第14号様式)に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、利用料の減免の申請をした際、減免を受けようとする事由を証明する書類がやむを得ない理由により添付できず、減免の承認を受けることができなかった利用者は、登録の決定日から起算して30日以内にトワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書(第14号様式)に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して提出することにより、遡って減免の承認を受けることができるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、利用料の減免の可否をトワイライトルーム選択事業登録(一時利用登録)承諾書兼利用料決定通知書(第11号様式)、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通知書(第15号様式)又はトワイライトルーム選択事業登録・減免不承諾通知書(第12号様式)により保護者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により減免の承認の決定を受けている保護者は、第1項各号に掲げる事由に 該当しなくなったときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請 書(第14号様式)を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を確認のうえ、減免の承認内容の変更についてトワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通知書(第15号様式)により保護者に通知するものとする。
- 6 市長は、第3項により減免の承認の決定を受けている保護者が第1項各号に掲げる事由 に該当しなくなったと認めるときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録及び 減免取消通知書(第20号様式)により保護者に通知するものとする。
- 7 利用料の減免は第3項に規定する減免の承認の決定を受けた日の属する月以降の利用料 に適用するものとし、利用料の減免の取消しは第6項に規定する減免の取消しの決定を 受けた日の属する月の翌月以降の利用料に適用するものとする。

(一時利用)

- 第25条 保護者(第19条の規定により読み替えて準用する第7条の規定により参加申込みをした者に限る。以下この条において同じ。)の就労、傷病、災害、事故、出産、親族の看護又は介護及び冠婚葬祭等やむを得ない事由により、一時的に利用を必要とする場合は、選択登録児童以外の児童であっても、一時的に選択登録児童を対象とする時間帯に参加(以下「一時利用」という。)することができる。ただし、ルームの運営上支障がある場合はこの限りでない。
- 2 一時利用する児童の保護者は、事業の実施に要する費用の一部(以下「一時利用料」という。)を負担する。
- 3 一時利用料の額は、児童1人につき、1日1,000円とする。
- 4 一時利用への登録を希望する児童の保護者は、登録を希望する年度ごとにトワイライ

トルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書(第10号様式)又はトワイライトルーム選択事業継続登録申請書(第10号の2様式)をあらかじめ市長に提出するものとする。

- 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認のうえ、登録の可否をトワイライトルーム選択事業登録(一時利用登録)承諾書兼利用料決定通知書(第11号様式)又はトワイライトルーム一時利用登録・減免不承諾通知書(第18号様式)により保護者に通知するものとする。この場合において、市長は保護者が第23条第2項に定める利用料又は第3項に定める一時利用料を滞納しているときは、別に定めるところにより一時利用の登録を不承諾とすることができる。
- 6 前項の規定により一時利用の登録の承諾を受けた保護者が、一時利用を希望するときは、トワイライトルーム一時利用申込書(第16号様式)を一時利用しようとする日の前日までに市長に提出するものとする。

(一時利用料の減免)

- 第26条 市長は、一時利用登録児童の保護者が第24条第1項の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該保護者の申請により、第24条第1項の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について、利用料を減免することができる。
- 2 前項の規定により一時利用料の減免を受けようとする者は、トワイライトルーム選択 事業・一時利用登録申請兼減免申請書(第10号様式)又はトワイライトルーム選択事業 ・一時利用登録内容変更申請書(第14号様式)に減免を受けようとする事由を証明する 書類を添付して、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、利用料の減免の 申請をした際、減免を受けようとする事由を証明する書類がやむを得ない理由により添 付できず、減免の承認を受けることができなかった利用者は、登録の決定日から起算し て30日以内にトワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書(第14号様式) に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して提出することにより、遡って減 免の承認を受けることができるものとする。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、一時利用料の減免 の可否をトワイライトルーム選択事業登録(一時利用登録)承諾書兼利用料決定通知書 (第11号様式)、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通 知書(第15号様式)又はトワイライトルーム一時利用登録・減免不承諾通知書(第18号 様式)により保護者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により減免の承認の決定を受けている保護者は、第24条第1項各号に掲げる 事由に該当しなくなったときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変 更申請書(第14号様式)を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認のうえ、減免の承認 内容の変更についてトワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決 定通知書(第15号様式)により保護者に通知するものとする。
- 6 市長は、第3項の規定により減免の承認の決定を受けている保護者が第24条第1項各号

に掲げる事由に該当しなくなったと認めるときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録及び減免取消通知書(第20号様式)により保護者に通知するものとする。

7 利用料の減免は第3項に規定する減免の承認の決定を受けた日の属する月以降の利用料に適用するものとし、利用料の減免の取消しは第6項に規定する減免の取消しの決定を受けた日の属する月の翌月以降の利用料に適用するものとする。

(選択事業利用料及び一時利用料の納付方法)

第26条の2 選択事業利用料及び一時利用料は、原則として、口座振替又は自動払込みの 方法により納付するものとする。

(選択事業利用料及び一時利用料の還付)

- 第27条 既納の利用料及び一時利用料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める額について、還付することができる。
 - (1) 地震、火災その他災害等又は工事その他の管理上やむを得ない事由により月の開設 日の半分以上について開設することができなかった場合は当該月の選択事業利用料の 半額、月の開設日の全部について開設することができなかった場合は当該月の選択事 業利用料の全額。
 - (2) 感染症の拡大防止等のために、市長が月の開設日のうち半分以上利用を制限した場合は当該月の選択事業利用料の半額、月の開設日の全部について利用を制限した場合は当該月の選択事業利用料の全額。
 - (3) 選択登録児童の傷病により月の開設日の全部について利用できなかった場合は当該月の選択事業利用料の全額。
 - (4) 第24条第2項又は第26条第2項の規定により遡って減免を受けた場合は当初決定された利用料から減免後の利用料を控除した額。
 - (5) その他市長が必要と認めるときは市長が定める額。

(過誤納金の取扱い)

- 第27条の2 既納の利用料及び一時利用料のうち、過納又は誤納のために還付すべきもの (以下「過誤納金」という。)があるときは、市長は速やかに、保護者に過誤納金相 当額を還付しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該保護者に、未納の利用料及び一時利用料があるときは、当該過誤納金を未納に係る納付金に充当するものとする。
- 3 第 1項の場合において、市長が特別の事由があると認めたときは、当該過誤納金を納 期が到来していない納付金に充当することができるものとする。

(登録取消)

- 第28条 選択事業の登録又は一時利用の登録をしている児童の保護者が、選択事業又は一時利用を希望しなくなったときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録取消届 (第19号様式)を市長に提出するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、本条の規定による取消届の提出を省略することができる。
- 2 市長は、前項の規定による届出が提出されたときは、その内容を確認のうえ、選択事業の登録又は一時利用の登録の取り消しについて、トワイライトルーム選択事業・一時

利用登録及び減免取消通知書(第20号様式)により保護者に通知するものとする。

- 3 市長は、次のいずれかに該当するときは、既に承諾した選択事業の登録及び一時利用 の登録を取り消すことができる。
 - (1) 選択事業の登録又は一時利用の登録をしている児童がその対象児童でなくなったと 市長が認めるとき。
 - (2) 保護者が第23条第2項に定める利用料又は第25条第3項に定める一時利用料を滞納したとき。
- 4 市長は、前項の規定により選択事業の登録又は一時利用の登録を取り消すときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録及び減免取消通知書(第20号様式)により保護者に通知するものとする。

(運営スタッフ)

- 第29条 ルームの運営スタッフとして、第10条に規定する運営指導者及び地域協力員に加えて、子ども指導員を配置する。
- 2 子ども指導員は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条第3項に規定する放課後児童支援員とする。
- 3 子ども指導員は、子どもの活動や生活の指導等を行う。

第4章 その他

(委任)

第30条 この要綱の実施に関し必要な事項は、子ども青少年局長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から実施する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

名古屋市トワイライトスクール実施要綱

名古屋市放課後子どもプランモデル事業実施要綱

- 3 市長は、保護者が前項の規定による廃止前の名古屋市放課後子どもプランモデル事業 実施要綱に規定する利用料又は一時利用料を滞納しているときは、第22条第2項ただし書 及び第28条第3項第2号の規定を適用して選択事業及び一時利用の登録を不承諾及び取消 しすることができるものとする。
- 4 この要綱に基づくスクール、ルーム及び経過措置の手続その他の行為は、この要綱の 施行日前においても行うことができる。
- 5 第1条中、トワイライトスクール時間延長モデル事業廃止に伴う経過措置及び第12条から第17条の規定は、平成26年3月31日限り、効力を失う。

附則

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱第1号様式及び第9号様式から第 20号様式までの規定は、平成26年度に係る登録の手続から適用し、平成25年度に係る登 録の手続については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱第1号様式、第9号様式、第10号様式及び第16号様式の規定は、平成27年度に係る登録の手続から適用し、平成26年度に係る登録の手続については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成29年1月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規 定に関わらず、当分の間、修正して使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規 定に関わらず、当分の間、修正して使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規 定に関わらず、当分の間、修正して使用することができる。

附則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定に関わらず、当分の間、修正して使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

附即

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条及び第20条関係)

(トワイライトルーム実施校)

富士見台小学校、山吹小学校、葵小学校、砂田橋小学校、名北小学校、金城小学校、味鋺小学校、宮前小学校、児玉小学校、平田小学校、なごや小学校、牧野小学校、岩塚小学校、八社小学校、ほのか小学校、大須小学校、正木小学校、松栄小学校、広路小学校、弥富小学校、高田小学校、高蔵小学校、船方小学校、大宝小学校、八幡小学校、戸田小学校、千音寺小学校、小碓小学校、南陽小学校、稲永小学校、笠寺小学校、菊住小学校、小幡小学校、守山小学校、志段味西小学校、天子田小学校、小幡北小学校、鳴海東部小学校、有松小学校、戸笠小学校、黒石小学校、南陵小学校、大高北小学校、小坂小学校、藤が丘小学校、香流小学校、梅森坂小学校、極楽小学校、北一社小学校、天白小学校、平針小学校、大坪小学校、植田東小学校

別表第2(第5条関係)

トワイライトスク ール活動日	トワイライトスクール活動時間
授業のある日	授業終了後から午後6時まで
授業のない日	午前9時から午後6時まで

別表第3(第19条関係)

トワイライトルー ム活動日	トワイライトルーム活動時間
授業のある日	授業終了後から午後5時まで 選択事業は授業終了後から午後7時まで
土曜日	午前9時から午後5時まで 選択事業は午前9時から午後6時まで
授業のない日 (土曜日を除く)	午前8時から午後5時まで 選択事業は午前8時から午後7時まで

トワイライトスクール参加申込書

年 月 日

(宛先) 名古屋市教育委員会

次の	とおり)				小学校	トワー	イライト	スクール	への参	⋧加を	申し	込みます。	o
学年	組		Ţ	児 :	童	氏 名		性別	J	生	年	月	日	
		<5!	りがなこ	>							年	月	日生	
	者氏名 者氏名)	< \$	りがた	;;>										
住	所	干電電	話番兒)		_						
		連	絡順①			自宅・ ()		_	_)・そ -	の他 〕	()	
緊急這	車絡先	連	絡順②			自宅・ ()			_)・そ -	の他])	
		連	絡順③			自宅・ ()			_)・そ -		()	
		- , ı .	スクー	ールし	こ申	し込み	をして	ている兄	弟姉妹		[
\star	ワイ	7イト)	. /											
★ ト 学年					名	学年	組	児	童 氏	名]			
					名		組	児	童 氏	名				
					名		組	児	童 氏	名				
					名		組	児	童 氏	名				
学年	組	児	童		名		組	児	童 氏	名				
学年	組		童		名		組	児	童 氏	名				
学年	組	児	童		名		組	児	童 氏	名				
学年	組	児	童		名		組	児	童 氏	名				
学年	組	児	童		名		組	児	童 氏	名				
学年	組	児	童		名		組	児	童 氏	名				
学年	組	児	童		名		組	児	童 氏	名				
学年	組	児	童		名		組	児	童 氏	名				
学年	組	児	童		名		組	児	 氏	名				

診療科	医療機関名	電話番号	医師からの助言等がありましたらお知らせください
r 児童	置が下記事項に	こ該当する場合に	は、□にチェックを入れてください。
			帳を所持 □精神障害者保健福祉手帳を所持 教室に通級 □医師の診断を受けている(発達障害等
		- 12	
ヾ 児i ださレ		レギーがあり、	下記事項に該当する場合は□にチェックを入れて
	公合公 合物	アレルギー対応	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
一子仪	和良し、良物。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	相及 (max(// aff b) t) と f m o c t o (1 /
			ン®)を処方されている
コアド - 児童	レナリン自己 をの安全な活動	注射薬(エピペカのために必要と	ン®)を処方されている となりますので、下記の事項で、ご心配なことや
□アド ・ 児童 タッフ	レナリン自己 をの安全な活動 でに気をつけて	注射薬(エピペカのために必要と	
□ アド ・ 児童 タップ ① ・ 仮	レナリン自己 をの安全な活動 フに気をつけて 建康・身体面	注射薬(エピペ めのために必要と にほしいと思われ	ン®)を処方されている となりますので、下記の事項で、ご心配なことや
アド 	レナリン自己 をの安全な活動 フに気をつけて 建康・身体面	注射薬(エピペ めのために必要と にほしいと思われ	ン®) を処方されている となりますので、下記の事項で、ご心配なことや れることがありましたらお書きください。
アド 	レナリン自己 をの安全な活動 フに気をつけて 建康・身体面	注射薬(エピペ めのために必要と にほしいと思われ	ン®) を処方されている となりますので、下記の事項で、ご心配なことや れることがありましたらお書きください。
□アド - 児童 - タップ ① - 像 - (例	レナリン自己 電の安全な活動 7に気をつけて 連康・身体面 列:ぜんそくた	注射薬(エピペ めのために必要 と てほしいと思われ がある、肩を脱 E	ン®)を処方されている となりますので、下記の事項で、ご心配なことや いることがありましたらお書きください。 ヨしやすい、など)
□アド - 児童 - タップ ① - 像 - (例	レナリン自己 電の安全な活動 7に気をつけて 連康・身体面 列:ぜんそくた	注射薬(エピペ めのために必要 と てほしいと思われ がある、肩を脱 E	ン®) を処方されている となりますので、下記の事項で、ご心配なことや れることがありましたらお書きください。
□アド - 児童 - タップ ① - 像 - (例	レナリン自己 電の安全な活動 7に気をつけて 連康・身体面 列:ぜんそくた	注射薬(エピペ めのために必要 と てほしいと思われ がある、肩を脱 E	ン®)を処方されている となりますので、下記の事項で、ご心配なことや れることがありましたらお書きください。 ヨしやすい、など)
□アド - 児童 - タップ ① - 像 - (例	レナリン自己 電の安全な活動 7に気をつけて 連康・身体面 列:ぜんそくた	注射薬(エピペ めのために必要 と てほしいと思われ がある、肩を脱 E	ン®)を処方されている となりますので、下記の事項で、ご心配なことや いることがありましたらお書きください。 ヨしやすい、など)
□アド	レナリン自己 電の安全な活動 7に気をつけて 連康・身体面 別:ぜんそくた 各・行動面 かっとなりやす	注射薬(エピペ かのために必要と はしいと思われ がある、肩を脱E がある、人見知りか	ン®)を処方されている となりますので、下記の事項で、ご心配なことや いることがありましたらお書きください。 (ヨしやすい、など) 「強い、特定のものにこだわりが強い、など)
□アド	レナリン自己 電の安全な活動 7に気をつけて 連康・身体面 別:ぜんそくた 各・行動面 かっとなりやす	注射薬(エピペ かのために必要と はしいと思われ がある、肩を脱E がある、人見知りか	ン®)を処方されている となりますので、下記の事項で、ご心配なことや いることがありましたらお書きください。 ヨしやすい、など) 「強い、特定のものにこだわりが強い、など)
□アド	レナリン自己 電の安全な活動 7に気をつけて 連康・身体面 別:ぜんそくた 各・行動面 かっとなりやす	注射薬(エピペ かのために必要と はしいと思われ がある、肩を脱E がある、人見知りか	ン®)を処方されている となりますので、下記の事項で、ご心配なことや いることがありましたらお書きください。 (ヨしやすい、など) 「強い、特定のものにこだわりが強い、など)
□ アド	レナリン自己 この安全な活動 ででである。 ででである。 ででる。 でである。 ででな。 でである。 ででる。 でである。 でである。 ででな。 ででで、 ででる。 ででる。 ででる。 でででる。 でででる。 ででる。 でで	注射薬(エピペ めのために必要と はしいと思われ がある、肩を脱臼 がある、肩を脱臼 がある、肩を脱臼 がある、肩を脱臼 がある、肩を脱臼 がある、肩を脱臼 がある、肩を脱臼 がある。 高を脱臼 がある。	となりますので、下記の事項で、ご心配なことや いることがありましたらお書きください。 ヨしやすい、など) 「強い、特定のものにこだわりが強い、など) 合はお書きください。 が聞き取りにくい音がある、など)
□ アド	レナリン自己 この安全な活動 ででである。 ででである。 ででる。 でである。 ででな。 でである。 ででる。 でである。 でである。 ででな。 ででで、 ででる。 ででる。 ででる。 でででる。 でででる。 ででる。 でで	注射薬(エピペ めのために必要と はしいと思われ がある、肩を脱臼 がある、肩を脱臼 がある、肩を脱臼 がある、肩を脱臼 がある、肩を脱臼 がある、肩を脱臼 がある、肩を脱臼 がある。 高を脱臼 がある。	ン®)を処方されている となりますので、下記の事項で、ご心配なことや いることがありましたらお書きください。 (ヨしやすい、など) 「強い、特定のものにこだわりが強い、など)
□ アド	レナリン自己 この安全な活動 ででである。 ででである。 ででる。 でである。 ででな。 でである。 ででる。 でである。 でである。 ででな。 ででで、 ででる。 ででる。 ででる。 でででる。 でででる。 ででる。 でで	注射薬(エピペ めのために必要と はしいと思われ がある、肩を脱臼 がある、肩を脱臼 がある、肩を脱臼 がある、肩を脱臼 がある、肩を脱臼 がある、肩を脱臼 がある、肩を脱臼 がある。 高を脱臼 がある。	となりますので、下記の事項で、ご心配なことや いることがありましたらお書きください。 ヨしやすい、など) 「強い、特定のものにこだわりが強い、など) 合はお書きください。 が聞き取りにくい音がある、など)

※ 安心・安全に豊かな放課後を過ごすことができるよう、必要に応じて、個別の面談を実施いたします。また、気がかりなことがありましたら、気兼ねなく運営指導者までお申し出ください。

※ この書面により取得した個人情報は、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

第2号様式

トワイライトスクール参加申込内容変更届

年 月 日

(宛先) 名古屋市教育委員会

保護者 住 所 ふりがな 氏 名 電話番号

次のとおり変更がありましたので、届け出ます。

小学校トワイライ	トスクール
タコレー しきし	1 2 1 2

1 現在の登録内容

保護者氏名			
-------	--	--	--

学年	組	児 童 氏 名	生	年	月	月		
		<ふりがな>	年		月		日	生
		<ふりがな>	年		月		日	生
		<ふりがな>	年		月		日	生

2 変更後 (変更のあった日: 年 月 日)

変更事項	変更後の内容
変更事項 □ 児童氏名 □ 保護者(父・母・その他) □ 保護者氏名 □ 住所・電話番号 □ 緊急連絡先 □ かかりつけ医 □ その他	変更後の内容

注:該当する口の中へレ印をつけてください。

トワイライトルーム参加申込書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

次の	とおり			_小学校	ミトワィ	イライトル	ノームへ	の参加	を申	し込	みます。	
学年	組		児童	氏名	<u></u>	性別		生	年	月	日	
		<ふりがな	:>						年	月	日生	
保護者(申込者)	省氏名 省氏名)	<ふりが7	た>									
住	所	電話番	_ 무 <i>(</i>)								
		-	つ (① 携帯	<u>/</u> ・自宅・	勤務先	; ()・その	の他	(,)
緊急運	車絡先	連絡順(② 携帯	i() ・自宅・ i()	勤務先		_	-)・その -	〕 の他 〕	(,)
		連絡順(③ 携帯		勤務先	: ()・そ(-	が他 〕	(,)
t 1	ワイラ	イトルー.	ムに申し	込みを	こしてい	\る兄弟姉	妹		, [
学年	組	児童	氏 名	学年	組	児	童 氏	名				
1 自	宅付近	の地図										

	医療機関名	電話番号	医師からの助言等がありましたらお知らせくださ
r 児童	愛が下記事項 に	こ該当する場合に	は、□にチェックを入れてください。
	障害者手帳を 支援学級に在		帳を所持 □精神障害者保健福祉手帳を所持 教室に通級 □医師の診断を受けている(発達障害等
r 児童 ださい		レギーがあり、 ⁻	下記事項に該当する場合は□にチェックを入れて
			給食(除去食、弁当持参等)を申請している(予☆ン®)を処方されている
_ 「ㅁ ~	アットへんどエ	: - 2 >	
-			
タップ ① 例	アに気をつけて 建康・身体面	てほしいと思われ	となりますので、下記の事項で、ご心配なことや れることがありましたらお書きください。 ヨしやすい、など)
タップ ① 仮	アに気をつけて 建康・身体面	てほしいと思われ	れることがありましたらお書きください。
タップ D 仮	アに気をつけて 建康・身体面	てほしいと思われ	れることがありましたらお書きください。
タップ ① (例 (例 ② 性林	7に気をつけて 建康・身体面 列: ぜんそくた 路・行動面	でほしいと思われ がある、肩を脱 E	れることがありましたらお書きください。 ヨしやすい、など)
タップ ① (例 (例 ② 性林	7に気をつけて 建康・身体面 列: ぜんそくた 路・行動面	でほしいと思われ がある、肩を脱 E	れることがありましたらお書きください。
タップ ① (例 (例 ② 性林	7に気をつけて 建康・身体面 列: ぜんそくた 路・行動面	でほしいと思われ がある、肩を脱 E	れることがありましたらお書きください。 ヨしやすい、など)
タップ ① (例 (例 ② 性林	7に気をつけて 建康・身体面 列: ぜんそくた 路・行動面	でほしいと思われ がある、肩を脱 E	れることがありましたらお書きください。 ヨしやすい、など)
タップ ① (M ② 性林 (例:	7に気をつけて 建康・身体面 列: ぜんそくた 各・行動面 かっとなりやす	ではしいと思われ がある、肩を脱ら すい、人見知りか を援が必要な場合	れることがありましたらお書きください。 ヨしやすい、など) 吟強い、特定のものにこだわりが強い、など)
タップ ① (M ② 性林 (例:	7に気をつけて 建康・身体面 列: ぜんそくた 各・行動面 かっとなりやす	ではしいと思われ がある、肩を脱ら すい、人見知りか を援が必要な場合	れることがありましたらお書きください。 ヨ しやすい、な ど) が強い、特定のものにこだわりが強い、など)
タップ ① (M (M ② 性林 (例:	7に気をつけて 建康・身体面 列: ぜんそくた 各・行動面 かっとなりやす	ではしいと思われ がある、肩を脱ら すい、人見知りか を援が必要な場合	れることがありましたらお書きください。 ヨしやすい、など) 吟強い、特定のものにこだわりが強い、など)
タップ ① (M (M ② 性林 (例:	7に気をつけて 建康・身体面 列: ぜんそくた 各・行動面 かっとなりやす	びある、肩を脱ら がある、肩を脱ら がある、肩を脱ら がある、肩を脱ら がある、肩を脱ら がある、肩を脱ら がある、肩を脱ら ない。人見知りか	れることがありましたらお書きください。 ヨしやすい、など) 吟強い、特定のものにこだわりが強い、など)
タップ ① (M (M ② 性料 (例: ③ 特	7に気をつけて 建康・身体面 列: ぜんそくか 各・行動面 かっとなりやす 特別な配慮やす 右の耳に補聴	ではしいと思われ がある、肩を脱ら すい、人見知のか を援が必要な場合 器を付けているが	れることがありましたらお書きください。 ヨしやすい、など) 吟強い、特定のものにこだわりが強い、など)
タップ ① (M (M ② 性料 (例: ③ 特	7に気をつけて 建康・身体面 列: ぜんそくか 各・行動面 かっとなりやす 特別な配慮やす 右の耳に補聴	ではしいと思われ がある、肩を脱ら すい、人見知のか を援が必要な場合 器を付けているが	れることがありましたらお書きください。 ヨしやすい、など) が強い、特定のものにこだわりが強い、など) 合はお書きください。 が聞き取りにくい音がある、など)
タップ ① (例 ② 性林 (例: ③ ・特	7に気をつけて 建康・身体面 列: ぜんそくか 各・行動面 かっとなりやす 特別な配慮やす 右の耳に補聴	ではしいと思われ がある、肩を脱ら すい、人見知のか を援が必要な場合 器を付けているが	れることがありましたらお書きください。 ヨしやすい、など) が強い、特定のものにこだわりが強い、など) 合はお書きください。 が聞き取りにくい音がある、など)

★ 児童のかかりつけ医 (緊急時に診ていただく医療機関名等をお書きください。)

- ◎ 選択事業・一時利用の登録をご希望の方は、この申込書とともに「トワイライトルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書(第10号様式)」等必要書類を提出してください。
- ※ 安心・安全に豊かな放課後を過ごすことができるよう、必要に応じて、個別の面談を実施いたします。 また、気がかりなことがありましたら、気兼ねなく運営指導者までお申し出ください。
- ※ この書面により取得した個人情報は、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

第10号様式

受理日

トワイライ	トルーム選択	₹•-	·時利用登	经申請兼	E減免申 記	清書	
	/□ =# / .				年	月日	
(宛先)名古屋市長	保護者	(=	_)			
	住所						
	フリガナ						
	氏名						
	生年月日			年	月	日名	生
	電話番号						
次のとおり、	<u>学校</u> トワイラ	イトルー	-ム選択事	葉・一時	利用の習	登録・減	免を申請
ます。 なお、必要な場合は、名 助成の受給状況及び各種手 (必要事項を記入し、該当する	帳受給状況に	こついて確	ਿ認される	況、ひと ことに同	り親家園意しまっ	医の児童等 す。	等の医療
1 登録を希望する児童							
学年 組	児 童	氏	各		生	年 月	日
<u> </u>						年 月	日生
2 食物アレルギーの有無 _ ① □ あり(該当するも	のた○で囲んご	でください) 2	□ <i>†</i> ≥1			
①えび ②かに ③小!						 のオレン	 ジ
⑩キウイフルーツ ⑪							
(プレッカン (B) いくら (19)	ごま ②カシ	/ューナッ	ツ ②4	- 肉 ② 雞	詩 肉 23 腓	豕肉 ②	さけ
②さば ②まつたけ (②やまいも	28その他	Ţ ()
	① 🗆 生活係	R護 ②) 🗆 ひと	:り親医療	茶証 (3 口 そ	の他)
4 登録を希望する制度 (i	選択事業と一時	利用の両方	登録する場	場合、両方に	こ ⊿ チェッ	,クを入れ゛	てください
① □ 選択事業 ⇒	続けて5~7	にご記入く	ださい。				
② □ 一時利用 →	記入していた	だく項目は	以上です。				
	<u> </u>						
	で(1,500円	/月) :	希望する		年	月	日から
時 間 帯 ② □ 19時ま	で (6,500円)		期間		年	月	日まで
	※枠内から選		由生毒	. 由六章			
保護者1			ノ、中ロヨ ①求職活動		さ・技能		, · 。
(続柄: 番号: 保護者2) [4	()傷病療養	€・親族⊄)看護・タ	广護		
(続柄: 番号:)妊娠中・	出座俊	⑥災害復	見旧 ①	その他	
7 参加予定(17時以降参加)	される曜日の欄	に○を記入	.してくださ	(۱۷٠٠)			
月	火	水	木	金	土	長其	排休業
17時以降の参加							

- ※ この書面上の個人情報は、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。
- ※ 利用料の滞納がある場合、登録をお断りしたり、登録を取り消したりすることがあります。

トワイライトルーム選択事業継続登録申請書

(宛先)名古	屋市長			
次のとおり、	トワイライ	トルーム選択事業の登録	・減免を申請し	ます。

児童氏名	_
学校名	児童番号

※次年度の選択事業登録について、「現登録状況」からの「変更有無」のいずれかに〇をつけ、「②変更あり」の場合は「変更内容」に変更後の内容をご記入ください。

	のう」の場合は「友丈的音」		
	現登録状況	変更有無	変更内容
住所		①変更なし ②変更あり	
保護者氏名		①変更なし ②変更あり	
選択事業登録時間帯		①変更なし ②変更あり	
選択事業登録期間		①変更なし ②変更あり	
一時利用		①変更なし ②変更あり	
減免登録		①変更なし ②変更あり	
減免事由		①変更なし ②変更あり	

裏面もご記入ください

※現登録状況と変更の無い場合もご記入ください。

登録を希望する理由

※枠内から選んで記入し、申告書・申立書を添付してください。

保護者1 (続柄:)保護者2(続柄:) 番号: 番号:

①就労 ③就学·技能訓練 ④傷病療養・親族の看護・介護 ②求職活動

(7)その他 ⑤妊娠中·出産後 ⑥災害復旧

参加予定

※17時以降参加される曜日の欄に○を記入してください。

	月	火	水	木	金	土	長期休業
17時以降の							
参加予定							

アレルギー

①なし ②あり

(リラブド のか)

※該当するものを○で囲んでください。

(I) 人(),	(C) 13-1(C	0/1/8	(4),C 14	(1) A	0 4L	少俗16 工	
⑧大豆	⑨オレンシ	ジ <u>10</u> キ	ウイフルー	・ツ ⑪く	るみ	⑪バナナ	13 & &
働りんご	® ゼラヲ	ニン 167	あわび	①// リカッ	®いくら	⑪ごま	
②カシュー	ーナッツ	②1)牛肉	22鶏肉	23豚肉	②さけ	②うさば	

の小事 のみげ の師

②まつたけ ②やまいも ②その他(

※この書面上の個人情報は、本事業の運営に必要な範囲で利用し、目的外利用はしません。 ※利用料の滞納がある場合、登録をお断りしたり、登録を取り消したりすることがあります。

必要な場合は、名古屋市において生活保護受給状況及びひとり親家庭の児童等の医療費 助成の受給状況について確認されることに同意します。

(宛先) 名古屋市長

上記のとおり申請します。

申請日: 年 月 日 署名:

表面の記入をご確認ください

⑦菠牡井

)

(C) W

月 年 日

様

名古屋市長

トワイライトルーム (選択事業登録 一時利用登録) 承諾書兼利用料決定通知書 さきに申請のありましたトワイライトルーム (選択事業登録 一時利用登録) につきまして、 次のとおり承諾し、利用料を決定しましたので通知します。

トワイライトルーム名称	小学校トワイライトルーム
-------------	--------------

児 童 氏 名	生 年 月 日	児 童 番 号
	年 月 日生	
利用区分		

登録期間	
利 用 料	
減免適用の有無	
減免後の利用料	
減免する期間	

第12号様式

年 月 日

様

名古屋市長

トワイライトルーム選択事業登録・減免不承諾通知書

さきに申請のありましたトワイライトルーム選択事業登録・減免につきまして、次のとおり承諾できませんので通知します。

トワイライトルーム名称	小学校トワイライトルーム

児童氏名	生 年 月 日	選択事業登録の 時間帯
	年 月 日 生	

不承諾の内容	
不承諾の理由	

第13号様式

トワイライトルーム参加申込内容変更届

(宛先)名	省古屋市長				(〒	年 _]	日	
			保護者	住 所 ふりがな 氏 名 電話番号						
次のとま	らり変更がありまし	たので、	届け出	はます。						
トワイラ	イトルーム名称			>学校トワ	イライ	トル	ーム			
1 変更前										
1	呆護者氏名									
学年 組	IH.	童氏				<i>H</i> -	年			
学年 組	ペニュ	里 仄					平 年	月 月	月月	生
	<ふりがな>						年	月	日	生
	<ふりがな>						年	月	日	生
2 変更後	(変更のあった日:		年	月月	∃)					
	変更事項			変更後	後の内容	ž.				
他) 保護者 住所・ 緊急退 かかり	皆(父・母・その 皆氏名 ・電話 連絡先) つけ医 アレルギー									

注:該当する口の中へレ印をつけてください。

第14号様式

トワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書

			- 1/2_1/	. 1. //C	1 1 1/14 1/4	vdv1 4.1	122	1 1117		
بار /	· # \	⇒ + =	11	7 <i>⇒#</i> ; →∕.			年	月	日	
(夕日	i先)名古[至巾长	15	R護者	(₸)			
				住所			,			
				ふりがな						
				氏名						
				電話番号						
次 な の医	で とおり i お、必要 療費助成の	選択事業・一時な場合は、名で の受給状況及で	寺利用登録 古屋市には び各種手帕	最内容の変 るいて生活 長受給状況	更を申請 保護受約 について	しま 分状況 一確認	す。 し、ひと !される	こり親家 ことに	え庭の こ同意	児童等します
1 5	対象児童									
卜丁	フイライト	ルーム名称		小学标	交トワイ	ライ	トルー	٠٨		
学	年 組		童	- 名			生生	年 月	日	
1	,	ふりがな>	A P	у -Д						
							年	月	日	生
児:	童番号			イライトル ている兄弟			美に申 i	込み		
2 3	変更内容									
	変更適用	用開始日		年	月		日カュダ	う適用関		
			•						-	
	変更	事項		変更前				変更後		
	vario * **	ᅏᄸᇒᄬᄙᄜᄴ	□18時	まで]18 時	まで		
	選択事業	登録の時間帯	□19時	まで		□19時まで				
	選択事業	登録の事由								
	利用料減	免		呆護世帯 り親医療証 也	世帯	事 □ □ (生活保	護世帯親医療		

□減免なし □減免なし □減免なし 注:変更する事項についてのみ、□の中ヘレ印をつけ、変更前後の内容を記載してく ださい。

年 月 日

様

名古屋市長

トワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通知書

さきに申請のありましたトワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容の変更を 承諾し、次のとおり登録内容を決定しましたので通知します。

トワイライトルーム名称			小学校	をトワ	イラ	イト	ノレー	ム			
変更年月日		:	年	月	日						
			-1								
見 童 氏 名	Z 		生	年	月	日		児	童	番	号
			左	F.	月	日	生				
選択事業登録の時間帯					時	まで					
						ш					
利 用 料						円					
選択事業登録の事由											
登 録 期 間	3	年	月	日	\sim			年	月		日
減免適用の有無											
減免後の利用料						円					
減免の事由											
減免する期間							_				
「利用型の独力」とのレイ】											

【利用料の納入について】

- 1 トワイライトルーム利用料は、口座振替(自動払込)により、又は納付書により金融機関等において納付してください。
- 2 口座振替(自動払込)により納付する場合の振替日(払込日)は、毎月25日 となります。
- 3 口座振替(自動払込)の振替日(払込日)が、金融機関等の休業日の場合は翌 営業日)となります。

トワイライトルーム一時利用申込書

(⊭╵	女 七巳士	≓ ⋿						年	月		日
(を 元)	名古屋市	1女		保	護者						
						氏名						
						電話番号						
	次のと	:おり、		小学	・ 校トワィ	イライトル	/一ム一時利	刊用を	を申し	<u></u> 込みす		
		月分)										
	りがな	7,737	-1 -1 / 13 / 13 - 3	<u> </u>								
児:	童氏名											
生	年月日		年	J	月	日生		年	,	月		日生
学生	F 組		年		組	※事務欄		年		ń	組	※事務欄
		日()	: ~	:		日()	:	~	:		
		目()	: ~	:		目()	:	~	:		
利用		日()	: ~	:		日()	:	~	:		
		月()	: ~	:		日()	:	~	:		
]用日	月()	: ~	:		月()	:	~	:		
		目()	: ~	:		目()	:	~	:		
		目()	: ~	:		日()	:	~	:		
		月()	: ~	:		目()	:	~	:		
						計						計
2 :	利用を	希望する	理由	(※村	≌内から	 選んで番 ^り	号を記入し	てく	ださい	١,)		
	護者1 続柄:	番号	클 :)		①就労		5動	③就:	 学・技		 訓練
保	護者2 続柄:	番号	- :)		④傷病⑤妊娠	療養・親族 中・出産後	その利		介護		その他
3	減色の	.由	エムチュ	に楣にワ	1 チェッ	,カ た 飞わ	てくださレ	,)				
							E 口その(f					
	なし											
\•/	× a ±=	r L o /W L	.k≠ ±⊓).⊥	十 本 米,	で出来に	w 悪 み	h-TUH1	D 55 8	al All III su	<u> </u>	1-)	
							りで利用し、 己入しないで			しよせ	. <i>\</i> √∘	
	【事》	务欄 】		1								
	利用等	実績の確認	認日		月	目	確認者氏症	名				

第18号様式

年 月 日

様

名古屋市長

トワイライトルーム一時利用登録・減免不承諾通知書

さきに申請のありましたトワイライトルーム―時利用登録・減免につきまして、 次のとおり承諾できませんので通知します。

児	童	氏	名	生 年 月 日
				年月日生

トワイライトルー	一厶名称	小学校トワイライトルーム					
不承諾の内容							
不承諾の理由							

第19号様式

トワイライトルーム選択事業・一時利用登録取消届

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

侭	R護者				
	住所	(〒	_)	
	ふりがな				
	氏名				
	電話番号				

次のとおり、______小学校トワイライトルーム選択事業・一時利用への登録を取り消したいので届け出ます。

1 対象児童

学年	組	児	童	氏	名		生	年	月	日	
		<ふりがな>				_	左	F	月	日	生
児童	番号										

2 登録取消を希望する制度と登録取消予定日

取消を希望する制度	取消予定日					
□選択事業	年 月 日					
□一時利用	年 月 日					

注:選択事業と一時利用の両方登録を取り消す場合、両方に**☑**チェックを入れ、それ ぞれの取消予定日をご記入ください。

3 登録取消を希望する理由

□学区外へ転居するため	
□親族等(祖父母など)が面倒をみてくれるため	
□就労等の状況が変わり、預ける必要がなくなったため	
□部活動を始め、必要がなくなったため	
□塾などに通うことになり、必要がなくなったため	
□その他()

第20号様式

年 月 日

様

名古屋市長

トワイライトルーム選択事業・一時利用登録及び減免取消通知書

選択事業・一時利用につきまして、次のとおり登録・減免を取り消すこととしましたので通知します。

児 童 氏 名	生 年 月 日	児童番号
	年月日生	
選択事業登録の時間帯	時まで	

トワイライトルーム名称	小学校トワイライトルーム
取消の内容	
取 消 理 由	
取 消 年 月 日	年 月 日
減免取消後の利用料	円

③放課後事業実施校登録·参加児童数実績一覧(令和元年度)

							弇	和元年	度				
区名	学校名	令和 4年度 在籍	登録 者数	参加	者数	月~3			翟日 者数	(再掲)1 参加	7時以降 者数	(再掲)長 中参加 (平	口者数 📗
		児童数 (※1)	14数(※2)	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
瑞穂	弥富小学校	788	420	25,394	88.5	24,701	103.8	693	14.1	6,107	21.3	1,822	42.4
瑞穂	御劒小学校	291	155	6,223	22.0	5,952	25.3	271	5.6	1,449	5.1	835	20.9
瑞穂	堀田小学校	235	131	5,351	18.8	5,080	21.5	271	5.6	960	3.4	805	19.6
瑞穂	汐路小学校	854	405	12,624	44.3	12,262	52.0	362	7.4	1,316	4.6	1,280	31.2
瑞穂	高田小学校	298	175	12,186	42.5	11,585	48.7	601	12.3	3,382	11.8	1,011	23.5
瑞穂	瑞穂小学校	544	270	11,464	40.2	10,929	46.3	535	10.9	1,344	4.7	1,653	40.3
瑞穂	井戸田小学校	308	142	5,942	20.9	5,600	23.7	342	7.1	1,787	6.3	771	18.8
瑞穂	穂波小学校	284	171	7,136	25.1	6,995	29.6	141	2.9	2,140	7.5	1,223	29.8
瑞穂	豊岡小学校	503	275	11,552	40.5	11,190	47.4	362	7.4	2,657	9.3	1,482	36.1
瑞穂	陽明小学校	784	310	12,585	44.6	12,479	53.1	106	2.3	1,843	6.5	1,031	25.8
瑞穂	中根小学校	646	281	11,784	41.5	11,339	48.0	445	9.3	2,548	9.0	1,676	40.9
熱田	高蔵小学校	277	193	12,261	42.7	12,016	50.5	245	5.0	4,027	14.0	1,193	27.7
熱田	旗屋小学校	441	241	16,755	59.4	16,429	69.9	326	6.9	5,442	19.3	2,556	63.9
熱田	千年小学校	290	129	8,098	28.5	7,848	33.4	250	5.1	3,876	13.6	1,061	26.5
熱田	船方小学校	556	224	15,463	53.9	15,164	63.7	299	6.1	3,974	13.8	1,398	32.5
熱田	白鳥小学校	425	224	10,011	35.6	9,870	42.0	141	3.1	1,569	5.6	1,416	35.4
熱田	野立小学校	373	209	11,072	39.0	10,588	44.9	484	10.1	2,257	7.9	1,433	35.0
熱田	大宝小学校	370	169	12,179	42.4	11,954	50.2	225	4.6	3,092	10.8	1,065	24.8
中川	広見小学校	89	63	3,735	13.2	3,571	15.2	164	3.5	976	3.5	556	13.9
中川	露橋小学校	263	151	9,490	33.5	9,135	38.7	355	7.6	2,435	8.6	1,456	35.5
中川	愛知小学校	219	104	5,367	18.8	5,302	22.5	65	1.3	1,760	6.2	670	16.3
中川	八熊小学校	298	156	8,376	29.4	8,219	34.8	157	3.2	1,653	5.8	1,329	32.4
中川	昭和橋小学校	513	228	13,545	47.7	13,087	55.5	458	9.5	3,715	13.1	1,969	48.0
中川	常磐小学校	814	284	13,695	48.7	13,437	57.2	258	5.6	6,268	22.3	1,850	46.3
中川	八幡小学校	652	303	18,711	65.2	18,158	76.3	553	11.3	4,824	16.8	1,509	35.1
中川	荒子小学校	884	390	16,083	56.8	15,620	66.5	463	9.6	5,728	20.2	2,259	56.5
中川	正色小学校	168	107	7,370	26.0	7,030	29.8	340	7.1	2,820	9.9	922	22.5
中川	篠原小学校	494	226	9,846	35.0	9,570	40.7	276	6.0	4,117	14.7	1,506	37.7
中川	戸田小学校	642	306	15,991	55.7	15,589	65.5	402	8.2	2,845	9.9	1,389	32.3
中川	豊治小学校	552	211	13,353	48.0	13,130	56.1	223	5.1	4,606	16.6	1,466	37.6
中川	千音寺小学校	632	256	16,455	57.3	15,801	66.4	654	13.3	6,249	21.8	1,126	26.2

							수.	和元年	.度				(人)
区名	学校名	令和 4年度 在籍	登録 者数	参加	者数	月~金参加			醒日 者数	(再掲)1 ⁻ 参加	7時以降 者数	(再掲)長 中参加 (平	□者数
		児童数 (※1)	(※2)	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
中川	長須賀小学校	363	161	10,024	35.4	9,667	41.1	357	7.4	3,059	10.8	1,622	40.6
中川	万場小学校	390	170	11,018	38.8	10,463	44.3	555	11.6	2,613	9.2	1,497	36.5
中川	野田小学校	517	234	13,392	48.0	13,132	56.1	260	5.8	3,373	12.1	1,503	37.6
中川	明正小学校	196	126	8,036	28.2	7,862	33.3	174	3.6	2,778	9.7	1,459	35.6
中川	中島小学校	463	225	11,225	39.8	10,948	46.6	277	5.9	5,369	19.0	1,481	37.0
中川	玉川小学校	271	171	8,361	29.6	8,188	34.8	173	3.7	2,074	7.4	1,696	42.4
中川	西中島小学校	292	123	7,487	26.6	7,318	31.1	169	3.7	4,159	14.8	738	18.0
中川	五反田小学校	482	253	19,347	69.1	18,677	80.2	670	14.3	4,150	14.8	2,566	64.2
中川	春田小学校	405	234	10,907	38.8	10,570	45.2	337	7.2	4,249	15.1	1,392	35.7
中川	赤星小学校	360	173	6,717	23.7	6,225	26.4	492	10.3	2,792	9.8	906	22.1
中川	西前田小学校	215	106	7,456	26.3	7,193	30.5	263	5.6	2,143	7.6	952	23.2
緑	鳴海小学校	644	422	21,681	76.6	21,416	90.7	265	5.6	6,380	22.5	2,854	69.6
緑	平子小学校	475	269	11,450	40.6	10,976	46.7	474	10.1	2,533	9.0	1,964	49.1
緑	鳴海東部小学校	830	492	18,017	62.8	17,762	74.6	255	5.2	3,211	11.2	1,266	29.4
緑	東丘小学校	870	523	18,872	67.9	18,196	78.1	676	15.0	4,636	16.7	3,305	87.0
緑	鳴子小学校	472	285	11,635	41.1	11,283	48.0	352	7.3	3,690	13.0	1,563	39.1
緑	有松小学校	609	292	14,092	49.1	13,731	57.7	361	7.4	4,426	15.4	1,245	29.0
緑	大高小学校	670	308	14,729	52.0	14,413	61.1	316	6.7	4,445	15.7	1,961	47.8
緑	緑小学校	364	209	10,539	37.6	9,923	42.2	616	13.7	5,814	20.8	1,311	32.8
緑	片平小学校	584	289	12,625	44.9	12,242	51.9	383	8.5	3,303	11.8	2,024	49.4
緑	戸笠小学校	456	288	11,890	41.4	11,653	49.0	237	4.8	2,626	9.1	784	18.2
緑	太子小学校	414	258	10,112	35.9	9,586	40.8	526	11.2	2,969	10.5	1,478	37.0
緑	旭出小学校	546	286	10,553	37.6	10,229	43.5	324	7.0	2,439	8.7	1,549	38.7
緑	浦里小学校	202	123	6,739	23.9	6,568	27.9	171	3.6	837	3.0	1,028	25.7
緑	黒石小学校	272	156	9,385	32.7	8,972	37.7	413	8.4	3,683	12.8	848	19.7
緑	神の倉小学校	597	326	17,734	62.2	17,339	73.4	395	8.1	5,563	19.5	2,423	59.1
緑	長根台小学校	479	207	12,652	44.7	12,416	52.8	236	4.9	4,129	14.6	1,518	38.0
緑	桶狭間小学校	693	421	14,601	52.3	14,373	61.2	228	5.2	4,358	15.6	2,258	56.5
緑	相原小学校	517	265	12,905	45.3	12,542	53.1	363	7.4	3,116	10.9	1,670	40.7
緑	桃山小学校	512	280	8,805	31.2	8,567	36.3	238	5.2	2,264	8.0	1,725	42.1
緑	南陵小学校	478	271	11,313	39.4	11,075	46.5	238	4.9	2,074	7.2	1,003	23.3
緑	大高北小学校	343	189	14,665	51.8	14,077	59.6	588	12.5	4,752	16.8	1,994	48.6
緑	大高南小学校	886	467	20,091	70.7	19,693	83.4	398	8.3	7,709	27.1	2,398	58.5

							수	和元年	度				() ()
区名	学校名	令和 4年度 在籍	登録者数	参加	者数	月~3			翟日 者数		7時以降 者数	中参加	期休業 □者数 日)
		児童数 (※1)	13数(※2)	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
緑	徳重小学校	636	348	 		13,251	56.1	476	9.9	3,881	13.7	1,862	45.4
緑	滝ノ水小学校	422	324	13,387	47.3	12,877	54.6	510	10.9	3,174	11.2	1,367	33.3
緑	大清水小学校	907	462	15,889	56.1	15,487	65.9	402	8.4	6,411	22.7	2,233	55.8
緑	常安小学校	225	183	7,629	27.1	7,334	31.3	295	6.1	1,910	6.8	1,081	27.0
緑	小坂小学校	397	234	10,955	38.2	10,621	44.6	334	6.8	2,943	10.3	901	21.0
緑	熊の前小学校	755	458	16,570	58.8	16,187	68.9	383	8.1	5,136	18.2	2,185	54.6

^{※1} 令和4年5月1日現在の小学校の在籍児童数です。

^{※2} 登録者数は令和2年3月末時点の数値です。

③放課後事業実施校登録・参加児童数実績一覧(令和2年度)

							ŕ	內和2年	 度				(人)
区名	学校名	令和 4年度 在籍	登録 者数	参加	者数	月~金参加			翟日 者数	(再掲)1 ⁻ 参加	7時以降 者数	(再掲)長 中参加 (平	0者数
		児童数 (※1)	(※2)	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
瑞穂	弥富小学校	788	354	16,437	56.1	16,292	67.0	145	2.9	4,078	13.9	1,343	51.7
瑞穂	御劒小学校	291	130	3,843	13.4	3,709	15.6	134	2.7	968	3.4	259	12.3
瑞穂	堀田小学校	235	89	4,437	15.5	4,294	18.0	143	3.0	1,148	4.0	395	17.2
瑞穂	汐路小学校	854	335	10,834	38.7	10,619	45.6	215	4.6	1,181	4.2	300	18.8
瑞穂	高田小学校	298	162	7,853	26.9	7,442	30.8	411	8.2	2,477	8.5	784	30.2
瑞穂	瑞穂小学校	544	253	8,514	29.3	8,261	34.1	253	5.2	1,242	4.3	708	28.3
瑞穂	井戸田小学校	308	141	3,304	11.6	3,194	13.5	110	2.2	765	2.7	245	12.3
瑞穂	穂波小学校	284	161	3,028	10.5	2,978	12.4	50	1.0	627	2.2	337	14.7
瑞穂	豊岡小学校	503	232	6,921	23.9	6,798	28.2	123	2.5	1,773	6.1	594	24.8
瑞穂	陽明小学校	784	277	8,696	30.2	8,632	36.1	64	1.3	1,393	4.8	287	13.0
瑞穂	中根小学校	646	202	5,593	19.6	5,487	23.1	106	2.2	1,306	4.6	485	23.1
熱田	高蔵小学校	277	160	9,749	33.3	9,548	39.3	201	4.0	3,055	10.4	1,035	39.8
熱田	旗屋小学校	441	194	8,705	30.5	8,641	36.5	64	1.3	2,660	9.3	921	46.1
熱田	千年小学校	290	108	5,543	19.4	5,482	23.1	61	1.3	2,788	9.8	416	20.8
熱田	船方小学校	556	207	10,624	36.3	10,487	43.2	137	2.7	2,471	8.4	1,125	43.3
熱田	白鳥小学校	425	187	5,557	19.4	5,494	23.2	63	1.3	670	2.3	461	23.1
熱田	野立小学校	373	177	4,599	15.9	4,448	18.5	151	3.1	1,112	3.8	483	20.1
熱田	大宝小学校	370	183	9,012	31.1	8,922	37.0	90	1.8	2,161	7.5	887	34.1
中川	広見小学校	89	49	2,836	9.8	2,749	11.4	87	1.8	421	1.5	204	8.5
中川	露橋小学校	263	135	5,975	20.7	5,798	24.3	177	3.6	1,009	3.5	468	21.3
中川	愛知小学校	219	87	3,974	13.8	3,920	16.3	54	1.1	1,829	6.3	295	12.3
中川	八熊小学校	298	111	3,462	11.9	3,385	14.0	77	1.6	683	2.4	293	12.2
中川	昭和橋小学校	513	204	10,330	35.6	10,076	41.8	254	5.2	3,608	12.4	854	35.6
中川	常磐小学校	814	210	5,561	19.6	5,478	23.1	83	1.8	2,661	9.4	341	17.1
中川	八幡小学校	652	217	7,062	24.4	6,872	28.5	190	3.9	2,492	8.6	670	25.8
中川	荒子小学校	884	256	10,881	37.7	10,591	44.1	290	5.9	4,112	14.2	791	34.4
中川	正色小学校	168	91	5,583	19.3	5,331	22.2	252	5.1	1,349	4.7	461	20.0
中川	篠原小学校	494	168	6,053	21.2	5,768	24.3	285	5.8	3,660	12.8	524	26.2
中川	戸田小学校	642	240	9,780	33.4	9,609	39.5	171	3.4	2,809	9.6	916	35.2
中川	豊治小学校	552	178	5,998	20.9	5,914	24.8	84	1.7	1,814	6.3	487	23.2
中川	千音寺小学校	632	218	9,329	31.8	9,100	37.4	229	4.6	2,554	8.7	828	31.8
中川	長須賀小学校	363	120	6,038	20.9	5,879	24.5	159	3.2	1,922	6.7	577	25.1
中川	万場小学校	390	126	5,551	19.2	5,322	22.2	229	4.7	1,113	3.9	343	14.9

								·加2年	 度				(人)
区名	学校名	令和 4年度 在籍	登録	参加	者数	月~金参加	金曜日 者数	土 ^印 参加	醒日 者数	(再掲)1 ⁻ 参加	7時以降 者数	(再掲)長 中参加 (平	口者数
		児童数 (※1)	者数 (※2)	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
中川	野田小学校	517	222	7,889	27.9	7,763	33.0	126	2.6	2,184	7.7	461	22.0
中川	明正小学校	196	90	4,637	16.0	4,527	18.8	110	2.2	887	3.1	365	15.2
中川	中島小学校	463	176	7,644	26.6	7,524	31.6	120	2.4	3,911	13.6	516	22.4
中川	玉川小学校	271	167	5,203	18.1	5,003	20.9	200	4.1	1,052	3.7	470	21.4
中川	西中島小学校	292	112	5,576	19.5	5,346	22.6	230	4.7	2,926	10.2	453	20.6
中川	五反田小学校	482	214	12,662	44.4	12,363	52.4	299	6.1	2,410	8.5	1,057	50.3
中川	春田小学校	405	227	8,728	30.1	8,408	34.9	320	6.5	4,042	13.9	677	28.2
中川	赤星小学校	360	111	4,171	14.4	4,105	17.1	66	1.3	1,689	5.8	213	9.3
中川	西前田小学校	215	105	4,560	15.7	4,335	18.0	225	4.6	646	2.2	476	19.8
緑	鳴海小学校	644	398	13,494	47.2	13,371	56.4	123	2.5	4,590	16.0	855	42.8
緑	平子小学校	475	222	8,733	30.2	8,538	35.6	195	4.0	2,433	8.4	776	33.7
緑	鳴海東部小学校	830	467	13,172	45.3	12,994	53.9	178	3.6	2,435	8.4	980	37.7
緑	東丘小学校	870	465	9,467	33.1	9,173	38.5	294	6.1	1,422	5.0	621	29.6
緑	鳴子小学校	472	284	7,856	27.5	7,589	32.0	267	5.4	3,261	11.4	530	26.5
緑	有松小学校	609	196	8,229	28.9	8,082	34.2	147	3.0	2,833	9.9	840	32.3
緑	大高小学校	670	238	10,710	37.4	10,642	44.9	68	1.4	3,146	11.0	701	35.1
緑	緑小学校	364	200	7,013	24.4	6,882	28.8	131	2.7	3,565	12.4	500	22.7
緑	片平小学校	584	238	9,135	31.7	8,981	37.6	154	3.1	2,051	7.1	706	32.1
緑	戸笠小学校	456	258	6,964	23.8	6,899	28.4	65	1.3	1,940	6.6	597	23.0
緑	太子小学校	414	200	6,775	23.6	6,615	27.8	160	3.3	2,168	7.6	587	28.0
緑	旭出小学校	546	221	7,970	28.0	7,820	33.0	150	3.1	2,959	10.4	527	26.4
緑	浦里小学校	202	108	5,239	18.1	5,128	21.4	111	2.3	546	1.9	492	21.4
緑	黒石小学校	272	160	7,592	25.9	7,350	30.2	242	4.8	2,766	9.4	720	27.7
緑	神の倉小学校	597	297	12,443	42.9	12,231	50.8	212	4.3	3,749	12.9	1,096	45.7
緑	長根台小学校	479	190	6,709	23.5	6,633	27.9	76	1.6	1,173	4.1	424	20.2
緑	桶狭間小学校	693	312	8,839	30.8	8,710	36.3	129	2.7	2,396	8.3	714	31.0
緑	相原小学校	517	184	9,434	32.5	9,242	38.3	192	3.9	1,906	6.6	586	24.4
緑	桃山小学校	512	229	6,940	24.1	6,759	28.3	181	3.7	2,343	8.1	464	21.1
緑	南陵小学校	478	227	6,398	22.0	6,175	25.6	223	4.5	1,750	6.0	589	22.7
緑	大高北小学校	343	158	10,579	36.7	10,119	42.3	460	9.4	3,577	12.4	720	32.7
緑	大高南小学校	886	415	15,313	52.8	15,189	63.0	124	2.5	4,182	14.4	797	33.2
緑	徳重小学校	636	347	9,028	31.2	8,923	37.2	105	2.1	2,262	7.8	673	29.3
緑	滝ノ水小学校	422	282	8,666	30.0	8,400	35.0	266	5.4	2,389	8.3	428	18.6
緑	大清水小学校	907	321	11,120	38.5	10,907	45.4	213	4.3	4,631	16.0	747	32.5
緑	常安小学校	225	117	2,658	9.3	2,572	10.8	86	1.8	421	1.5	191	8.7

								100 E					
							Ĩ	計和2年					
区名	学校名	令和 4年度 在籍	登録者数	参加	者数	月~3		土 ^田 参加	_	(再掲)1 参加	7時以降 者数	中参加	期休業 口者数 日)
		児童数 (※1)	13数(※2)	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
緑	小坂小学校	397	196	6,854	23.4	6,666	27.4	188	3.8	2,107	7.2	513	19.7
緑	熊の前小学校	755	370	13,274	46.1	13,013	54.4	261	5.3	4,654	16.2	944	42.9

^{※1} 令和4年5月1日現在の小学校の在籍児童数です。

^{※2} 登録者数は令和3年3月末時点の数値です。

③放課後事業実施校登録・参加児童数実績一覧(令和3年度)

							ŕ	介和3年	 度				
区名	学校名	令和 4年度 在籍	登録 者数	参加	者数	月~金参加	全曜日 者数		翟日 者数	(再掲)1 ⁻ 参加	7時以降 者数	(再掲)長 中参加 (平	0者数
		児童数 (※1)	(※2)	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
瑞穂	弥富小学校	788	340	17,759	63.0	17,602	75.2	157	3.3	4,958	17.6	2,687	65.5
瑞穂	御劒小学校	291	132	4,037	14.0	3,854	16.1	183	3.7	618	2.1	544	14.3
瑞穂	堀田小学校	235	90	5,030	17.5	4,779	20.1	251	5.0	1,089	3.8	686	17.6
瑞穂	汐路小学校	854	418	16,900	59.1	16,577	69.9	323	6.6	2,170	7.6	1,322	33.1
瑞穂	高田小学校	298	148	9,698	33.1	9,306	38.5	392	7.7	2,824	9.6	1,677	40.9
瑞穂	瑞穂小学校	544	238	9,876	34.7	9,575	40.6	301	6.1	1,558	5.5	1,234	30.9
瑞穂	井戸田小学校	308	108	4,729	16.6	4,587	19.5	142	2.8	853	3.0	565	16.6
瑞穂	穂波小学校	284	104	2,932	10.1	2,880	12.0	52	1.0	549	1.9	325	8.3
瑞穂	豊岡小学校	503	257	9,455	33.9	9,195	39.8	260	5.4	2,704	9.7	1,216	31.2
瑞穂	陽明小学校	784	269	9,848	34.2	9,781	41.1	67	1.3	1,084	3.8	433	11.7
瑞穂	中根小学校	646	209	7,515	25.9	7,436	31.0	79	1.6	2,377	8.2	1,208	31.0
熱田	高蔵小学校	277	175	10,890	37.7	10,522	44.0	368	7.4	3,982	13.8	1,905	46.5
熱田	旗屋小学校	441	183	9,870	34.5	9,743	41.3	127	2.5	3,385	11.8	1,531	43.7
熱田	千年小学校	290	111	5,565	19.3	5,506	23.0	59	1.2	2,108	7.3	695	18.3
熱田	船方小学校	556	212	10,580	36.1	10,485	43.3	95	1.9	1,651	5.6	1,657	40.4
熱田	白鳥小学校	425	152	7,686	26.9	7,606	32.2	80	1.6	1,821	6.4	830	23.7
熱田	野立小学校	373	180	7,048	24.3	6,775	28.2	273	5.5	1,194	4.1	1,021	26.2
熱田	大宝小学校	370	195	11,793	40.8	11,486	48.1	307	6.1	4,186	14.5	1,837	44.8
中川	広見小学校	89	49	2,817	10.0	2,739	11.7	78	1.6	530	1.9	262	6.9
中川	露橋小学校	263	125	5,461	19.2	5,343	22.6	118	2.4	924	3.2	863	22.7
中川	愛知小学校	219	88	5,200	17.9	5,104	21.3	96	1.9	1,344	4.6	666	17.1
中川	八熊小学校	298	90	2,896	10.0	2,831	11.8	65	1.3	805	2.8	382	9.8
中川	昭和橋小学校	513	205	11,508	41.1	11,242	48.5	266	5.5	2,934	10.5	1,450	39.2
中川	常磐小学校	814	149	4,173	15.3	4,123	18.3	50	1.1	1,623	6.0	396	12.4
中川	八幡小学校	652	188	8,051	28.2	7,730	32.8	321	6.4	2,422	8.5	1,114	27.2
中川	荒子小学校	884	276	10,826	37.5	10,642	44.5	184	3.7	3,784	13.1	1,321	34.8
中川	正色小学校	168	89	5,265	18.3	5,017	21.1	248	5.1	1,286	4.5	748	18.7
中川	篠原小学校	494	179	7,356	26.2	6,999	30.2	357	7.3	3,993	14.2	986	28.2
中川	戸田小学校	642	233	11,544	40.4	11,330	47.8	214	4.4	3,897	13.6	1,616	39.4
中川	豊治小学校	552	161	6,695	23.5	6,548	27.6	147	3.1	1,921	6.7	801	22.3
中川	千音寺小学校	632	200	12,739	44.1	12,254	51.3	485	9.7	4,602	15.9	1,567	38.2
中川	長須賀小学校	363	138	6,004	20.8	5,901	24.7	103	2.1	1,352	4.7	819	21.6
中川	万場小学校	390	127	5,432	19.3	5,325	22.8	107	2.3	1,313	4.7	603	15.9

								· 分和3年	 度				(人)
区名	学校名	令和 4年度 在籍	登録 者数	参加	者数	月~金参加			翟日 者数	(再掲)1 ⁻ 参加	7時以降 者数	(再掲)長 中参加 (平	口者数
		児童数 (※1)	(※2)	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
中川	野田小学校	517	176	7,936	27.5	7,787	32.6	149	3.0	2,039	7.1	868	22.8
中川	明正小学校	196	86	4,067	14.0	3,948	16.4	119	2.4	806	2.8	632	15.8
中川	中島小学校	463	190	10,102	35.6	9,826	41.8	276	5.6	3,586	12.6	1,240	33.5
中川	玉川小学校	271	137	4,661	16.2	4,540	19.2	121	2.4	1,079	3.8	756	21.0
中川	西中島小学校	292	101	5,535	19.4	5,320	22.4	215	4.5	2,652	9.3	753	19.8
中川	五反田小学校	482	217	11,821	41.9	11,468	49.4	353	7.1	2,348	8.3	1,653	45.9
中川	春田小学校	405	201	8,774	30.9	8,399	35.7	375	7.7	3,715	13.1	1,108	29.9
中川	赤星小学校	360	122	5,102	18.1	4,893	20.9	209	4.4	2,277	8.1	690	17.7
中川	西前田小学校	215	100	4,766	16.5	4,629	19.3	137	2.9	1,059	3.7	573	14.7
守山	上志段味 小学校※3	679	296	11,261	39.5	11,133	47.2	128	2.6	3,406	12.0	1562	44.6
緑	鳴海小学校	644	376	16,861	60.0	16,651	71.8	210	4.3	5,201	18.5	2,016	56.0
緑	平子小学校	475	214	7,965	27.7	7,742	32.4	223	4.6	1,771	6.1	1,386	36.5
緑	鳴海東部小学校	830	417	12,221	43.0	12,104	51.5	117	2.4	2,142	7.5	1,720	42.0
緑	東丘小学校	870	408	14,104	49.5	13,749	58.3	355	7.2	2,205	7.7	1,800	51.4
緑	鳴子小学校	472	252	8,732	30.9	8,434	36.0	298	6.1	3,205	11.3	1,092	33.1
緑	有松小学校	609	197	11,653	39.8	11,466	47.4	187	3.7	3,997	13.6	1,615	39.4
緑	大高小学校	670	233	12,022	41.7	11,835	49.7	187	3.7	2,782	9.7	1,290	34.9
緑	緑小学校	364	192	8,379	29.2	8,279	34.6	100	2.1	3,795	13.2	1,115	29.3
緑	片平小学校	584	217	10,174	35.8	10,009	42.4	165	3.4	2,880	10.1	1,516	39.9
緑	戸笠小学校	456	227	8,256	28.2	8,199	33.9	57	1.1	2,330	8.0	1,301	31.7
緑	太子小学校	414	189	8,665	30.3	8,508	36.1	157	3.1	2,815	9.8	1,313	37.5
緑	旭出小学校	546	232	9,539	33.6	9,369	39.9	170	3.5	3,104	10.9	1,319	34.7
緑	浦里小学校	202	108	5,714	19.7	5,586	23.3	128	2.6	413	1.4	896	23.0
緑	黒石小学校	272	152	9,522	32.9	9,105	38.1	417	8.3	2,966	10.3	1,471	35.9
緑	神の倉小学校	597	320	13,280	46.1	12,922	54.3	358	7.2	4,732	16.4	2,064	52.9
緑	長根台小学校	479	222	8,236	28.7	8,136	34.3	100	2.0	1,325	4.6	1,109	30.8
緑	桶狭間小学校	693	343	12,102	42.6	11,875	50.3	227	4.7	4,527	15.9	1,585	40.6
緑	相原小学校	517	229	12,542	43.1	11,813	49.0	729	14.6	3,717	12.8	1,378	34.5
緑	桃山小学校	512	230	8,767	31.8	8,581	37.6	186	3.9	2,482	9.0	949	29.7
緑	南陵小学校	478	169	6,326	22.4	6,131	26.3	195	3.9	1,724	6.1	1,157	28.2
緑	大高北小学校	343	184	11,166	38.5	10,871	45.3	295	5.9	2,560	8.8	1,248	30.4
緑	大高南小学校	886	369	16,581	57.8	16,399	69.2	182	3.6	3,847	13.4	1,577	43.8
緑	徳重小学校	636	357	9,734	33.9	9,619	40.6	115	2.3	2,346	8.2	1,191	30.5
緑	滝ノ水小学校	422	255	9,657	33.8	9,350	39.6	307	6.1	2,395	8.4	1,186	31.2

								7和3年	 度				()()
区名	学校名	令和 4年度 在籍	登録 者数	参加	者数	月~金参加	建田	土即	醒日 者数		7時以降 者数	(再掲)長 中参加 (平	口者数
111		児童数 (※1)	14数(※2)	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
緑	大清水小学校	907	341	12,167	42.1	11,878	49.7	289	5.8	3,487	12.1	1,231	32.4
緑	常安小学校	225	124	3,427	11.9	3,348	14.0	79	1.6	333	1.2	567	14.9
緑	小坂小学校	397	165	7,218	24.6	7,155	29.6	63	1.2	1,686	5.8	1,169	28.5
緑	熊の前小学校	755	363	11,766	40.9	11,461	48.2	305	6.1	3,130	10.9	1,635	44.2

- ※1 令和4年5月1日現在の小学校の在籍児童数です。
- ※2 登録者数は令和4年3月末時点の数値です。
- ※3 守山区上志段味小学校は令和3年度からの新設校です。

④トワイライトルーム実施校選択事業登録及び選択事業参加実績一覧

<u>(4)</u>	・ワイライト	-ルーム	実施	校選:	択事:	業登	録及	び選	択事	業参	加実	積一 <u></u>	莧													(人)
					令和力	元年度					令和:	2年度					令和	3年度					令和4	年4月		
区名	学校名	令和4年 度 在籍	選択 登録リ (※	事業 1童数 (1)	の間にし	に帰宅 た	18時~ の間/ し 参加リ	に帰宅 た	選択 登録リ (※	きゅうきょうしゅう	の間し	に帰宅た	18時~ の間に 参加リ	た帰宅	選択 登録リ (※	見童数	の間にし	に帰宅 た	18時~ の間/ し 参加リ	た	選択登録」	!事業 児童数	の間し	に帰宅 た	18時~ の間に を加り	に帰宅 た
		児童数	18時 まで	19時 まで	延べ	1日 あた り	延べ	1日 あた り	18時 まで	19時 まで	延べ	1日 あた り	延べ	1日 あた り	18時 まで	19時 まで	延べ	1日 あた り	延べ	1日 あた り	18時 まで	19時 まで	延べ	1日 あた り	延べ	1日 あた り
瑞穂	弥富小学校	788	56	25	6,107	21.3	3,019	10.5	36	16	4,078	13.9	1,843	6.3	45	17	4,389	15.6	1,893	6.7	56	21	393	15.7	152	6.1
瑞穂	高田小学校	298	25	11	3,382	11.8	1,592	5.5	18	7	2,477	8.5	942	3.2	21	9	3,170	10.8	869	3.0	22	7	330	13.2	60	2.4
熱田	高蔵小学校	277	33	11	4,027	14.0	1,400	4.9	26	10	3,055	10.4	1,116	3.8	30	9	4,883	16.9	1,529	5.3	45	9	455	18.2	136	5.4
熱田	船方小学校	556	40	4	3,974	13.8	636	2.2	31	6	2,471	8.4	958	3.3	19	9	2,654	9.1	894	3.1	16	11	178	7.1	50	2.0
熱田	大宝小学校	370	29	11	3,092	10.8	1,356	4.7	30	11	2,161	7.5	992	3.4	44	11	3,974	13.8	844	2.9	40	18	402	16.1	89	3.6
中川	八幡小学校	652	41	8	4,824	16.8	1,008	3.5	24	8	2,492	8.6	1,018	3.5	29	5	1,820	6.4	1,199	4.2	34	7	149	6.0	64	2.6
中川	戸田小学校	642	33	6	2,845	9.9	765	2.7	32	7	2,809	9.6	919	3.1	37	4	4,002	14.0	886	3.1	52	8	386	15.4	134	5.4
中川	千音寺小学校	632	65	11	6,249	21.8	1,910	6.7	40	8	2,554	8.7	1,214	4.1	32	9	2,870	9.9	894	3.1	45	13	304	12.2	46	1.8
緑	鳴海東部小学校	830	37	5	3,211	11.2	486	1.7	27	11	2,435	8.4	1,140	3.9	34	11	942	3.3	323	1.1	39	13	136	5.4	29	1.2
緑	有松小学校	609	48	11	4,426	15.4	1,325	4.6	33	6	2,833	9.9	598	2.1	38	6	2,384	8.1	1,261	4.3	44	9	284	11.4	90	3.6
緑	戸笠小学校	456	29	6	2,626	9.1	636	2.2	21	8	1,940	6.6	739	2.5	22	5	3,735	12.7	407	1.4	28	9	351	14.0	90	3.6
緑	黒石小学校	272	29	2	3,683	12.8	617	2.1	21	5	2,766	9.4	612	2.1	24	7	2,646	9.2	570	2.0	24	10	236	9.4	53	2.1
緑	南陵小学校	478	20	10	2,074	7.2	1,169	4.1	14	5	1,750	6.0	528	1.8	19	4	2,650	9.4	865	3.1	23	4	229	9.2	89	3.6

④トワイライトルーム実施校選択事業登録及び選択事業参加実績一覧

()	Ĺ)	
				1

					令和力	元年度					令和:	2年度					令和:	3年度					令和4	年4月		
区名	学校名	令和4年 度 在籍	選択 登録リ (※	きゅうきょう きゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしん 重数	の間にし	~18時 こ帰宅 た 見童数	の間にし	に帰宅た		事業 1童数 (1)	の間にし	た帰宅	の間に	た帰宅	選択 登録リ (※	事業 記童数 1)	の間にし	~18時 に帰宅 た 見童数	の間にし	<i>t</i> =	選択登録リ	事業 記童数	の間にし	~18時 に帰宅 た 見童数	の間に	たった
	大学校石 在籍		1日 あた り	延べ	1日 あた り	18時 まで	19時 まで	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	18時 まで	19時 まで	延べ	1日 あた り	延べ	1日 あた り	18時 まで	19時 まで	延べ	1日 あた り	延べ	1日 あた り			
緑	大高北小学校	343			(令和元	年度∙	令和2:	年度は	スクー	ル実施	<u>i</u>)			24	6	1,686	5.8	544	1.9	31	9	253	10.1	82	3.3
緑	小坂小学校	397	23	8	2,943	10.3	1,209	4.2	18	6	2,107	7.2	614	2.1	24	6	1,686	5.8	544	1.9	27	8	215	8.6	84	3.4

^{※1} 令和元年度・令和2年度・令和3年度の選択事業登録児童数は、各年度の3月末時点の数値です。

⑤プレイルーム以外の主な活動場所の利用状況について

- ※ プレイルーム以外の活動場所は、学校教育に支障が出ない範囲での利用となります。
- ※本市が令和3年度に全トワイライトスクール及びトワイライトルームを対象として実施した調査等を基に作成しています。令和5年度以降の施設利用を保障するものではありません。

I

ı

 【使用頻度の凡例】

 1:ほぼ毎日
 2:週に数回程度
 3:月に数回程度

 4:学期に数回程度
 5:年に1~2回程度
 6:長期休業中のみ

7:使用していない 8:該当がない

区名	学校名	運動場	中庭	プレイルーム 以外の屋内の スペース	体育館	図書館	他の教室 (特別教室等)
瑞穂	弥富	1	1	1	3	7	7
瑞穂	御劔	3	7	8	4	7	7
瑞穂	堀田	3	3	8	3	7	5
瑞穂	汐路	4	5	8	7	7	7
瑞穂	高田	2	8	8	5	7	5
瑞穂	瑞穂	6	8	1	5	7	7
瑞穂	井戸田	2	8	8	5	7	4
瑞穂	穂波	6	1	8	3	3	7
瑞穂	豊岡	2	8	7	5	7	7
瑞穂	陽明	7	6	8	3	5	7
瑞穂	中根	1	1	1	7	7	7
熱田	高蔵	1	8	8	4	7	4
熱田	旗屋	2	1	1	2	7	1
熱田	千年	2	8	8	7	7	7
熱田	船方	1	7	8	7	7	7
熱田	白鳥	2	8	8	2	5	4
熱田	野立	3	7	7	5	7	7
熱田	大宝	6	6	7	7	7	7
中川	広見	2	2	8	7	7	7
中川	露橋	3	7	7	7	7	7
中川	愛知	3	7	8	3	7	7
中川	八熊	1	8	3	7	7	7
中川	昭和橋	2	8	8	7	7	7
中川	常磐	5	8	8	7	7	7
中川	八幡	3	8	7	3	7	3
中川	荒子	4	7	7	5	7	7
中川	正色	3	2	5	3	7	7
中川	篠原	3	8	8	7	7	7
中川	戸田	1	7	7	3	7	7
中川	豊治	3	8	8	4	7	7
中川	千音寺	1	7	7	5	7	7
中川	長須賀	3	8	8	7	7	7
中川	万場	3	3	8	4	7	7
中川	野田	6	3	7	3	7	3
中川	明正	1	1	1	7	7	7

⑤プレイルーム以外の主な活動場所の利用状況について

- ※ プレイルーム以外の活動場所は、学校教育に支障が出ない範囲での利用となります。
- ※本市が令和3年度に全トワイライトスクール及びトワイライトルームを対象として実施した調査等を基に作成しています。令和5年度以降の施設利用を保障するものではありません。

I

【使用頻度の凡例】 1 : ほぼ毎日 2 : 週に数回程度 3 : 月に数回程度 4 : 学期に数回程度 5 : 年に1~2回程度 6 : 長期休業中のみ

7:使用していない 8:該当がない

区名	学校名	運動場	中庭	プレイルーム 以外の屋内の スペース	体育館	図書館	他の教室 (特別教室等)
中川	中島	2	5	5	7	7	7
中川	玉川	2	1	7	1	7	3
中川	西中島	4	1	8	3	7	3
中川	五反田	2	8	8	7	7	4
中川	春田	2	2	8	2	7	7
中川	赤星	3	4	8	2	7	7
中川	西前田	3	1	1	2	7	5
守山	上志段味	2	7	7	7	7	1
緑	鳴海	5	8	8	5	7	1
緑	平子	4	7	7	3	7	7
緑	鳴海東部	6	8	7	5	7	2
緑	東丘	2	2	8	2	7	1
緑	鳴子	2	7	8	2	5	3
緑	有松	1	8	8	3	7	7
緑	大高	7	2	1	3	7	7
緑	緑	2	8	8	3	2	2
緑	片平	2	8	8	3	7	2
緑	戸笠	3	8	8	4	7	7
緑	太子	2	1	8	2	7	1
緑	旭出	3	6	7	7	7	3
緑	浦里	2	7	4	7	7	7
緑	黒石	3	7	1	4	7	7
緑	神の倉	2	8	8	3	7	1
緑	長根台	2	2	7	7	7	7
緑	桶狭間	2	1	1	3	7	7
緑	相原	1	1	8	4	7	1
緑	桃山	5	5	1	2	1	4
緑	南陵	2	2	8	7	7	7
緑	大高北	1	1	7	7	7	7
緑	大高南	2	8	8	2	7	4
緑	徳重	1	8	3	3	5	7
緑	滝ノ水	1	8	8	7	7	7
緑	大清水	1	8	8	7	5	7
緑	常安	7	7	7	1	1	2
緑	小坂	4	7	7	1	7	7
緑	熊の前	4	7	7	4	7	3

⑥地域協力員の人数と主な体験活動について

区名	学校名	地域協力員※)	しています。 ※コロナウイル	ンス感染防止 <i>の</i>		構座もあります 。	トルームから発	:行された「たより ≠*	」の主な講座内	容を基に作成
瑞穂	弥富	7	花アレンジ	手話	歌・音楽	■・ 天旭されて 工作	紙飛行機	<u> </u>		
瑞穂	御劔	11	話・読み聞かせ		折り紙	英語	絵手紙	手芸	花アレンジ	運動
瑞穂	堀田	16	話・読み聞かせ		囲碁・将棋	プラ板	手芸	マジック	167 2 7	注 到
瑞穂	汐路	12	話・読み聞かせ		囲碁・将棋	工作	花アレンジ	グランドゴルフ		
瑞穂	高田	9	話・読み聞かせ		マジック	手芸	工作	折り紙	タグラグビー	
喘穂	瑞穂	10	話・読み聞かせ		折り紙	工作	手芸	マジック	英語	花アレンジ
喘穂	井戸田	7	手芸	工作	球技	グランドゴルフ	JA		X m	167 6 7 7
喘穂	穂波	9	話・読み聞かせ		W1X	7 7 7 1 1707				
喘穂	豊岡	12	紙芝居	折り紙	伝承遊び	球技	運動	走り方		
喘穂	陽明	11	絵		工作		建到	足り刀		
瑞穂	中根	14	英語	英語	<u></u> 1 F	球技				
熱田	高蔵	9	7	紅 	日レ服白	75° 7	丁 //-	山	I-I: +±	
熱田	旗屋	5	話・読み聞かせ		星と野鳥	マジック	工作	ぬり絵	球技	
熱田	千年	6	紙芝居	マジック	百人一首	紙すき	工作	絵手紙	ボッチャ	
	船方	10	話・読み聞かせ		折り紙	紙すき	防災教室	手芸	マジック	
熱田	白鳥	9	話・読み聞かせ		紙工作	I- 11 for	- /L		12 -	
	野立	8	話・読み聞かせ		書き方	折り紙	工作	手芸	ボッチャ	
	大宝		話・読み聞かせ		英語	運動	球技			
		16	百人一首	伝承遊び	そろばん	球技	運動	ボッチャ		
	広見	8	紙芝居	囲碁・将棋	絵	英語	書き方	歌・音楽	マジック	工作
中川	露橋	10	話・読み聞かせ	紙芝居	マジック	書き方	手芸	工作	球技	グランドゴル
中川	愛知	6	話・読み聞かせ	マジック	歌・音楽	伝承遊び	運動	球技		
	八熊	9	話・読み聞かせ	囲碁・将棋	歌・音楽	工作	折り紙	バルンアート	ボッチャ	
	昭和橋		紙芝居	マジック	ゲーム遊び					
	常磐	8								
	八幡	12	話・読み聞かせ	マジック	伝承遊び	科学遊び	踊り	グランドゴルフ	球技	
中川	荒子	12	琴	伝承遊び	折り紙	英語	マジック	踊り	グランドゴルフ	
中川	正色	10	話・読み聞かせ	楽しい遊び	折り紙	マジック	農園	楽しい遊び	運動	
中川	篠原	17	マジック	手芸	身近な自然					
中川	戸田	12								
	豊治	6	話・読み聞かせ	絵手紙	囲碁・将棋	折り紙	工作	絵	手芸	書き方
中川	千音寺	7	話・読み聞かせ	伝承遊び	絵	英語	書き方	グランドゴルフ		
中川	長須賀	7	伝承遊び	ぬり絵	工作	グランドゴルフ				
中川	万場	8	話・読み聞かせ	絵手紙	なわとび					
中川	野田	8	話・読み聞かせ	絵手紙	工作	折り紙	英語	バトミントン		
中川	明正	6	絵手紙	書き方	手芸	絵	手話	グランドゴルフ		

[※] 令和4年1月末現在、当該小学校にて、地域協力員として活動している方の登録人数です。 令和5年度以降の地域協力員の人数を保証するものではありません。

⑥地域協力員の人数と主な体験活動について

区名	学校名	地域 協力 員数	す。		(ライトスクール		ル 円 容 ・ルームから発行	うされた「たより	」の内容を基に	作成してい
ч		(※)			ため中止した講 体験活動が企画		る場合がありま	きす。		
中川	中島	11	紙芝居	手芸	絵	切り絵	工作	英語		
中川	玉川	10	話・読み聞かせ	マジック	手芸	デコパージュ	絵	工作	紙粘土	
中川	西中島	8	クイズ	落語	グランドゴルフ					
中川	五反田	9	話・読み聞かせ	囲碁・将棋	手芸	工作	折り紙	グランドゴルフ		
中川	春田	8	話・読み聞かせ	紙飛行機	工作	折り紙	切り絵	ペーパーフラワー	絵手紙	
中川	赤星	8	話・読み聞かせ	切り絵	工作	球技				
中川	西前田	11	話・読み聞かせ	手話	折り紙	書き方	太極拳	グランドゴルフ		
守山	上志段味	19								
緑	鳴海	11	話・読み聞かせ	ぬり絵	植物育て	球技	運動			
緑	平子	9	話・読み聞かせ	折り紙	オセロ・将棋	手芸	英語	マジック		
緑	鳴海東部	13	話・読み聞かせ	マナー	歌・音楽	踊り				
緑	東丘	12	絵	書き方	囲碁・将棋	手芸	マジック			
緑	鳴子	12	話・読み聞かせ	手話	粘土	工作	踊り	球技		
緑	有松	15	話・読み聞かせ	紙芝居	歌・音楽	有松を知る	踊り			
緑	大高	9	話・読み聞かせ	伝承遊び	ボッチャ					
緑	緑	15	話・読み聞かせ							
緑	片平	7	話・読み聞かせ	マジック	書き方	工作	綱引き	走り方	ストレッチ	
緑	戸笠	10	話・読み聞かせ	踊り	体力つくり	グランドゴルフ				
緑	太子	13	話・読み聞かせ	囲碁・将棋	書き方	絵手紙	科学工作	球技	ボッチャ	
緑	旭出	8	話・読み聞かせ	絵手紙	押し花	踊り	グランドゴルフ			
緑	浦里	10	話・読み聞かせ		歌・音楽	劇遊び	運動	グランドゴルフ		
緑	黒石	13	話・読み聞かせ	囲碁・将棋	折り紙	英語	ボッチャ			
緑	神の倉	1.7	話・読み聞かせ		折り紙	花アレンジ	工作	英語		
緑	長根台	6	話・読み聞かせ		絵	工作	ちぎり絵	季節の遊び	絵手紙	
緑	桶狭間	14	話・読み聞かせ		工作	折り紙	踊り	2 24 2 2 2	3 1,54	
緑	相原	13	話・読み聞かせ		川柳	絵	工作	伝承遊び	踊り	球技
緑	桃山	8	話・読み聞かせ		囲碁・将棋	歌・音楽	英語	折り紙	工作	伝承遊び
緑	南陵	14		-/-						
緑	大高北	10	話・読み聞かせ	手話	伝承遊び	伝統芸能	歌・音楽	木工	工作	
緑	大高南	16	話・読み聞かせ		折り紙					
緑	徳重	1.1	話・読み聞かせ		工作	折り紙	英語			
緑	滝ノ水	6	話・読み聞かせ		囲碁・将棋	グランドゴルフ				
緑	大清水	16	話・読み聞かせ		囲碁・将棋	紙飛行機	踊り			
緑	常安	12	話・読み聞かせ		腹話術	運動	- 120 -			
緑	小坂	7	話・読み聞かせ		マジック					
			Nº-7-14177 €	2.1 / 12-0	/					

[※] 令和4年1月末現在、当該小学校にて、地域協力員として活動している方の登録人数です。

令和5年度以降の地域協力員の人数を保証するものではありません。

ワイライトスクール基本方針図



子どもたちに豊かな放課後を提供

地域一丸となって取組み、

基本方針

学校施設を活用して、子どもたちに放課後の多様な体験や活動の場を提供していま す。異学年の子どもたちが、友だちと自由に遊んだり、学んだり、体験活動に参加したり、世代の異 なる地域の人々と交流したりすることなどを通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性などを育 むことを目的として実施しています 名古屋市では、



to 何事にも積極的に取り組もうとする力を育みま 子どもたちの興味・関心を引き出しながら

他と協力して物事を進める力を育みます 子ども同士の関わりを大切にしながら

よりよいものを求めて創意工夫する力を育みます 人ひとりの思いや考えを大切にしながら

盤

- 子ども同士の関わりを促したりする 子どもの興味・関心を引き出したり、 体験活動の実施
- 地域の特色を活かし地域住民や地域 人材と積極的に連携した企画の実施
- 企業や NPO 等との連携による、 力的で多様なプログラムの充実

柱

され

<50>

- 学んで得た知識を自主的に深める かっをけびくどの場の提供
- の定着を図る 「自主的な学習習慣」 関や掛け

■運動場・体育館や中庭を積極的に活

用した遊びの提供

●子ども同士の関わり合いを生み出す

遊びの工夫と提供

ち換

読書活動推進に向けた適切な読書 緩会の提供

焦似

- 同学年や異学年の交流を促す活動 取組みの工夫
- 地域の中高生・大学生・社会人や高 齢者など様々な世代の交流を促進
- 長期休業中や土曜日などに、地域の 方々や保護者の積極的な参加を促す 場の工夫と提供

無聽

●異学年の集団のよさを生かし、

こ応じた役割を発揮できる遊びの提供

も真能との 連馬

●地域の企業や学校等との積極的な連携による事業の推進 ●地域住民や地域人材と積極的に連携した事業の推進 ●学校・保護者 (PTA)・地域との信頼関係の構築

- ●地震等災害時を想定した定期的な避難訓練の実施●食物アレルギーを含め、緊急時の適切な対応に向けた運営スタッフ間の共通理解 ●急病・事故発生時の迅速かつ適切な対応方法の確立

名古屋市子ども青少年局 平成27年3月

運営スタップ 经验

●配慮を要ずる子どもに適切に対応するための運営スタッフ体制の充実 ●スタッフの力量向上に向けた適切な研修機会の提供 フの適切な配置 ●事業を円滑に運営するための運営スタッ

> 安心・安全 配開

●食物アレルギーや障がいのある子どもなど、配慮を要する子どもへの適切な 対応と継続的な支援に向けた運営スタッフ間の情報共有 ●いじめや虐待の早期発見・予防に向けた適切な対応 ●事故防止、感染症予防等に向けた適切な対応と周知

緊急時 经校 運営主体への委託事業 放課後事業推進室

地域一丸となって取組み、子どもたちに豊かな放課後を提供し子育ても支援

基本方針



名古屋市では、学校施設を活用して、子どもたちに放課後の多様な体験や活動の場を提供するとと 学んだり、体験活動に参加したり、世代の異なる地域の人々と交流したりすることを通して、子ども もに、より生活に配慮する場を提供しています。異学年の子どもたちが、友だちと自由に遊んだり たちの自主性・社会性・創造性などを育むことを目的として実施しています。



to 子ども同士の関わりを大切にしながら 他と協力して物事を進める力を育みま

p

何事にも積極的に取り組もうとする力を育みま 子どもたちの興味。関心を引き出しながら

よりよいものを求めて創意工夫する力を育みま 人ひとりの思いや考えを大切にしながら

in the

- 学んで得た知識を自主的に 深めるきっかけづくりの場 の提供
- の泥 [自主的な学習習慣] 着を図る働き掛け

異学年の集団のよさを生か

し、年齢に応じた役割を発

揮できる遊びの提供

読書活動推進に向けた適切 な読書機会の提供

熊松

同学年や異学年の交流を促 す活動・取組みの工夫

子ども同士の関わり合いを

運動場・体育館や中庭を積 生み出す遊びの工夫と提供

極的に活用した遊びの提供

- 会人や高齢者など様々な世 地域の中高生・大学生・社 代の交流を促進
- 長期休業中や土曜日など に、地域の方々や保護者の 積極的な参加を促す場の工 夫と提供

4] の実施

- 集団生活を営む上で大切とな る規範意識の定着と生活スキ ル向上に向けた働き掛け
- 自主的な生活改善に向けた ごすことができるように配 安心やくしろがを感じて過 慮した「ホッとふれあいタイ 活動・取組みの機会の提供

存驟

- たり、子ども同士の関わりを促 子どもの興味・関心を引き出し したりする体験活動の実施
- 地域の特色を活かし地域住民 や地域人材と積極的に連携し た企画の実施
- る、魅力的で多様なプログラ 企業や NPO 等との連携によ ムの充実

運営スタッフ 世长

配慮を要する子どもに適切に対応するための運営スタッフ体制の充実 事業を円滑に運営するための運営スタッフの適切な配置 ●スタッフの力量向上に向けた適切な研修機会の提供

安心・安全 斯湖

●食物アレルギーや障がいのある子どもなど、配慮を要する子どもへの適切な 対応と継続的な支援に向けた運営スタッフ間の情報共有 ●いじめや虐待の早期発見・予防に向けた適切な対応 事故防止、感染症予防等に向けた適切な対応と周知

緊急時 連

恒权

地域等との

●急病・事故発生時の迅速かつ適切な対応方法の確立

●地域住民や地域人材と積極的に連携した事業の推進●地域の企業や学校等との積極的な連携による事業の推進

学校・保護者 (PTA)・地域との信頼関係の構築

食物アレルギーを含め、緊急時の適切な対応に向けた運営スタッフ間の共通理解 ●地震等災害時を想定した定期的な避難訓練の実施

⑧トワイライトスクール及びトワイライトルームにおける配慮を要する 児童への対応について(通知)

> 25子事第59号 平成26年2月3日 改正平成28年12月20日 改正平成31年4月1日

トワイライトスクール及びトワイライトルーム 運営主体 代表者 様

名古屋市子ども青少年局長

トワイライトスクール及びトワイライトルームにおける配慮を要する児童への対応について(通知)

平素は、本市放課後事業に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年度、本市では、発達障害等の配慮を要する児童への対応に関する 検討会を設置し、児童がふれあう場として、安心・安全にトワイライトスクー ル及びトワイライトルーム(以下「トワイライト」と言います。)を運営する 方策について検討を進めてまいりました。

そして、このたび、保護者と一層の連携を図り、児童の実態に配慮した支援を行うため、別紙のとおり、トワイライトにおける「配慮を要する児童への対応について」を策定しました。

つきましては、その趣旨をご理解いただき、発達障害等の配慮を要する児童 への対応に活用していただきますようお願いいたします。

なお、概要及び添付文書は下記のとおりです。

記

1 概要

(1) 受け入れの基本的な考え方

ア 全児童対策の視点

参加を希望する、発達障害等のある子どもとその保護者に寄り添いながら、段階的な手続きに従い、可能な限り受け入れる。

イ トワイライトの事業趣旨(教育事業)の視点

子どもたちに豊かな放課後を提供し、遊び、学び、体験、交流の活動 を通して、自主性・社会性・創造性を育む。

ウ 安心・安全の確保の視点 参加するすべての子どもの安心・安全を確保する。

(2)受け入れ手順

- ア おおむね7日前までに参加申し込み書類を受付
- イ 子どもの様子や障害の種類・程度の把握
- ウ 受け入れの「方向性」の検討
- エ 具体的な「参加体験」及び「参加」の仕方
- オ 成長段階に応じた定期的な確認・実態把握

2 添付資料

(1)配慮を要する児童への対応について
 (2)配慮を要する児童の受け入れ手順図
 (3)個別面談の実施に当たって
 (4)保護者のみなさまへ
 (5)トワイライトスクール参加申込書
 (6)トワイライトルーム参加申込書
 (7)お子さまの生活状況について(面談カード)(別紙第1号様式)
 (8)個別面談記録表
 (別紙第2号様式)

子ども未来企画部放課後事業推進室

電話972-3229 (トワイライトスクール) 972-3096 (トワイライトルーム)

配慮を要する児童への対応について

1 受け入れの基本的な考え方

各運営主体は、以下の3つの視点を「配慮を要する児童」の受け入れに関する基本的な考え方として、適切な運用に努めること。

〇 全児童対策の視点

・ 参加を希望する配慮を要する児童とその保護者に常に寄り添いながら、段階的な 手続きに従い、可能な限り受け入れるよう努める。

〇 事業趣旨(教育事業)の視点

・ 子どもたちに豊かな放課後を提供し、遊び、学び、体験、交流の活動を通して、 自主性・社会性・創造性を育む教育事業(トワイライトルームは、留守家庭の児童 の生活の場として、就労支援等子育てへの援助の要素を加えた事業)であることを 踏まえて、事業趣旨に合った活動となるよう努める。

〇 安心・安全の確保の視点

・ 参加するすべての児童の安心・安全の確保がされるよう努めること。

2 配慮を要する児童とは

ここでいう「配慮を要する児童」とは、トワイライトスクール及びトワイライトルーム (以下「トワイライト」と表記) に参加を希望する児童の中で、以下の A~G の項目 のいずれかに該当する児童をいう。

A: 身体障害者手帳を所持する児童

B: 愛護手帳を所持する児童

C: 精神障害者保健福祉手帳を所持する児童

D: 医師から「発達障害」などの診断を受けている児童

E: 特別支援学級に在籍する(している)児童

F: 通級指導教室に通級する(している)児童

G: A~Fには該当しないが、多動や友達と適切にかかわれない(粗暴)、協調性を 著しく欠くなど、トワイライトにおける活動において、1の「基本的な考え方」 に示す視点から、指導上の配慮を要すると認める児童※

※ 帰国子女や外国語の対応が必要な児童、食物アレルギーの対応が必要な児童等については、参加する際にきめ細かな配慮が必要な児童ではあるが、保護者への聞き取りなど適切な対応により受け入れること。

3 受け入れの手順

※ 別紙2「配慮を要する児童の受け入れ手順図」参照

運営主体は、参加を希望する児童のうち、「配慮を要する児童」の受け入れについて、 1の「受け入れの基本的な考え方」を踏まえ、以下の(1)~(5)に示す段階的な手続きに従 って円滑な運用に努めるよう、各運営指導者へ周知すること。

(1) 参加申込書類の配付・受付

① 新1年生の入学説明会(1月下旬~2月上旬)等を通じて、次年度のトワイライト 参加申込関係書類一式を保護者宛てに配付する。

【参加申込関係書類一式】

- 「トワイライトへの参加募集について」
- 「トワイライトの事業概要」
- •「トワイライトスクール等保険関係費払い込み手順」 •「参加申込書」

- 「保護者のみなさまへ」
- ② 「参加申込書」提出は、「参加を希望する日(参加開始希望日)」の概ね「7日前ま で」にトワイライト事務室に提出する旨を配付時に確認しておく。
- ③ 参加申込書提出をもって「参加意思(参加希望)の確認」とする。
 - (注) 「参加したい」という児童の意思、「参加させたい」という保護者の意思確認 であって、提出(受理)によって「7日後以降の参加」が確定するものではない。 (2)以降の把握に努め、適切な対応に心掛けること。
- ④ 受理した際、参加申込書の記載内容等に漏れ等がないかを確認する。

(2) 子どもの様子や障害の種類・程度の把握(実施時期の目安:受理後速やかに)

子どもの様子や障害の種類・程度については、第1段階の参加申込書類等による 把握に続き、第2段階の個別面談・行動観察及び多面的な情報収集による把握、第 3段階の参加体験での実際の場面における把握という段階的な手続きにより、受け 入れに向けた把握を行う。

① 第1段階

- ア 受理した参加申込書の「裏面」の記載事項の有無を確認する。
- イ 参加申込書の裏面に何らかの記載がある場合、保護者から適切な状況確認を行う。
- ウ 確認方法は「個別面談が必要な場合」と「電話等で確認できる場合」に分ける。
 - '○「個別面談が必要な場合」とは

参加申込書の裏面に以下の記載がある場合は個別面談・行動観察を実施する。

- 「児童が下記事項に該当する場合」の□(チェック欄)に図がある場合
- 「②生活・行動面」または「③特別な配慮や支援が必要な場合」の記入欄 に、トワイライトの活動において配慮を要する記述がある場合

- ※ ただし、保護者から事前に申出・相談があった場合、裏面に記載がない場合でも、受け入れ前または受け入れ後に、運営指導者が「指導上、個別面談の必要がある」と認める場合などは、個別面談を実施すること。
- エ 個別面談が必要な場合、運営指導者は「個別面談記録表」(別紙第2号様式)を用意するとともに、運営主体(本部)へ個別面談を実施する旨を連絡(※)する。
 - (※) この連絡は、運営主体(本部)の把握や対応が必要な場合が想定されるためであり、「連絡をしなければ個別面談をしてはいけない」という訳ではない。本部への連絡は、児童・保護者の状況に応じて適時連絡する。
- オ 保護者に、個別面談の実施・協力について連絡し、保護者の了承を得るとともに、 個別面談の実施日時を決め、個別面談記録表に日時等の必要事項を記入する。

2 第2段階

※ 別紙3「個別面談の実施にあたって」参照

【個別面談の目的】

配慮を要する児童が、安心・安全な環境の中で伸び伸びと過ごせるよう、保護者との 信頼関係の構築に努め、児童への適切な支援や対応ができるようにする。

【個別面談の進め方】

- ア 「個別面談の実施にあたって」を参考に個別面談を実施し、保護者への聞き取り 及び子どもの行動観察により、児童の様子や障害の種類・程度等を把握すること。
- イ 可能な限り受け入れる方向で、保護者・児童に寄り添いながら丁寧な個別面談と 行動観察を心掛けること。
- ウ 個別面談時には、「面談カード」(別紙第1号様式)を活用し、より詳細かつ具体 的な状況把握に努めること。
- エ 聞き取りを中心に把握した内容は、運営指導者が「個別面談記録表」に記入すること。

③ 第3段階

ア 「安心・安全の確保」の視点で、配慮を要する児童本人だけでなく、その児童が 参加することによって生じる他の児童の安心・安全の状況の両面から把握する。

<具体的な視点>

児童の参加状況(曜日ごとの参加人数の平均、配慮を要する児童の参加状況など)、地域協力員による支援体制、加配の必要性などから多面的にとらえる。

イ 多面的な情報収集により、総合的に「支援体制」や「指導方法・指導上の留意 点」などを確認する。

- 情報収集の方法(例)
 - ・ 社会性(協調性や友達や指導者との関わり方など)の把握
 - ・ 個別面談・行動観察による障害の種類・程度、行動・性格等の特性・個性の把握
 - ・ 参加体験時の児童の活動状況からの把握
 - ・ 学校(教頭・担任等)からの情報提供(※)による把握
 - (※) 個人情報の取扱については、保護者から事前に承諾を得ること。

(3) 受け入れの「方向性」の検討

- ① 保護者の希望ですぐに単独 (子どものみの参加) で受け入れるのではなく、(2) の段階的な把握を丁寧に進めること。
 - 主な流れの例

〈保険加入・申し込み>→常時活動の見学→保護者等付添による参加→単独参加

保険加入していない段階の見学は保護者の管理下

- ② (2) において子どもの様子や障害の種類・程度の把握、見学時や参加体験の状況等を踏まえて、安心・安全な受け入れに向けた検討を段階的に進めること。
- ③ 段階的に子どもの様子や障害の種類・程度の把握に努める中で、保護者の理解と協力による十分な話し合いを行い、トワイライトスクール・トワイライトルームの 事業趣旨の達成が可能な安心・安全な参加体験や参加の仕方を検討すること。

(4) 具体的な参加体験(試行)・参加の実施

① 児童の安心・安全の確保の観点から、基本的には、「参加体験(試行)」を経て、 再度保護者と個別面談を実施し、「参加」へと段階的に進めること。

〇検討 I 「参加体験(試行)」の仕方とその条件

分類	参加体験の仕方	参加体験の条件
A	保護者の付添による参加体験(試行)	個別面談・行動観察を経て、曜日・時間帯を限定し、 可能な範囲でスタッフ体制を整えれば、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ - 1又はⅢ-2いずれかの対応が可能と判断した場合
В	子ども単独での参加体 験(試行)	原則として、Aの保護者付添による参加体験を経た上で、曜日・時間帯を限定し、可能な範囲でスタッフ体制を整えれば、IかII(単独参加)いずれかの対応が可能と判断した場合

(注) 保護者によっては、様々な理由で、個別面談を受けようとしなかったり、参加体験(試行)の協力をしなかったりする場合が考えられるが、「保護者が参加を希望すれば、すべての児童を無条件に受け入れられる事業ではない」という点を踏まえ、丁寧な説明と十分な保護者の理解による運用に心掛けること。

○検討Ⅱ 「参加」の仕方とその条件

分類	参加の仕方	参加の条件
I	通常の参加 (限定なし・単独参加)	(A 及び B を経た上で、) 通常の参加が「通常の配慮 の範囲で可能」と判断した場合
П	子ども単独で時間帯や 曜日を事前に限定して 参加	曜日や時間帯を区切って、加配措置をとるなど、現場の努力や適切な研修等で障害等に十分に対応できると判断した場合
Ш	保護者(保護者に代わる	曜日や時間帯を区切らなくても、通常のスタッフ体
0	者を含む)付添による、	制の範囲で、現場の努力や適切な研修等で障害等に十
1	限定なしの参加	分に対応できると判断した場合
Ⅲ ∅ 2	保護者(保護者に代わる 者を含む)付添による、 事前に時間や曜日を限 定した参加	曜日や時間帯を区切って、加配措置をとるなど、現場の努力や適切な研修等で障害等に十分に対応できると判断した場合

		保護者の協力のもと、個別面談・行動観察及びA・
		Bの段階的な参加方法の検討を行った上で、すべての
IV	受け入れ困難	子どもの安心・安全の観点から、現時点の現場の状況
		においては「受け入れ困難」と判断される場合。
		(支援の限界が認められる場合)

② 参加体験・参加の方法の決定と報告

個別面談終了後、運営指導者が「個別面談記録表」に「個別面談カード」の記入 内容・聞き取り内容・行動観察を基に必要事項を記入し、結果を運営主体(本部) に報告する。

(※ 「個別面談記録表」は、運営主体(本部)への報告書として取り扱う。)

③ 「IV:受け入れ困難」な場合の考え方

「受け入れ」の考え方は、トワイライトスクール等での活動を希望する場合は、「希望するすべての子どもを受け入れる方向で進める」ことが基本となる。

しかし、「配慮を要する児童」を含め、参加するすべての子どもが落ち着いて過ごすことができること、安心・安全が確保されることなどが事業実施における大前提となる。そのため、「配慮を要する内容」や障害の特性・程度によっては参加を断らざるを得ない場合がある。

【受け入れ困難と考えられる事例】

- 保護者の付添だけでは必要な医療的ケア等が適切・安全に行えない場合
- ・ 地域協力員の加配措置や運営スタッフによる特別な配慮等をしても「すべての 子どもの安心・安全」が確保できない場合
- ・ 市が実施する放課後事業(教育事業)であり、限られた予算・人員の中で行っており、トワイライトの現時点の状況や対応方法等ではすべての子どもの安心・安全が十分に確保できない場合

④ 「受け入れ困難」という判断における留意点

受け入れの判断は、運営側が一方的に行うものではなく、「参加体験(試行)」に おいて、「遊び」、「学び」、「体験」、「交流」により子どもの自主性・社会性・創造 性を育む活動が可能かどうかなどを、保護者に寄り添い丁寧に確認し、個別面談で 子どもを中心に据えて検討していくべきものであることを踏まえて判断すること。

(5) 成長段階に応じた定期的な確認・参加実態の把握

- ① トワイライトへの参加((4)の分類 $I \sim IV$)の判断については、子どもの成長段階に応じて、定期的(原則として年に 1 回程度)に個別面談を実施し確認する。
- ② 子どもの成長や障害の内容等に伴って、「それまでできなかった活動が可能になる場合」と、「それまでできていた活動が困難になる場合」のどちらも生じ得ることを 保護者にも確認しておくこと。

配慮を要する児童の受け入れの手順図

現場の動き (1)参加申込書類の配付・受付 ①参加申込書類一式の配付

入学説 明会・ 年度末

に配付

※提出の時期:利用開始希望日の概ね7日前ごろ

②保護者から「参加申込書」を受理

・保護者に「参加申込書」の提出を伝達

- (2)子どもの様子や障害の種類・程度の把握
 - ①「参加申込書」の「裏面の記入内容」を確認
 - ②「個別面談」が必要な(記載有)児童の確認 ※別途、運営主体へ個別面談の実施について報告
 - ③保護者へ連絡(個別面談の実施・協力を依頼) <個別面談・行動観察による把握 I >
- (3)個別面談で「受け入れの方向性」の検討
 - ①「面談カード」を活用し、個別面談の実施
 - ②「個別面談記録票」に把握した内容を記入

|検討 I | 「参加体験(試行A or 試行B)」の仕方

<個別面談・行動観察による把握Ⅱ>

|検討Ⅱ|「参加(IorⅡorⅢ-1orⅢ-2orⅣ)」の仕方 <「参加体験」から「参加」という段階的な受け入れ>

(4) - 具体的な「**参加体験(試行)」・**「参加」の実施

参加体験 (試行)

保護者の付添に よる参加体験

子ども単独での 参加体験

参 加

通常の参加

単独で時間帯や曜日 を事前に限定し参加

 $\Pi - 1$ 保護者付添による、限 定なしの参加

III-2保護者付添で、時間や 曜日を限定した参加

> IV 受け入れ困難

報告 及び定期的な(概ね1年ごと)確認・実態把握

保護者・子どもの動き

入学説明会等参加

保険料の 納入

|※利用開始希望日の7日前まで

参加申込書等の提出

個別面談のお知らせ

・ 電話等で依頼受け

個別面談

行動観察 への協力

参加体験 参加・不参加

付添 参加 体験 や 付添 参加 への 協力

状況に より、 子ども だけで の単独 参加

継続的な 個別面談 への協力

個別面談の実施に当たって

1 個別面談実施の手順と方法

(1) 面談の場の設定

下記アからエの場合には保護者の了解を得て個別面談の場を設定する。

- ア 参加に当たって、保護者から障害等についての申し出や事前の相談があっ た場合
- イ 参加申込書裏面の「児童が下記事項に該当する場合」のチェック欄に**▽**がある場合
- ウ 参加申込書裏面の「②生活・行動面」または「③特別な配慮や支援が必要な場合」の記入欄に、トワイライトの活動において配慮を要する記述がある場合
- エ 受け入れ前または受け入れ後に、運営指導者が参加する児童について「指導上、個別面談の必要がある」と認める場合

上記の児童のうち、特に、知的障害を伴わない発達障害がある児童については、 障害があることに周りの人が気づきにくく、小学校入学の段階では保護者が障害を 認識していないこともあることに留意する必要がある。したがって、上記ウ、エの 場合は特に、児童の日ごろの様子に目を配るとともに、保護者との日常会話に心掛 けて相談しやすい雰囲気を醸成し、良好な関係づくりに留意して面談の場を設定す る。

なお、面談の場に児童が同席しない方がよい場合もあると想定されるので、児 童同席の可否について、事前に保護者の意向を確認しておくとよい。

(2) 対象児童の行動観察

個別面談を円滑にすすめるためには、事前に機会をとらえて、児童の行動観察を実施しておくことが望ましい。特に、呼びかけや問いかけに対する動作や言葉での反応、遊び場など目的場所への移動の様子や遊びの様子、保護者との言葉のやりとりの様子などについて詳しく観察できるとよい。

また、参加申し込み前の場合には、トワイライトのプレイルームに案内して遊びなどの様子を観察することができれば、実際の活動場面を想定しやすくなる。

なお、面談を実施することが話題になった時点で、「お子さまの生活状況について(面談カード)」(別紙第1号様式)を保護者に渡して趣旨を説明し、記入を依頼する。

(3) 参加申込書の記載内容を確認し、個別面談記録表に転記

面談実施前に参加申込書の記載内容を確認し、基本情報を「個別面談記録表」 (別紙第2号様式)に転記しておく。また、事前に行動観察した様子をメモする など、面談で話題になりそうな事項を整理しておく。

<個別面談記録表記入例(抜粋)>

学校名 〇 〇 /	学校 O 年 O 年 O 組)	
	(00 年 0 組)	
ふりがな	■ 通常の学級	,
児童氏名 〇 〇 〇	□ 特別支援学級(※種別)
		通級先 小)
保護者氏名	続柄 (※上記種別欄には、弱視	
0 0 0 0	父 自・情、発達、難聴、	言語のいずれかを記載)
① 手帳の有無	(確認後、下記の該当する口にレ)	
あり ・ なし	□ 愛護手帳 (度)	
	□ 身体障害者手帳(第種、_	級)
(「あり」の場合は手帳を確認)	□ 精神障害者保健福祉手帳(_級)
② 上記①の手帳に係るもの以外	(確認後、下記に内容を記載)	
の医師の診断の有無	診断名 (高機能自閉症)
あり・ なし	診断時期(HOO年 O月)
(「あり」の場合は詳細を尋ねる)	・診断機関・医師名等 (〇〇病	i院
③ 専門機関での相談歴の有無	(相談歴等を確認後、下記に記載)	
あり・ なし	相談機関名(OO療育センタ・	-)
(「あり」の場合には経過等を尋ねる)	相談時期 (HOO年 O月)
④ 器具等の使用の有無	(確認後、下記に内容を記載)	
あり ・ なし	• 使用器具()
(「あり」の場合には経過等を尋ねる)	• 使用方法()
⑤ 医師の診断内容等		
上記の①、②、③のいずれかが「あり」	場合には詳細を尋ねて、その内容を	記載する。
※変更は追記(年度記入)		
3歳のとき〇〇療育センターで多	達相談。以後、2 週間に 1 回の言 詞	吾訓練を2年間受
けてきた。4歳のとき診断名。言	の理解の状況は年齢相応といわれ	iた。

(4) 保護者との面談の実施

トワイライトで活動するに当たっての保護者や児童の期待感や不安感に 配慮しつつ、トワイライトでできる支援や必要な対応について保護者とともに考 えるようにする。面談実施に際しては、保護者が記載した「お子さまの生活状況 について(面談カード)」の内容や個別面談記録表の未記入箇所の内容を確認しなが ら、保護者から情報を得るのも方法の一つである。

<個別由] 談言	亡球法	き記人	例(抜粋)>						
1 現在	の状	況								
(1)	基本的	内生活	習慣	□特記事項なし	∠ 凶特記	事項あり(特語	己事項ありの)場合	合は下欄に記	載)
「身の	回り	の事柄	につい	て、何らかの配慮 [・]	や支援が必要	要な場合はお知	らせいただけ	ますが	か。」などと暮	ね、
介助等が	必要	な状況	を記載	する。特記事項が	ない場合は、	空欄のままと	する。※変更	は追請	記(年度記入)	
ア	着	脱	1	介助等が必要()	2	全介助	
イ	食	事	1	介助等が必要()	2	全介助	
ウ	排	泄	1	介助等が必要()	2	全介助	
エ	移	動	1	介助等が必要()	2	全介助	
(7)	その	の他								
	* /	个助希	望の場	場合:□男女どち	ららでも	□できれば女	·性 口でき	れば	男性	
	身(の回り	のこと	とは自分でできる	る。他のこ	とに興味が向	いていると	き、	取り掛かるの	カ
	がi	星れる	うことだ	がある。						

(5) 面談結果の記録

児童の配慮を要する内容や状況等については、保護者からの申し出や相談に応じて、保護者の意向や不安等を丁寧に聞き取って支援や対応を考える。また、参加を希望する曜日・時間帯・期日や、参加に当たっての配慮が必要な体験活動の内容などについて確認し、聞き取った内容を記録する。

<個別面談記録表記入例(抜粋)>

(2) ことば □特記事項なし □特記事項あり(ありの場合は下欄に記載)

話を聞くとき、表情の変化が少なく、相手の方を向くことも少ないので聞いていないように見える。大事なことは、名前を呼んで、注意を向けさせてから伝える。

イ 話すことについて

単語で区切ったような話し方になる。よく聞けば分ることも多い。発言が分りにくいとき、「紙に書いて」と言って用紙を渡すと、用件を書くことができる。

(3) 行動上の特性 □特記事項なし ■特記事項あり

(ありの場合は、保護者から聞き取った内容や行動観察した様子を選択、記載)※変更は追記(年度記入)

《行為》

- □①自傷行為がある
- □②他傷行為がある
- □③破壊行為(物を投げる・壊す等)がある
- ▲ 倒閉じこもったり、とび出したりする
- □⑤騒ぐ・暴言を吐く
- □⑥暴力を振るう
- ▼⑦集団を外れ、好き勝手なことをする

《思い当たる要因》

- □ア 興奮しやすく気分が不安定になる
- ▼イ 欲求や行動が阻止されると不機嫌になる
- □ウ 気に入らないことがあると感情が抑えられない
- ★エ 気に入った人・ものに夢中になったり強くこだわったりする
- □オ 感覚過敏(音、光、気温、接触、味覚等)がある
- ★カ環境の変化(予見・予測ができない、集団内が苦手等) に対応できない
- □キ コミュニケーションがうまくとれない
- □ク 衝動性(思い立ったらすぐに行動したりする)がある

《その他特記事項》

- **2** その他の特記事項(疾病、アレルギー、言語、家族の状況、等)
- (ありの場合は、保護者から聞き取った内容や行動観察した様子を下欄に記載)※変更は追記(年度記入) 3歳ころまで、ぜんそくの症状が出ることがあったが(ヒューヒューという呼吸音)、 現在はほとんどない。
- 3 参加日の予定(参加する予定の曜日・時間帯・期日等の意向を尋ねて下欄に記載) ※変更は追記(年度記入) 毎週水、金曜日の授業後から 17:00 まで

(6) 参加体験や保護者付き添いによる参加の検討

配慮を要する児童や周りの児童が安心・安全に参加し、スタッフが適切な支援を行うためには、トワイライトでの生活や学習を実際に体験してみたり、保護者の付き添いにより支援や対応の方法を確認したりすることが必要な場合がある。

児童の状況によっては、個別面談と並行して参加体験を行ったり、保護者の付き添いによって参加したりするなど、保護者と連携して、段階的な参加方法を検討する必要があると思われる。

(7) 参加形態の分類

上記の結果を踏まえ、児童の状況等により、保護者の理解と協力を得て、安心・安全な参加形態を決める。その結果を「4 分類」の欄に記載する。

I 児童だけでの参加

Ⅱ 児童だけでの条件付き参加

(条件:曜日・時間・活動内容・スタッフ体制)

Ⅲ-1 保護者付き添いによる参加

Ⅲ-2 保護者付き添いによる条件付き参加

(条件:曜日・時間・活動内容・スタッフ体制)

IV 受け入れ困難

<個別面談記録表記入例(抜粋)>

また	、Ⅰ~Ⅲの場合	ついて、該当の口()でも、特別な対応 (記載) <mark>※変更は追記</mark> (や支援が必要な場		
\Box I	$\mathbf{\underline{\nabla}} \mathbf{II}$	$\square \coprod -1$	$\square \coprod -2$	\square IV	
集団遊	びへの参加や持	□ III - 1 ち物の管理などで個別 き参加とするが、保	別の指示や見守りな	「必要である。当	•

トワイライトスクール

保護者のみなさまへ

~子どもたちの豊かな放課後を目指して~

1 事業の目的



放課後等に学校施設を利用して、学年の異なる友だちと遊び、 学び、体験活動に参加し、地域の人々と交流すること等を通じて、 自主性・社会性・創造性等を育む教育事業です。

2 運営に関わるスタッフ

本事業は、地域の方々のボランティア精神によって支えられています。感謝の気持ちを育むためにも、ご家庭においてもお子様への適切なご指導をお願いします。

運営に関わるスタッフは次のとおりです。

運営指導者



現場責任者として、運営を 統括し、学校や地域の関係 機関・団体等との連携を図り ます。 タ近な地域の大人として 子どもに接しながら、日々の 運営を補助します。

「AP(アシスタント・ハ゜ートナー)」 とも呼ばれます。

地域協力員



体験活動講師

地域の方々が自身の特技や趣味を 生かして、伝承遊びや工作・スポーツを始め

様々な体験活動を教えます。 また、子どもと接することが 好きな地域の学生や将来 教育職を志す学生等が、 活動や遊びを支援します。



3 ご利用に際してのお願い

(1) 保険の加入について

様々な活動中に不慮の事故が起こるかもしれません。また、友だちにけがをさせたり、 ガラスを割ったりということが起きるかも知れません。このようなことに備えて、参加登録に 際して保険への加入をお願いします。

名古屋市では、トワイライトスクールを想定した保険をご用意しております。詳しくは、トワイライトスクールにお問い合わせください。(年間400円程度)

なお、原則として、払い込まれた保険料は返金できませんので、あらかじめご了承ください。

(2) トワイライトスクールを初めて利用される方について

新1年生等、初めてトワイライトスクールをご利用される方は、<u>参加希望日の7日前まで</u>に参加申込書に必要事項を記入の上、各トワイライトスクール事務室まで提出をお願いします。

(3) 必要に応じた面談への協力について

きめ細かな配慮のもと、すべてのお子様が充実した活動に取り組めるよう、必要に応じて、 運営指導者とお子様や保護者の方との面談を実施することがあります。その際は、ご協力を お願いします。

Q & A

Q1: トワイライトスクールは、学校生活の延長と考えればいいですか?

A1: 学校施設を活用して活動をしますが、学校生活の延長ではありません。お世話をいただく方々も学校の先生方ではなく、名古屋市が運営を委託している団体や地域の方です。

Q2 : だれでも参加できるのですか?

A2: その学校に通っているお子様か、学区に住んでいるお子様が参加の対象です。

Q3: 申し込むにはどうすればいいですか?有料ですか?

A3:「参加申込書」を事務室にご提出ください。トワイライトスクールは無料でご参加いただけます。 ただし、あらかじめ保険への加入(有料)をお願いします。

なお、新1年生や初めて本校のトワイライトスクールをご利用される方は、<u>参加開始希望</u> <u>日の7日前まで</u>に、各トワイライトスクールまで参加申込書の提出をお願いいたします。

Q4 : 何時まで過ごすことができるのですか?

A4: 学校の授業日は、授業終了後から午後6時までです。土曜日や夏休み等長期休業中は、 午前9時から午後6時までになります。

Q5 : 土曜日や長期休業日等の昼食はどうすればよいですか?

A5 : 午前・午後と引き続き利用される場合は、あらかじめ弁当を持たせてください。

Q6 : 申し込みをすると毎日参加をすることになるのですか?

A6: お子様が興味・関心のある体験活動や地域の方々との交流事業が行われる日・時間だけ 参加することもできます。参加する日や時間については、お子様の学年、発達段階、日々 の生活状況等を考慮して、ご家庭で十分に話し合って決めてください。

Q7 : 冬は早く暗くなるから帰り道が心配です。送ってもらえるのですか?

A7: お子様の安全のため、原則として「保護者による送り迎え」が必要です。保護者の送り迎えのルールは、トワイライトスクールごとに、お子様の発達段階や地域性を考慮した上で、地域の方々とも相談をして決めています。詳しくは各トワイライトスクールにお尋ねください。

【問い合わせ先について】

○ 運営に関する問い合わせ○○○○(運営主体)○○○○電話 : ○○○○○○○○

○ 制度に関する問い合わせ 名古屋市子ども青少年局 放課後事業推進室

電話: 972-3229

保護者のみなさまへ

~子どもたちの豊かな放課後を目指して~

1 事業の目的

トワイライトルームは... 放課後等に学校施設を利用して、学年の異なる友だちと遊び、 学び、体験活動に参加し、地域の人々と交流すること等を通じて、 自主性・社会性・創造性等を育む全児童を対象にした事業と、 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、より生活 に配慮した事業を一体的に実施しております。

2 運営に関わるスタッフ

本事業は、地域の方々のボランティア精神によって支えられています。感謝の気持ちを 育むためにも、ご家庭においてもお子様への適切なご指導をお願いします。

運営に関わるスタッフは次のとおりです。

運営指導者



現場責任者として、運営を 統括し、学校や地域の関係 機関・団体等との連携を図り ます。

運営指導者とともに、 子どもの活動や生活に よりそいながら指導します。 あわせて、留守家庭等の 保護者の子育てを支援 します。

子ども指導員



体験活動講師

地域の方々が自身の特技や趣味を 生かして、伝承遊びや工作・スポーツを始め

様々な体験活動を教えます。 また、子どもと接することが 好きな地域の学生や将来

> 教育職を志す学生等が、 活動や遊びを支援します。

地域協力員

身近な地域の大人として 子どもに接しながら、日々の 運営を補助します。

「AP(アシスタント・ハ°ートナー)」

とも呼ばれます。



3 ご利用に際してのお願い

(1) 保険の加入について

様々な活動中に不慮の事故が起こるかもしれません。また、友だちにけがをさせたり、 ガラスを割ったりということが起きるかも知れません。このようなことに備えて、参加登録に 際して保険への加入をお願いします。

名古屋市では、トワイライトルームを想定した保険を用意しております。詳しくは、各トワイ ライトルームにお問い合わせください。(年間400円程度)

なお、原則として、払い込まれた保険料は返金できませんので、あらかじめご了承ください。

(2) トワイライトルームを初めて利用される際について 参加開始希望日の7日前までに、参加申込書に必要事項を記入の上、各トワイライトルーム の事務室まで提出をお願いします。

4月から延長時間帯を利用希望の方は、指定する日までに申請書等をご提出ください。

(3) 必要に応じた面談への協力について

きめ細かな配慮のもと、すべてのお子様が充実した活動に取り組めるよう、必要に応じて、 運営指導者とお子様や保護者との面談を実施することがあります。その際は、ご協力を お願いいたします。

Q & A

Q1: トワイライトルームは、学校生活の延長と考えればいいですか?

A1: 学校施設を活用して活動をしますが、学校生活の延長ではありません。お世話をいただく 方々も学校の先生方ではなく、名古屋市が運営を委託している団体や地域の方です。

Q2 : だれでも参加できるのですか?

A2: その学校に通っているお子様か、学区に住んでいるお子様が参加の対象です。ただし、 延長時間帯に参加するには、就労等で保護者が家庭にいない等の条件があります。

Q3 : 申し込むにはどうすればいいですか?有料ですか?

A3:「参加申込書」を事務室にご提出ください。基本時間帯は保険関係費(年間400円程度) のみで無料でご参加いただけます。ただし、延長時間帯は有料となります。

Q4 : 何時まで過ごすことができるのですか?

A4: 学校の授業日は、授業終了後から17時までです。延長時間帯は18時までと19時までが 選択できます。土曜日は朝9時から、夏休み等の長期休業日は朝8時からになります。

Q5 : 土曜日や長期休業日等の昼食はどうすればよいですか?

A5 : 午前・午後と引き続き利用される場合は、あらかじめ弁当を持たせてください。

Q6: 申し込みをすると毎日参加をすることになるのですか?

A6: お子様が興味・関心のある体験活動や地域の方々との交流事業が行われる日・時間だけ 参加することもできます。参加する日や時間については、お子様の学年、発達段階、日々 の生活状況等を考慮して、ご家庭で十分に話し合って決めてください。

Q7 : 冬は早く暗くなるから帰り道が心配です。送ってもらえるのですか?

A7: お子様の安全のため、原則として「保護者による送り迎え」が必要です。保護者の送り迎えのルールは、トワイライトルームごとに、お子様の発達段階や地域性を考慮した上で、地域の方々とも相談をして決めています。詳しくは各トワイライトルームにお尋ねください。

Q8 : 延長時間帯の登録内容は変更できますか?

A8: 延長時間帯の利用登録は月単位で変更をすることができます。変更したい場合は、その 都度、変更したい月の前月25日までに事前の手続きを行えば、月ごとに利用する時間帯 を変更したり、減免有無を変更することができます。

Q9 : 利用料の支払いはどうすればいいですか?

A9: 選択事業登録をされた方は、便利な自動引き落としをぜひご利用ください。自動引き落としの利用については各トワイライトルームにお問い合わせください。自動引き落としをされない方については、金融機関等の窓口で納付書にて毎月お支払いいただくことになります。

Q10 : 転校することになった場合、どのような手続きを行えばよいですか?

A10: 選択事業登録をされている方は、転校前の学校での登録を取り消してください。 転校先でも延長時間帯の利用をしたい場合は、転校先で、新たに選択事業登録の申請を行ってください。

なお、保険関係費については、市内の学校へ転校した場合でも継続して有効です。

【問い合わせ先について】

○ 運営に関する問い合わせ○○○○(運営主体)○○○電話 : ○○○-○○○

○ 制度に関する問い合わせ 名古屋市子ども青少年局 放課後事業推進室

電話: 972-3096

トワイライトスクール参加申込書

年 月 日

(宛先) 名古屋市教育委員会

次のとおり		_小学校トワイライ	トスクールへの	参加を申し込みます。
学年 組	児 童	氏 名 性	生別生	年 月 日
	<ふりがな>			年 月 日生
保護者氏名 (申込者氏名)	<ふりがな>			
住所	電話番号() —		
緊急連絡先	〔続村 連絡順② 携帯	・自宅・勤務先(所() — ・自宅・勤務先(所() —	_	で他() この他()
	連絡順③ 携帯	・自宅・勤務先(「() — —)•	子の他()
★ トワイラ	イトスクールに申	りし込みをしている	兄弟姉妹	
学年 組	児 童 氏 名	学年組り	見 童 氏 名	7
				-
★ 自宅付近	の地図			

	医療機関名	電話番号	医師からの助言等がありましたらお知らせください
★ 児童	置が下記事項に	に該当する場合は	は、□にチェックを入れてください。
	障害者手帳を 支援学級に在約	, ,	帳を所持 □精神障害者保健福祉手帳を所持 教室に通級 □医師の診断を受けている(発達障害等)
★ 児童 ださV		ンギーがあり、	下記事項に該当する場合は□にチェックを入れてぐ
□学校	給食で、食物で		給食(除去食、弁当持参等)を申請している(予定 ン®)を処方されている
			となりますので、下記の事項で、ご心配なことやス いることがありましたらお書きください。
	連康・身体面 列:ぜんそくた	がある、肩を脱E	3しやすい、など)
② 性株	各・行動面		
(例:	かっとなりやす	い、人見知りか	強い、特定のものにこだわりが強い、など)
			強い、特定のものにこだわりが強い、など)合はお書きください。
·····································	寺別な配慮やす	で援が必要な場合	
③ 年 (例:	寺別な配慮やす 右の耳に補聴	で援が必要な場合 器を付けているか	合はお書きください。
③ 年 (例:	寺別な配慮やす 右の耳に補聴	で援が必要な場合 器を付けているか	合はお書きください。 が聞き取りにくい音がある、など)

※ この書面により取得した個人情報は、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

(宛先) 名古屋市長

学年	組		<u>ال</u>	1	童	氏	名	<u> </u>	,	性別			<u>/</u>	主.	年	月	月		
		くふり	がな>	>											年	月	E	3	Ė
保護者 (申込者		<\$!	りがな	:>					·										
/		₹		_															
住	叶	電話	活番号	· ()			_										
) {	携帯	・自	主・	勤務先	; () •	その	の他、	()
緊急連	基絡先	連絲	各順②) ‡	〔続杯 携帯 〔続杯	• 自 ²	包•	勤務先	- - -	-		_) •	その	」 D他]	()
		連絡	各順3) ‡		• 自 ²	包・	勤務先	: (_) •	その	り他]	()
		イトル				1		l .											
学年	組	児:	童 .	氏	名	学	年	組		児	童	氏	名						
白:	字付近	の地図	7																
—		.V) FUID	<u> </u>																
															-				

	医療機関名	電話番号	医師からの助言等がありましたらお知らせください
★ 児童	置が下記事項に	に該当する場合に	は、□にチェックを入れてください。
	障害者手帳を 支援学級に在第		帳を所持 □精神障害者保健福祉手帳を所持 教室に通級 □医師の診断を受けている(発達障害等)
★ 児重 ださV		ノギーがあり、 ⁻	下記事項に該当する場合は□にチェックを入れてぐ
			給食 (除去食、弁当持参等) を申請している (予定 ン®) を処方されている
			となりますので、下記の事項で、ご心配なことやフ れることがありましたらお書きください。
	^{建康・身体面} 列:ぜんそくた	がある、肩を脱E	ヨレやすい、など)
	各・行動面 かっとなりやす		
		が、人見知りか	「強い、特定のものにこだわりが強い、など)
		が、人見知りか	『強い、特定のものにこだわりが強い、など)
(例: ③ 4	かっとなりやす	₹援が必要な場合	合はお書きください。
(例: 3) 4	かっとなりやす	₹援が必要な場合	
(例: ③ 4	かっとなりやす	₹援が必要な場合	合はお書きください。
(例: 3 4 (例:	かっとなりやす	で援が必要な場合 器を付けているが	合はお書きください。
(例: ③ ‡ (例:	かっとなりやす	で援が必要な場合 器を付けているが	合はお書きください。 が聞き取りにくい音がある、など)
(例: 3 4 (例:	かっとなりやす	で援が必要な場合 器を付けているが	合はお書きください。 が聞き取りにくい音がある、など)

- 事業・一時利用登録申請兼减兇申請書(第10号様式)」 等必要書類を提出してくたさい。 ※ 安心・安全に豊かな放課後を過ごすことができるよう、必要に応じて、個別の面談を実施いたします。
- また、気がかりなことがありましたら、気兼ねなく運営指導者までお申し出ください。
- ※ この書面により取得した個人情報は、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

(別紙第1号様式)

お子さまの生活状況について(面談カード)

お子さまに応じた対応や支援を行う参考資料。	記入日 年 月 日 とするため、以下の質問に可能な範囲
でお答えください。	
年·組 (年 組) 名前	(
 日ごろの活動や行動の様子 (1)活動(遊びなど)の様子(当てはまるものの1.他の子と一緒に活動できる 2.やり取り3.他の子の活動を見ているが参加は難しい 4. 5.特定の活動にこだわりがある 	にはならないがそばで一緒に活動できる
(2) 日ごろの行動で気になることがありますか。に○をお付け下さい)(有・無)	(有の場合は、当てはまるものの番号
1. 新しい環境に慣れるのに時間がかかる	2. 順番を待つことが苦手
3. 集中力がなく気が散りやすい	4. 急な予定変更に対応できない
5. 席を離れることがよくある	6. 日によって感情のむらがある。
7. よくかんしゃくを起こす。	
8. その他、気になる行動があれば、下記にお	雪さく/こさい。
(3)普段の生活で、興味を持っていることや熱心	に取り組む活動がありましたら、具体
的にお書きください。	
(4) 普段の生活で、苦手なことや取り組みにくい ください。	活動がありましたら、具体的にお書き

<73>

→裏面もご記入ください。

				名前 (
お子さる	まへの接し方	について、	ご家庭で	L夫されてい	いることが	ありました	ら具
お書きく	ください。						
専門機関	関、医師から	受けたアト	:バイスが <i>も</i>	あれば具体的	りにお書き	ください。	
保育所、	幼稚園等か	ら受けたア	, ドバイスカ	があれば具体	体的にお書	きください。)

ご協力ありがとうございました。

ア	着	脱	1	介助等が必要()	2	全介助
イ	食	事	1	介助等が必要()	2	全介助
ウ	排	泄	1	介助等が必要()	2	全介助
工	移	動	1	介助等が必要()	2	全介助
+	20	744					

※介助希望の場合:□男女どちらでも □できれば女性 □できれば男性

`] 特記事項あり(ありの場合は下欄に記載)
		がかりなことや手助けするとよいことなどがありますか。」な
، ح		ない場合は、空欄のままとする。※変更は追記(年度記入)
	ア 聞くことについて	
	イ 話すことについて	
(3) 行動上の特性 □特記事項なし	
•	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ン 日代記事(300) や行動観察した様子を選択、記載)※変更は追記(年度記入)
	《行為》	《思い当たる要因》
	□①自傷行為がある	□ア 興奮しやすく気分が不安定になる
	□②他傷行為がある	│□イ 欲求や行動が阻止されると不機嫌になる
	□③破壊行為(物を投げる・壊す等)がある	│□ウ 気に入らないことがあると感情が抑えられない
	□④閉じこもったり、とび出したりする	□工 気に入った人・ものに夢中になったり強くこだわった
	□⑤騒ぐ・暴言を吐く	りする
	□⑥暴力を振るう	 □オ 感覚過敏(音、光、気温、接触、味覚等)がある
	□⑦集団を外れ、好き勝手なことをする	□カ 環境の変化(予見・予測ができない、集団内が苦手等)
	LU未出とバイン、ACIM 1 GCCC / G	に対応できない
		□キ コミュニケーションがうまくとれない
		□ク 衝動性(思い立ったらすぐに行動したりする)がある
	《その他特記事項》	
	// C ^ / I匠-IA III も・女//	
2 ''	その他の特記事項(疾病、アレルギー たいの場合は、保護者から関す取った内容と	
(ありの場合は、保護者かり回さ取つに内谷へ	や行動観察した様子を下欄に記載)※変更は追記(年度記入)
3	⇒ fm □ の子中 / 幸 fm ナスヌ中の曜口・時間	帯・期日等の意向を尋ねて下欄に記載) <u>※変更は追記(年度記入</u>)
)	参加日271、佐(参加3 ②3. 佐公底口,时间).	市 男日寺の息向で等ねて下側に記載/次文式は追記(十段記八/
1	分類(受け入れの分類について、該当の口	にレを記入。Ⅳの場合はその事由を記載。
		や支援が必要な場合は、面談後の所見や留意事項として下記
	に記載) ※変更は追記(年度記入)	
		$\coprod -1$ $\square \coprod -2$ $\square \coprod$

⑧トワイライトスクール・トワイライトルームにおける配慮を要する児童への対応について 別添資料

「名古屋市トワイライト要配慮児童対応業務委託」概要

(注)本頁に記載の内容は、令和4年度の契約に基づく内容であるため、令和5年度以降の契約については、当該年度予算措置状況によります。

1 目的

本業務は、トワイライトスクール又はトワイライトルーム(以下「トワイライト」という。)において、特別な配慮を必要とする児童等、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放実施委託契約書(以下「元契約書」という。)に定める対応では適切に対応できない児童の受け入れに際して、トワイライトに参加するすべての児童が安心して過ごすことができる環境を整備するもの。

2 契約方法

単年度契約による。

当該年度に、受託者が元契約書において運営を受託しているトワイライトで、「3 対象トワイライト及び対象児童の基準」のいずれかに該当する場合、そのトワイライトを本業務委託の対象校とすることができ、協議に基づき、本市の予算の範囲内で、必要なトワイライトについて本業務委託契約を締結するもの。

3 対象トワイライト及び対象児童の基準

区分	基準
1	以下のいずれかに該当する児童が直近1か月の参加実績において1日平均3人
	以上参加している
	アー身体障害者手帳を所持する児童
	イの愛護手帳を所持する児童
	ウ 精神障害者保健福祉手帳を所持する児童
	エ 医師から「発達障害」などの診断を受けている児童
	オ 特別支援学級に在籍する(している)児童
	カ 通級指導教室に通級する(している)児童
	キ 上記には該当しないが、友達と適切にかかわれない、協調性を著しく欠
	くなど、トワイライトにおける活動において、配慮を要すると名古屋市が
	認める児童
	※単に、学習に遅れがあるので個別的な対応が必要というのは対象外。アレ
	ルギー対応についても対象外。
2	名古屋市の現地調査により以下のとおり専門的な知識や経験のあるスタッフの
	配置等が必要と認められた児童が参加している
	発達障害や社会性の未成熟により自己抑制ができず、自傷行為や他者への粗

暴な行為、破壊行為、とび出しなどを頻発させ、本人及び他の児童等の安心 や安全が脅かされることでトワイライトの機能に支障が生じている、又は支 障が生じる恐れがあり、以下の行為に該当がある児童

- ①自傷行為がある
- ②他傷行為がある
- ③破壊行為(物を投げる・壊す等)がある
- ④閉じこもったり、とび出したりする
- ⑤騒ぐ、暴言を吐く
- ⑥暴力を振るう
- ⑦集団を外れ、好き勝手なことをする
- 3 名古屋市の現地調査により以下のとおり個別の介助が必要と認められた児童が参加している

車いすを利用している児童等、自力での移動・食事や排泄が困難な児童

4 業務内容

配慮を要する児童の状況に応じ、当該児童の放課後事業における支援を実施すると ともに、同トワイライトに参加する全ての児童が安心・安全に過ごせる体制及び環境を 整えること。

(1) スタッフの配置等

必要に応じて、スタッフの追加配置又は専門的な知識・技能を有するスタッフの配置、現場スタッフへの指導、研修等を行い、児童が安心して過ごせるよう体制を整えること。

(2) 環境整備

名古屋市と協議のうえ、配慮を要する児童の受け入れに際し必要な物品又は備品を整え、安心・安全を確保するために必要な工事を行う等、安全な活動環境づくりに努めること。

(3) 保護者、関係機関等との連携

必要に応じて、保護者、関係機関等との連携及び連絡調整を行い、児童を受け入れるにあたり適切な体制及び環境を整えるよう努めること。

(4) その他

本業務の目的を実現するために必要な措置を講じること。

トワイライトスクール・ トワイライトルームにおける 食物アレルギー対応指針

平成 26 年 11 月 子ども青少年局放課後事業推進室

はじめに

食物アレルギーのある児童が近年増加し、学校において、食物アレルギーが原因で重篤な症状(アナフィラキシー等)が現れる事例が全国で報告されています。

本市教育委員会においては、昨年度、「食物アレルギー対応の手引き」を作成し、各学校において、食物アレルギーによる事故防止に向けた、適切な対応と体制の充実が図られることになりました。

一方、放課後に実施するトワイライトスクールにおいて、食物アレルギーのある児童に安心・安全な環境を提供することは、大きな課題でありました。

トワイライトスクールでは給食の提供はありませんが、長期休業期間中のお 弁当など、食物に触れる機会はあります。そのため、活動時間中に、生命に関わ るような、緊急性の高いアレルギー症状を呈してしまう可能性もあり、運営に携 わるスタッフの適切かつ迅速な対応が求められています。

特に、昨年度から実施し、今後拡充していくトワイライトルームにおいては、 おやつの提供があるため、より一層、食物アレルギーに配慮した対応が求められ ています。

そこで、本市において、今年7月に、有識者で構成する「トワイライトスクール等におけるアレルギー対応検討会」を立ち上げました。検討会においては、現運営体制の中で、大切な子どもの命を守るために、どう対応すべきかを第一に検討を進めていただき、「トワイライトスクール・トワイライトルームにおける食物アレルギー対応指針」を作成するにあたっての、様々なご助言をいただきました。

この指針等を活用し、運営指導者を中心に運営スタッフ全員がアレルギーに 関する知識を深めることで、食物アレルギーのある児童も安心・安全に豊かな放 課後を過ごしてもらいたいと考えております。

最後に、検討会の座長を務めていただきました「あいち小児保健医療総合センター内科部長」の伊藤浩明先生をはじめ、委員の皆様方には、指針の作成にあたり多大な御協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

平成26年11月

子ども青少年局長 佐藤 良喜

目 次

Ι	食物アレルギーのある児童への対応基本方針	• • • •	1
Π	食物アレルギーのある児童の受け入れまでの流れ	• • • • •	2
Ш	日常の安全管理方法	• • • • •	3
IV	緊急時(アナフィラキシー発症時)の対応	• • • • •	5
V	おやつの提供にかかる留意点	• • • •	10
沓鴸	¥ (P16~27)		

- 1 トワイライトスクールの事業概要
- 2 トワイライトルームの事業概要
- 3 食物アレルギーの対応について(依頼)
- 4 食物アレルギーのある児童の保護者の皆さまへ
- 5 トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる 食物アレルギー調査票 兼 同意書(様式1)
- 6 食物アレルギーのある児童一覧表

参考 (P.28)

- 1 トワイライトスクール参加申込書(要綱第1号様式)
- 2 トワイライトルーム参加申込書(要綱第9号様式)
- 3 トワイライトルーム選択事業登録申請兼減免申請書(要綱第 10 号様式)
- 4 トワイライトルームー時利用登録申請兼減免申請書(要綱第16号様式)
- 5 学校生活管理指導表(食物アレルギー用)

I 食物アレルギーのある児童への対応基本方針

- (1) 食物アレルギーのある児童が、トワイライトスクール及びトワイライトルーム(以下「トワイライトスクール等」という) に安心して参加できるよう、受け入れ体制を整える。
- (2) 食物アレルギーのある児童のアレルギーの状況を保護者・学校と連携して把握し、日頃から運営スタッフ間で情報共有を図り、共通認識を持つ。
- (3) 緊急時に迅速で適切な対応が図れるよう、運営スタッフ全員で共通理解を図り、日頃から緊急時の対応に備える。
- (4) トワイライトルームでのおやつの提供については、児童の食物アレルギーの状況を正確に把握した上で、当該児童については、原則、原因食物を含まないおやつを提供する。

Ⅱ 食物アレルギーのある児童の受け入れまでの流れ

新1年生

学説明会

1. 参加申込書類の配付

在校生

食物アレルギーのある児童が参加を希望する場合は、保護者に対し、トワイライトスクール等における食物アレルギー対応について説明するとともに、必要な書類を配付する。

1~2月

保護者に必要な書類を配付する。

- 事業概要(資料1・2)
- 参加申込書 …… 要綱の第1号、第9号、第10号、第16号様式

2. 参加申込書の受付

はい

食物アレルギー対応給食(除去食、弁当持参等)申請(予定) 又は、アドレナリン自己注射薬(エピペン®)処方あり いいえ

申し込み 手続き終了

3 月

保護者に以下の書類を配布し、調査票 兼 同意書の提出を依頼する。

- ・食物アレルギーの対応について(資料3)
- ・食物アレルギーのある児童の保護者の皆さまへ(資料4)
- トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー 調査票 兼 同意書(資料5)

3. 調査票 兼 同意書の受付 及び 保護者と面談

※以下の内容を保護者から聞き取る。

- 児童の食物アレルギーの状況
- 緊急時の対応
- ・ 弁当を食べる際の留意点
- 食物が関係する体験活動時の留意点
- トワイライトルーム選択事業・一時利用登録を希望する場合のおやつ提供時の留意点

4月

4. 情報共有・共通理解

学校と

保護者の同意のもと、「学校生活管理指導表(食物アレルギー用)の写し」をもらい、学校と情報共有を図る。(※在校生は3月中に実施も可)

以下の書類(食物アレルギー対応関係書類)をまとめて管理し、緊急時にすぐ取り出せるようにしておくとともに、運営指導者、子ども指導員、地域協力員など、運営スタッフ間で情報共有・共通理解を図る。

【食物アレルギー対応関係書類】

- •「食物アレルギーのある児童一覧表」(資料6)
- •「トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票 兼 同意書」(資料5)
- 「学校生活管理指導表(食物アレルギー用)の写し」

運営スタッフ間で

Ⅲ 日常の安全管理方法

トワイライトスクール等では、アナフィラキシーショックを起こすような重度の食物アレルギー疾患から比較的軽度の疾患まで、様々な疾患の程度の児童が日々参加している。運営スタッフも参加する児童も毎日かわっていく中で、安全管理方法について日頃から、運営スタッフ間で共通認識を持っておく必要がある。

1. 活動内容別安全管理方法

(1)弁当

- 食物アレルギーのある児童の、当日の参加状況を確認し、運営スタッフ間で情報共有を図り、当該児童の顔と名前が一致するようにする。
- 保護者との面談時に聞き取った留意点を踏まえ、食物アレルギーのある児童が弁当を食べる際の配席を考慮する。
- 飲食中は、他の児童の弁当や飲み物を口にしたり手で触れたりすることのないよう、参加 児童全員に指導する。
- 食物アレルギーのある児童が、他の児童の衣服についた食物や食べこぼした食物に触れることのないよう注意する。
- ごく少量の原因物質に触れたり、吸い込んだりするだけでもアレルギー症状を起こす場合は、「学校生活管理指導表(食物アレルギー用)」の学校生活上の留意点を参考に、保護者と 十分な協議をして、別室で飲食するなど個別の対応をとる。

(2)体験活動等

1 お茶の体験活動講座

お茶菓子を出す場合は、参加申込書にその原材料等を記載するなどし、その原材料に対してアレルギー症状の出る児童は保護者とよく相談の上、別のお茶菓子で対応するなど、配慮する。

- ② 調理(おやつ作りなど)の体験活動講座 アレルゲンとなる食材を扱わないメニューを考慮し、参加申込書に調理する食材を記載する。万一その食材に対してアレルギー症状の出る児童がいる場合、保護者とよく相談の上、一部別の食材を用意するなど、参加の仕方を工夫する。
- ③ 牛乳パックや牛乳瓶の蓋を使った工作 牛乳アレルギー児が在籍している場合は、牛乳に触ることにより、アレルギー症状が出る 場合があるため、牛乳パックや牛乳瓶の蓋を使った工作は実施しない。
- ④ 小麦を使った遊び 小麦アレルギー児が在籍している場合は、小麦粘土に触ることにより、アレルギー症状が 出る場合があるので、使用しない。
- ⑤ その他

学校給食で使用していない、そば、落花生(ピーナッツ)、キウイフルーツを使った体験活動は、重症症状を呈しやすいため、原則、実施しない。(例:蕎麦打ち体験、節分の落花生による豆まき)

2. 緊急時への備え

(1) アレルギー緊急時対応マニュアル

本指針「IV 緊急時(アナフィラキシー発症時)の対応」(p.5~)を運営スタッフ全員がよく理解し、アレルギー緊急時対応マニュアル(別紙)を必要時にすぐ取り出して利用できるようにしておく。

(2) 緊急時薬やアドレナリン自己注射薬(エピペン®)の管理方法

アレルギー症状が出た場合には、保護者に迎えを依頼し、重篤の場合は救急搬送をすることが原則であるが、保護者に連絡がつかない、あるいはアナフィラキシーショックを起こし、緊急対応が必要なケースも想定される。そのため、緊急時薬やエピペン®の日常的な管理について、確認しておく必要がある。

① 緊急時薬について

食物アレルギーのある児童が、緊急時に備えた処方薬を持って参加する場合は、薬の名前やその特徴を把握するとともに、薬の使用方法やタイミング、携帯場所などを保護者に確認しておく。

- ② アドレナリン自己注射薬 (エピペン®) について
 - トワイライトスクール等において、保護者がエピペン®の使用を希望される場合は、必ずエピペン®を携帯の上、参加してもらうよう保護者に説明する。
 - 学校にエピペン®を預けている児童については、トワイライトスクール等は放課後の活動であり、預けているエピペン®は原則として使用できないことを保護者に説明し、自宅保管用のエピペン®を携帯し、参加してもらうようにする。
 - エピペン®の使用方法や使用のタイミング、どのような症状が出た場合に医療機関へ搬送するのか等について、保護者と共通理解を図っておく。
 - エピペン®の入ったカバンは、日光の当たらない場所に常温で保管する。
 - エピペン®の入ったカバンを置くロッカーをあらかじめ決めておき、緊急時にエピペン® がすぐに取り出せ、救急隊に渡したり、使用したりできるようにしておく。
 - エピペン®に関する研修に積極的に参加し、使い方を理解しておく。
 - 緊急時に運営指導者がエピペン®を使用する場合に備え、保護者からエピペン®トレーナーを借りるなどして、保護者から使い方について説明を受けるとともに、運営スタッフ間で情報共有を図ること。

IV 緊急時(アナフィラキシー発症時)の対応

1. 対象児童

緊急時(アナフィラキシー発症時)の対応が必要となる可能性のある児童としては、食物アレルギー対応給食(除去食、弁当持参等)を申請している(予定)児童やエピペン®が処方されている児童が主として考えられる。運営指導者は、保護者からの「トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票 兼 同意書」に基づき、学校から当該児童の「学校生活管理指導表(食物アレルギー用)」の写しの提供を受け、記載された内容を踏まえ、緊急時の対応について、保護者と面談しアレルギーの症状等を確認する。

また、食物アレルギー対応給食を申請していない児童やエピペン®が処方されていない 児童でも、アナフィラキシーを発症する可能性はあるので、対応を想定しておくことが必要である。

2. 児童の異変に気づいたら

食物アレルギーのある児童が何らかの違和感を訴えたり、児童の様子に変化(皮膚の赤み、くしゃみ、鼻水、咳、吐き気など)があった場合、アレルギー症状の可能性を第一に考える。児童から目を離さないようにし、人を集める。また、アレルギー緊急時対応マニュアル、食物アレルギー対応関係書類、本人が持参するエピペン®や緊急時薬を児童の傍までもってくる。

3. 適切な場所の確保

経過観察の際には、処置をスムーズに行うため、また、救急車を要請する場合には児童の様子を見ながら救急隊と連絡を取る必要があることから、児童を事務室に移動させることが望ましい。しかし、症状によっては、立ったり、歩いたり、おんぶをしたりすることで急激に血圧が低下し危険な場合もあるので、その場で対応する。

4. 緊急時の役割・やるべきこと

緊急時の役割とやるべきことは、次表のとおり3つに集約できる。トワイライトスクールでは、参加児童数や時間帯によって、運営指導者と地域協力員(AP)の2名体制の場合(トワイライトルームでは運営指導者と子ども指導員の2名体制の場合)もあるため、2名で協力をし、緊急時の対応を図る。

区分	役割・やるべきこと
	① 状況を見る
	→児童の症状の観察、緊急性の判断
運営指導者	② 連絡する
子ども指導員※	→保護者へ連絡、必要な場合は救急車要請
地域協力員	③ 準備する
	→ アレルギー緊急時対応マニュアル・エピペン®・緊急時
	薬・食物アレルギー対応関係書類を準備

※ トワイライトルームのみ

5. 緊急時の観察と判断

症状を観察するときには、「緊急時アレルギー症状チェック表」(P.9)をもとに、まず、緊急性が高いアレルギー症状に該当するかどうかをみる。あてはまらなければ、順に軽い症状に向かって症状をチェックし、該当する対応をする。症状のチェックは5分ごとに行う。

食物アレルギーの症状はトワイライトスクール等のお弁当の時間に限らず、授業終了後のトワイライトスクール等の活動中に起こることもあるので、トワイライトスクール等で食べ物を摂取していないとしても、十分注意が必要である。

6. 緊急性が低いアレルギー症状への対応

保護者に連絡を取り、状況を報告するとともに、対応について相談する。保護者に連絡する場合は必ず児童の傍で行う。保護者と連絡が取れない場合、または、現場にいる運営スタッフだけでは対応が難しい場合には、「緊急時アレルギー症状チェック表」(P.9)の緊急性が中等の段階(B)においても、救急車を要請することを優先する。(運営指導者が危険性を感じたら、迷わず救急車を要請する。)エピペン®を処方されている児童の場合は、救急隊にエピペン®を渡す。

7. 緊急性が高いアレルギー症状への対応

「緊急時アレルギー症状チェック表」(P.9) の緊急性が高い症状(次表参照) に一つでもあてはまれば、緊急性が高いと判断する。その場合は、一刻も早く救急車を要請する。救急車到着時に救急隊にエピペン®を渡し、判断を任せる。

ただし、救急車到着前に、救急隊との電話のやり取りの中で、救急隊から指示があった場合、または、緊急性が高く、時間的猶予がない場合は、運営指導者がエピペン®を使用する。

< 緊急性が高いアレルギー症状の判断基準 >

区分	基準となる症状					
	ぐったりしている※1、意識がもうろうとしている、尿や便を					
全身の症状	もらす、脈が触れにくい・不規則、意識がもうろうとしてい					
	る、唇や爪が青白い※2					
	のどや胸が締め付けられる、声がかすれる※3、犬が吠えるよ					
呼吸器の症状	うな咳※4、息がしにくい※5、持続する強い咳き込み、ゼー					
	ゼーする呼吸					
※1/2000年代	持続する強い(がまんできない)おなかの痛み、繰り返し吐き					
消化器の症状 	続ける					

(日本小児アレルギー学会 2013.7)

- ※1 血圧低下のため歩けない状態
- ※2 チアノーゼ
- ※3 喉頭浮腫のため声がかすれる
- ※4 「ケンケン」という咳
- ※5 呼吸が苦しい、陥没呼吸、肩呼吸など呼吸困難

エピペン®の使用の有無にかかわらず、症状が急に進行して心肺停止状態に陥った場合は、心肺蘇生を行い、可能であればAEDを使用する。

8. 医療機関への搬送

救急車が到着したら、救急隊を誘導する。搬送する際には運営スタッフが付き添う。その際、食物アレルギー対応関係書類、緊急時薬、エピペン®(使用済みの場合は使用済みのもの)を持参する。

9. 本市への報告

児童がトワイライトスクール等参加中に、アレルギー症状が出て、医療機関を受診した場合や、救急車を要請した場合は、速やかに本市(子ども青少年局放課後事業推進室)に報告すること。

緊急時における対応の流れ

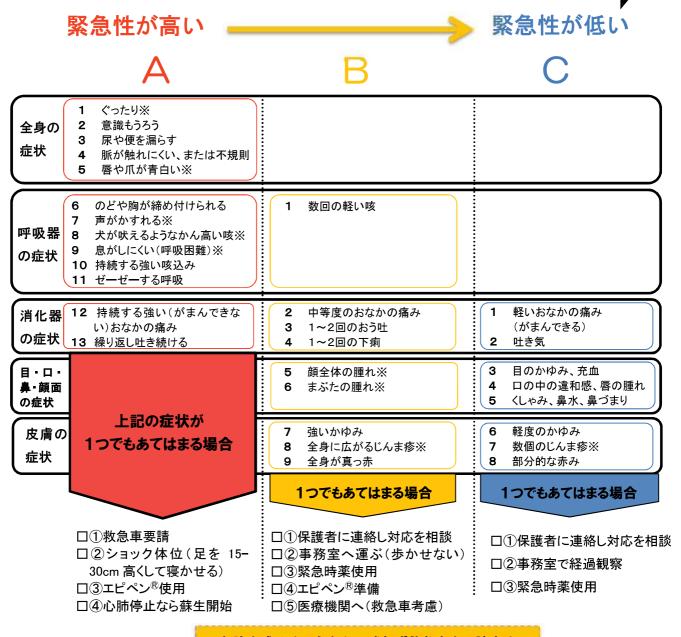
児童の様子に変化があったら

- *アレルギー症状 皮膚の赤み くしゃみ、鼻水 咳 の可能性を考える ・じんましん ・目のかゆみ ・吐き気 など *人の確保 *場所の確保 可能なら事務室へ 発見者 目を離さない、一人にしない ■ 症状が強ければその場で 助けを呼び、人を集める 対応する判断をする (歩く・走るは危険) 役割・やるべきこと ① 状況を見る ② 連絡する ③準備する • 症状の観察 ・緊急時薬・エピペン® • 保護者 ・緊急性の判断 • 救急車 食物アレルギー対応関係書類※ 」 観察と判断 <緊急時アレルギー症状チェック表で確認> 5分毎に症状チェック 緊急性高い 緊急性低い 救急車要請(119番)エピペン®使用 保護者に連絡し対応を相談 緊急時薬使用 エピペン®準備 救急車考慮 心肺停止状態に陥ったら心肺蘇生(可能ならAED使用) 危険を感じるようなら迷わず救急車要請 搬 送
 - ◎ 救急車要請で伝えること
 - アナフィラキシーで救急要請であること エピペン®有無、使用の有無
 - 学校名、住所、事務室の電話番号
- 通報者の名前、携帯電話

- 児童の名前、性別、年齢
- ※「食物アレルギーのある児童一覧表」「トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票兼同意 書」「学校生活管理指導表(写し)」を綴ったもの

緊急時アレルギー症状チェック表

緊急性が高いものから5分ごとに症状をチェックする



危険を感じるようなら、迷わず救急車を要請する

×

- ・A-1 血圧低下のため歩けない状態
- \cdot B-5 形相が変わるほど顔全体が腫れる

A-5 チアノーゼ

- \cdot B-6 目が開かないほどまぶたが腫れる
- ・A-7 喉頭浮腫のため声がかすれる
- TI TOWN THE TOTAL TO THE TOTAL TO THE TOTAL TO THE TOTAL TO THE TOTAL TO
- ・B-8 全身にじんま疹が広がり正常な皮膚がない状態
- A-8 「ケンケン」という咳
- ・C-7 体の一部ないし数か所にじんま疹が出現
- ・A-9 呼吸が苦しい、陥没呼吸 肩呼吸など呼吸困難

V おやつの提供にかかる留意点

- 1 運営指導者、子ども指導員及び地域協力員(AP)のトワイライトルームの運営スタッフ全員が、必要最低限の重要事項の情報を共有すること
- 2 運営指導者は、保護者はもとより、学校との情報共有においても中心となるため、必要に応じ、連絡調整の場に子ども指導員を同席させる等し、的確に情報を 把握・集約し、適切な対応が図れるよう努めること
- 3 子ども指導員は、保護者との面談等にできる限り同席する等により、児童の健康把握に努め、特におやつに関しては責任者として安全なおやつの提供に努める こと
- 4 原因食物を含まないおやつの手配等のため、食物アレルギーのある児童の参加 確認を必ず7日前を目途に行うこと。あわせて、事前把握の徹底を保護者にも十 分に理解していただくよう努めること

また、急な一時利用の申し込み等については、予定されているおやつを必ず保護者に確認させ、その他必要な対応をとること

- 5 食物アレルギーのある児童本人が、自発的に原因食物への対応が図れるよう、 保護者と相談の上、側面的な支援や啓発を行うこと
- 6 「10 個別留意事項」を十分理解・整理したうえで、運営スタッフ全員が共通 の認識を保てるよう努めること
- 7 「10 個別留意事項」を踏まえ、提供方法について必ず保護者に説明し、理解 を得ること
- 8 保護者との面談に際し、発症時の対応として、過去の症状、保護者への連絡方法や救急車の要請の時期などを必ず確認し、対応可能な範囲について保護者に説明すること
- 9 当日のおやつの提供内容については、運営指導者や子ども指導員の代替職員に も、確実に承知できる方策(例:1週間分の参加の事前把握によるメニュー表の 作成、誤配防止のためのおやつ時間の座席表など)を検討し、実施する方策を運 営スタッフ全員に周知徹底すること

10 個別留意事項

(1) 食物アレルギー情報について

運営指導者は、食物アレルギーのある児童の食物アレルギーに関する重要事項(原因食物、エピペン®の処方の有無、発症時の対処の方法など)について、食物アレルギー対応関係書類等を定期的に確認するなど、食物アレルギーに関する自己点検を実施する。

(2) 原因食物の除去の方策について

【対応の原則】

- ① 「卵」「乳」「小麦」「えび」といった食物アレルギーについては、重症化の恐れが高いものがある。このため、保護者から原因食物の除去が必要と申告のあった場合は、当該児童のおやつについては、原因食物の完全除去を行う。
- ② 保護者から食物アレルギーの申告があった場合でも、その原因食物の含有量等の理由から、当該おやつを日常的に食している(食することが可能な)場合がある。

このため、あらかじめ、保護者に食べられるおやつかどうか、必ず確認(含有する場合は保護者の同意)を行う。

③ おやつには、学校給食でも使用していない次の3品目を含むものは、提供しないことを徹底する。

そば | 落花生(ピーナッツ) | キウイフルーツ

また、成分の表示を十分確認し、含まれているものは提供しない。

④ 食物アレルギーの原因食物について、製造過程等による微量混入(コンタミネーション)の可能性は完全に排除できないことに留意し、保護者にも必ず説明する。

【基本的な対応策の選択】

子ども指導員は、食物アレルギーのある児童の登録・参加状況を考慮し、次の例を参照し、当該トワイライトルームの取り得る対応について運営指導者と相談したうえで、運営主体に協議し、方策を決定する。

現在提供しているおやつをリスト化し、そこに含まれるアレルギー物 質についても明記した表により、保護者と協議し、食べられるもの(食 べられないもの)を明確にし、おやつを決定する。

また、概ね1か月間のおやつについて、前月まで(発注まで)に、保 護者に提示し、確認する。

- ◆ 現在提供しているおやつの一覧です。このなかから毎日何品かを組み合わせる等し て、提供しています。
- **◆ 品名やそこに含まれるアレルギー物質(表示義務のある7品目)を確認し、食べら** れるものには「○」、食べられないものには「×」を付けてください。
- ※ そば、落花生(ピーナッツ)、キウイフルーツは、原則使用していません。※ 表示義務のないアレルギー物質が含まれるおやつもありますので、品名(必要に応じ現物)により ご確認ください。
- ※ すべての食物アレルギー物質について、微量混入 (コンタミネーション) の可能性は完全には排除 できませんのでご注意ください。

保護者氏名	
(児童氏名)

	品名(おやつ名)	アレルギー物質	喫食の可否	備考
1		乳	×	
2		卵、小麦	0	
5				
14	00000	(7品目無し)	0	
15		えび・かに	0	

| 例2 | 保護者から、普段食べているおやつ(食べられるおやつ)の確認を行 い、概ね1週間程度のローテーションを確認し、おやつを決定する。

原因食物を含むことが明らかな、食べられないおやつについても、品 名等について可能な限り聞き取り、おやつのメニューを工夫したり、提 供時に十分注意するなどの配慮を行う。









| 例3| 原因食物として申告の多い「卵」「乳」「小麦」について、成分としての含有量によっては、日常的に食している(食することが可能な)おやつがあることから、保護者と協議し、食べられる範囲を確認しておく(蓄積しておく)ことで除去対応の参考とする。

児童氏名	食べられる	食べてはいけない	
原因食物	もの	もの	
<i>1年 ◇◇◇◇</i> 卵	ドーナツ、カステ ラ、バウムクーヘン	カスタードクリーム、 プリン、シュークリー ム、アイスクリーム	

<i>2年 ◇◇◇◇</i> 乳		ヨーグルト、乳酸菌飲料、カスタードクリーム、アイスクリーム
---------------------	--	-------------------------------

<i>3年 ◇◇◇◇</i> 小麦	ポテトチップス	ビスケット、パン、 クッキー、めん
----------------------	---------	----------------------

【発注】

おやつの原材料は、変更されている可能性があるため、定期的に原材料(成分表示)を確認したうえで発注する。

発注時において、あらかじめ成分を確認している場合でも、業者側に対し、 該当原因食物の含有の有無等の確認など、安全に対する協力依頼を可能な限り 実施する。

限られたおやつ(保護者の確認又は指定等)の場合、他の児童とのバランス も十分考慮して発注する。

(3) 提供の仕方について

- ① 食物アレルギーのある児童に対し、個別対応でのおやつの提供がある場合は、その日の運営スタッフに分かりやすく事務室内に明示するなど、情報の共有に努める。
- ② 個別対応でのおやつのお皿等については、色を変えたり、シールを貼る などし、目で見て分かりやすい工夫を行う。
- ③ 運営スタッフがおやつの分配を行う場合は、必ず複数の運営スタッフで確認する。児童が交代で担当する場合は、必ず複数の運営スタッフが現認・ 監督しながら実施する。また、この場合で、食物アレルギーのある児童が 担当となる場合は、原因食物への接触がないよう十分配慮する。

(4) 配膳について

食物アレルギーのある児童に対し、個別対応でのおやつを提供する場合、児童の配席には十分配慮する。

誤配が無いよう複数の運営スタッフにより確認する。

(5) 喫食中について

食物アレルギーのある児童に対し、個別対応でのおやつを提供する場合、児童がおやつの交換を行わないか注意深く見守る。

また、他の児童のおやつ(原因食物)の食べ残しやこぼれたものが、食物アレルギーのある児童に接触しないか注意する。

(6) 片付け・清掃について

食物アレルギーのある児童に対し、個別対応でのおやつを提供する場合、他の児童のおやつ(原因食物)の残滓が想定されるため、片付けや清掃の分担には注意する。

(7) おやつの時間の運営スタッフ体制について

おやつの提供を行うにあたり、運営指導者及び子ども指導員は、参加児童の アレルギーに関する情報の再確認を行い、あわせて、複数の運営スタッフを配 置する。

おやつの提供は、主に子ども指導員が行うが、運営指導者については、複数 配置の運営スタッフとして割り振られていない場合であっても、必ず分配・配 膳・片付け等を現認するなど、現状把握に努める。

掲載資料

資料 (P.16~27)

- 1 トワイライトスクールの事業概要
- 2 トワイライトルームの事業概要
- 3 食物アレルギーの対応について(依頼)
- 4 食物アレルギーのある児童の保護者の皆さまへ
- 5 トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる食物 アレルギー調査票 兼 同意書 ※1
- 6 食物アレルギーのある児童一覧表

参考 (P.28)

- 1 トワイライトスクール参加申込書(要綱第1号様式)
- 2 トワイライトルーム参加申込書(要綱第9号様式)
- 3 トワイライトルーム選択事業登録申請兼減免申請書

(要綱第10号様式)

%2

4 トワイライトルームー時利用登録申請兼減免申請書

(要綱第16号様式)

- 5 学校生活管理指導表(食物アレルギー用)
- ※1 指針の制定当時のものとは異なる最新のものを掲載しています。
- ※2 掲載を省略しています。 様式は、参考資料内「②放課後事業実施要綱」を参照してください。

トワイライトスクールの事業概要

1 事業趣旨

授業のある日の放課後や土曜日・長期休業中等に、遊びを通した異学年交流、地域の方々等の協力による体験・交流活動や学びの活動を通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性等を育てます。

2 対象者

参加を希望する1年生から6年生

3 活動日及び活動時間

- (1) 授業のある日 ----- 授業終了後 ~ 午 後 6 時
- (2) 授業のない日 ----- 午前9時 ~ 午後6時
 - ※ 授業のある日には、授業終了後、下校しないで学校から直接活動に参加します。
 - ※ 日曜日・休日・年末年始等は、活動しません。
 - ※ 希望する日だけに参加したり、午後6時以前に帰ったりすることもできます。

4 活動場所

トワイライトスクール プレイルーム

※ 学校教育に支障のない範囲で、運動場、体育館等の学校施設も利用します。

5 活動内容例

- (1) 遊び(室内や屋外での自由遊び、縄跳び、トランプ、ドッヂビー、けんだま、オセロ、将棋等)
- (2) 学び(学びの講座、自習タイム、質問タイム、読書活動等)
- (3) 体験(伝統芸能、伝承遊び、茶道、華道、紙工作、英語遊び等)
- (4) 交流(地域活動・行事への参加、地域交流事業、親子参加型事業等)

6 運営スタッフ

- (1) 教育に識見を有する職員であり運営全般を総括する「運営指導者」と、子どもの見守りや活動支援のために協力する地域の方々である「地域協力員(アシスタントパートナー)」が、日々の運営を行い、児童の活動や取り組みを支援します。
- (2) 体験活動等は、地域のボランティアの方々の協力を得て随時実施します。

7 保護者負担

- (1) 参加にあたり、保険関係費(年間400円程度)をご負担いただいています。
- (2) 体験・交流活動に伴う材料費等の実費相当額をいただくことがあります。

8 参加方法等

- (1) 授業のある日には授業終了後下校しないで、そのままトワイライトスクールに行き参加票を出します。参加票の記入・確認は、毎回保護者の方が行ってください。
- (2) 土曜日・長期休業中等の給食がない日に、昼食時間を含めて参加する場合は、弁当とお茶を持たせてください。
- (3) 「おやつ」はありません。ご家庭からも持参させないでください。(ただし、健康上特に必要な場合は、運営指導者にご相談ください。)
- (4) 遊び道具等はトワイライトスクールで用意します。ご家庭から持ち込まないようにお願いします。 (ただし、体験活動等で必要なものがある場合には、あらかじめ連絡します。)
- (5) 開設時間は、午後6時までです。お迎えは、開設時間内(午後6時まで)に完了してください。

9 活動の休止 (基本的に学校の取り扱いに準じます)

- (1) 震度5強以上の地震が発生した場合 ただちに活動を休止し、保護者に引き渡します。
- (2) 名古屋市または愛知県、愛知県西部、尾張東部に暴風警報・暴風雪警報・特別警報・避難勧告・ 避難指示(緊急)が発令された場合
 - ① 授業のある日
 - ア 学校管理下では、学校の基準に従い待機・下校します。
 - イ 午前11時までに解除されれば、午後1時から活動します。 午前11時までに解除されなければ、午後の活動を休止します。
 - ウ 活動中に発令された場合は、活動を休止します。
 - ② 授業のない日(土曜日・長期休業中)
 - ア 午前7時の時点で発令されている場合は、午前中の活動を休止します。
 - イ 午前11時までに解除されれば、午後1時から活動します。 午前11時までに解除されなければ、午後の活動を休止します。
 - ウ 活動中に出た場合は、活動を休止します。
- ※ 台風の接近に伴い、トワイライトスクールの活動を休止する場合があります。
- ※ 大雨警報や洪水警報、震度5弱以下の地震等の場合は、原則として活動します。 ただし、学校周辺に相当の被害が発生するおそれが予想される場合、通学路の状況を把握し、学校等から情報を得て、活動を休止することがあります。

【お願い】

震度5強以上の地震が発生した場合や暴風警報・暴風雪警報・特別警報・避難勧告・ 避難指示(緊急)が発令された場合は、速やかに保護者の方によるお迎えをお願いします。

10 参加申し込みの手続き

- (1) 保険関係費をコンビニエンスストアで払い込み、「払込受領証」を受け取り、必要事項を記入した参加申込書の保険関係費払込受領証貼付欄(登録資料添付欄)に払込受領証をのり付けして提出します。
- (2) 参加開始希望日の7日前までに、トワイライトスクール事務室まで参加申込書を提出してください。
- (3) 参加申し込みの有効期間は、その年度内です。毎年度申し込みが必要となります。
- (4) 参加申し込みが完了したお子様には、後日、「参加票」をお渡しします。参加する日には、毎回、 保護者の方が必要事項を記入・確認し、お子様に必ず持たせてください。参加受付時に、お迎え の時刻を確認します。

11 保護者の方へのお願い

- (1) 参加する日は、お迎えに来る方とお子様の間で参加票の記入内容やお迎えの時刻等をきちんと確認しておいてください。
- (2) 参加や帰宅時の送迎は、原則として保護者の責任で行っていただきます。
- (3) 各トワイライトスクールでは、地域の実情や各学校のきまり等を考慮して、安心・安全な運営に 努めています。「トワイライトスクールのきまり」やお知らせ等について、お子様とともにご確 認いただき参加してください。
- (4) 参加申込書の記載事項に変更がある場合は、その都度、各トワイライトスクールの運営指導者まで連絡してください。
- (5) 土曜日や長期休業中等でお昼を挟んで参加する場合は、原則として弁当を持ってきていただくことになっています。また、体験活動の一環で食物を扱う講座を行う場合があります。お子様に食物アレルギーがあり、参加にあたって配慮が必要な場合は、各トワイライトスクールの運営指導者にご相談ください。
- (6) 運営スタッフは小学校の教職員ではありません。運営に関する問い合わせは、学校ではなく、各トワイライトスクールの運営指導者にお願いします。

トワイライトルームの事業概要

1 事業趣旨

授業のある日の放課後や土曜日・長期休業中等に、遊びを通した異学年交流、地域の方等の協力による体験・交流活動や学びの活動を通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性等を育む役割と、留守家庭等の子どもが安心やくつろぎを感じて過ごすことができるよう、子育て支援等としての役割を併せもつ事業を小学校施設において一体的に実施する事業です。

2 対象者

基本時間帯: 参加を希望する1年生から6年生

延長時間帯: 基本時間帯の登録者のうち、就労等で保護者が家庭にいないこと等により、子育て

への支援を希望する家庭の児童

3 開設時間及び利用料等



【活動日及び活動時間】

月曜日~土曜日(休日、12月29日~1月3日を除く)

	基本時間帯	延長時間帯
授業のある日	授業終了後~17時	17 時~19 時
土曜日	9 時~17 時	17 時~ 18 時
夏休み等の長期休業日(土曜日を除く)	8 時~17 時	17 時~19 時

【登録及び利用料等】

(1) 基本時間帯のみの利用の場合

参加にあたり、保険関係費(年間 400 円程度)をご負担いただいています。 また、体験・交流活動に伴う材料費等の実費相当額をいただくことがあります。 17 時以降の利用をご希望の場合は、一時利用制度をご利用いただくこともできます(有料)。

(2) 延長時間帯を利用する場合(※1)

基本時間帯の参加申込とは別に、「選択事業登録」が必要です。保護者が次の要件に該当する場合に、登録することができます。

就労、就学又は技能訓練、求職活動、病気・負傷・障害・看護・介護、妊娠・出産、災害、その他

18 時までの利用	月額 1,500 円 (おやつ代を含む)
19 時までの利用(土曜日は 18 時まで)	月額 6,500 円 (おやつ代を含む)

一時利用制度について(※2)

1日単位で延長時間帯を利用でき、利用料は1日(1回)1,000円です。

就労、傷病、災害、事故、出産、親族の看護・介護、冠婚葬祭等、やむを得ない理由がある場合 に利用できます。**利用に際しては、事前の登録が必要です。**

- ※生活保護受給世帯、ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯(注)は、利用料が減免される場合があります。(減免の申請が必要です。)
 - 注:選択事業登録児童の保護者がひとり親家庭等医療証の交付を受けている世帯が減免対象です。 児童の医療証だけでは減免対象とはなりません。

4 活動場所

トワイライトルーム プレイルーム

※学校教育に支障のない範囲で、運動場、体育館等の学校施設も利用します。

5 活動内容例

[基本時間帯]

- ○「遊び」・「学び」・「体験」・「交流」を日々組み合わせて実施します。
- ○「遊び」は室内や屋外での自由遊び、トランプ、将棋、縄跳び、ドッヂビー等、「学び」は講座、自習、読書活動等、「体験」は伝承遊び、茶道、紙工作等、「交流」は地域行事への参加、親子参加型事業等を行います。

[延長時間帯]

- ○おやつ(菓子類、果物、乳製品等)を食べながら、子ども指導員を中心として1日を振り返ってのお話会を行う等、子どもたちとふれあい、くつろぎや安心感を持たせるような関わりをしていく時間帯です。
- ○お迎えにくる保護者に子どもの様子や変化を伝えたり、子育ての相談にのったりして、継続的な 子育て支援を行います。

6 運営スタッフ

教育に識見を有する職員であり、運営全般を総括する「運営指導者」と、子どもの遊びや生活面でのサポートをする「子ども指導員」、子どもの見守りや活動支援のために協力する地域の方々である「地域協力員」が、日々の運営を行い、児童の活動や取り組みを支援します。また、体験活動等の際には、地域のボランティアの方々に協力をいただきます。

7 活動の休止 (基本的に学校の取り扱いに準じます)

- (1) 震度5強以上の地震が発生した場合 ただちに活動を休止し、保護者に引き渡します。
- (2) 名古屋市または愛知県、愛知県西部、尾張東部に暴風警報・暴風雪警報・特別警報・避難勧告・ 避難指示(緊急)が発令された場合
 - ① 授業のある日
 - ア 学校管理下では、学校の基準に従い待機・下校します。
 - イ 午前 11 時までに解除されれば、午後 1 時から活動します。 午前 11 時までに解除されなければ、午後の活動を休止します。
 - ウ 活動中に発令された場合は、活動を休止します。
 - ② 授業のない日(土曜日・長期休業中)
 - ア 土曜日は午前7時、長期休業中は午前6時の時点で発令されている場合は、午前中の活動を 休止します。
 - イ 午前11時までに解除されれば、午後1時から活動します。
 - 午前11時までに解除されなければ、午後の活動を休止します。
 - ウ 活動中に出た場合は、活動を休止します。
- ※ 台風の接近に伴い、トワイライトルームの活動を休止する場合がります。
- ※ 大雨警報や洪水警報等、震度5弱以下の地震の場合は、原則として活動します。 ただし、学校周辺に相当の被害が発生するおそれが予想される場合、通学路の状況を把握し、学 校等から情報を得て、活動を休止することがあります。

【お願い】

震度5強以上の地震が発生した場合や暴風警報・暴風雪警報・特別警報・避難勧告・ 避難指示(緊急)が発令された時は、速やかに保護者の方によるお迎えをお願いします。

8 参加申し込みの手続き

- (1) 保険関係費をコンビニエンスストアで払い込み、「払込受領証」を受け取り、必要事項を記入した参加申込書の保険関係費払込受領証貼付欄(登録資料添付欄)に払込受領証をのり付けして提出します。
- (2) 参加開始希望日の7日前までに、トワイライトルーム事務室まで参加申込書を提出してください。延長時間帯を利用する場合は、利用を開始する月の前月の25日までに、参加申込書とあわせて(3)に示す選択事業登録の手続きに必要な書類を提出してください。

ただし、4月から延長時間帯を利用したい方は、別で指定する日までに、必要書類をご提出ください。

- (3) 選択事業登録の手続きには、以下の書類が必要です。
 - ア 選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書
 - イ 選択事業登録を必要とする理由に応じた証明書類(保護者の人数分)
 - ※利用料の減免を希望する方は、必要に応じて確認書類を提出していただく場合があります。
- (4) 参加申し込みの有効期間は、その年度内です。毎年度申し込みが必要となります。
- (5) 参加申し込みが完了したお子様には、後日、「参加票」をお渡しします。参加する日には、毎回、 保護者の方が必要事項を記入・確認し、お子様に必ず持たせてください。参加受付時に、お迎え の時刻を確認します。

9 保護者の方へのお願い

- (1) 参加する日は、お迎えに来る方とお子様の間で参加票の記入内容やお迎えの時刻等をきちんと 確認しておいてください。
- (2) 参加や帰宅時の送迎は、原則として保護者の方の責任で行っていただきます。
- (3) 各トワイライトルームでは、地域の実情や各学校のきまり等を考慮して、安心・安全な運営に 努めています。「トワイライトルームのきまり」やお知らせ等について、お子様とともにご確認 いただき参加してください。
- (4) 参加申込書の記載事項に変更がある場合は、その都度、各トワイライトルームの運営指導者まで連絡してください。
- (5) 土曜日や長期休業中等でお昼を挟んで参加する場合は、原則として弁当を持ってきていただくことになっています。また、体験活動の一環で食物を扱う講座を行う場合があります。 お子様に食物アレルギーがあり、参加にあたっての配慮が必要な場合は、各トワイライトルームの運営指導者にご相談ください。
- (6) 延長時間帯では、おやつを提供します。そのため、お子様に食物アレルギーがあり、配慮が必要な場合は、登録申請の際に運営指導者まで必ずお申し出ください。 なお、選択事業登録や一時利用登録の申請書に、アレルギーの原因となる食物を記載する欄が ございますので、ご確認の上、必ずご記入ください。
- (7) 利用料のお支払いは、口座振替・自動引落をご利用いただきますようご協力ください。なお、選択事業の利用料は利用月の25日に、一時利用の利用料は利用月の翌月の25日に引き落としとなります。ただし、初回は納付書でのお支払いとなります。
- (8) きめ細やかな配慮のもと、全てのお子様が充実した活動に取り組めるよう、必要に応じて、運営指導者とお子様や保護者の方との面談を実施することがあります。その際は、ご協力をお願いいたします。また、気がかりなことがありましたら、気兼ねなく運営指導者までお申し出ください。
- (9) 運営スタッフは小学校の教職員ではありません。運営に関する問い合わせは、学校ではなく、 各トワイライトルームの運営指導者にお願いします。

トワイライトルームは「トワイライトスクール」の 表記を「トワイライトルーム」に変更して作成する。 資料3

年 月 日

保護者の方へ

○○○ 小学校トワイライトスクール

食物アレルギーの対応について (依頼)

お子様の食物アレルギーに配慮し、トワイライトスクールに安心して参加していただくため、下記の書類の提出にご協力くださいますようお願いいたします。

また、この書類をもとに、保護者の方に簡単にお話をお伺いいたしますので、書類が整いましたらトワイライトスクールまでご連絡の上、お越しくださいますようお願いいたします。

記

1. 提出していただく書類

「トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる食物アレル ギー調査票 兼 同意書」(様式1)

2. 留意点

- ・トワイライトスクール参加申込書において、「学校給食で、食物アレルギー対応給食(除去食、弁当持参等)を申請している(予定)」 又は、「アドレナリン自己注射薬(エピペン®)を処方されている」に☑チェックされた方に依頼するものです。
- ・トワイライトスクールは学校とは別に実施する事業です。学校にアレルギーに関する書類をご提出いただいているところですが、トワイライトスクールにおいても、 別添の調査票 兼 同意書をご提出いただく必要がありますので、ご協力ください。

○○小学校トワイライトスクール 電話:○○○-△△△△

食物アレルギーのある児童の受け入れまでの流れ

$2\sim3$ 月

トワイライトスクール参加申込書提出

- ★参加申込書裏面
- □食物アレルギー対応給食(除去食、弁当持参等)を申請している(予定)
- □アドレナリン自己注射 (エピペン®) を処方されている

☑チェックされた方

$2\sim3$ 月

トワイライトスクールから

・「トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票 兼 同意書」(様式1)を受け取ってください。

$2\sim3$ 月

保護者が

・「トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票 兼 同意書」(様式1)を記入し、事前にトワイライトスクール事務室に連絡の上、持参してください。

3月中

運営指導者と面談

- ・児童の食物アレルギーの状況の聞き取り
- ・トワイライトスクールにおける留意点等の説明
- ・同意書への同意

4月以降

トワイライトスクールの参加開始

食物アレルギーのある児童の保護者の皆さまへ

トワイライトスクールは、学校の教育活動とは別に実施する事業であり、運営を本市から民間事業者に委託しております。運営スタッフは学校の教職員ではなく、民間事業者から派遣された運営指導者と地域のボランティア(地域協力員)が、放課後の児童の安全を見守っております。

トワイライトスクールにおいて、アレルギー症状が出た場合、児童の安全確保のため、出来る限り適切かつ迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

そのために、次の点についてご了解いただき、児童の参加をお願いします。

- 1 児童のアレルギーの状況を把握するため、事前に「食物アレルギー調査票 兼同意書」を提出してください。その調査票をもとに、運営指導者が面談を させていただきます。
- 2 学校給食アレルギー対応のために、学校長に提出された「学校生活管理指導表(食物アレルギー用)」について、学校長からトワイライトスクールに写しの提供を受けることをご了承ください。
- 3 トワイライトスクールで取得した児童の食物アレルギーに関する個人情報について、児童の安全確保のため、運営に携わるスタッフで情報共有させていただきます。また、必要に応じて、児童にアレルギーがあることを、一緒に参加する児童にも伝えることをご了承ください。
- 4 トワイライトスクールにおいて、緊急時薬やエピペン®の使用を希望される場合は、児童に持参の上、トワイライトスクールに参加させてください。 学校に預けている緊急時薬やエピペン®をトワイライトスクールで使用 することはできません。また、持参することは、学校の担任の先生にもお伝えください。

(裏面もあります)

5 トワイライトスクール参加中に、児童の様子に変化があった場合には、運 営スタッフが保護者から、対応の指示をいただきますので、連絡がとれるよ うご協力ください。

保護者と連絡が取れない場合は、運営指導者の判断で緊急時薬の使用や救 急車の要請をいたします。

児童の症状が重い場合は、できるだけ早く救急車を要請します。 エピペン®をトワイライトスクールに持ってきている場合には、救急車到着時に救急隊に使用の判断を任せます。

- 6 救急車到着前に、救急隊からの指示、又は緊急性が高く、時間的猶予がない場合は、運営指導者がエピペン®を使用する場合があります。その場合に備え、運営指導者が適切な対応をとれるよう、緊急時薬やエピペン®の使用のタイミングや使用方法等について、保護者が運営指導者に詳しく説明していただきますようお願いします。
- 7 トワイライトスクールは、運営指導者とボランティア(地域協力員)といった少人数の運営スタッフが、日々、参加児童が変わる中で、児童が安全に活動できるよう見守りを行っています。

アレルギーに関する専門知識を持つスタッフはおりませんので、アレルギーのある児童への対応につきましては、学校現場と同様の対応ができないなど、ご要望を全て受けることはできないことをご理解・ご了承ください。

記入年月日	∃ :	年	月	日

トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる 食物アレルギー調査票 兼 同意書

	年	組	児童氏名		性別
			保護者氏名		
			緊急連絡先1()	
			緊急連絡先2()	
			※トワイライト活動中に	連絡の取れる電話	番号をご記入ください。 番号をご記入ください。
食物アレルギーのた	めに受診	してい	る医療機関		
医療機関名				医師名	
質問1 食物アレルキ	ジーのため	担大网	会去中の食物はありますが	55	
■ いいえ	(- V) (、 5亿1工的	(云中の良物はめりまりん) • o	
□はい	食物名()
質問2 食物アレルコ	デーの症状	について	て、原因食物と、これま [、]	でに経験したこ	とのある症状を記入
してください。					
6.47.6			□ <i>I</i> 1.77.)	دا المام	
食物名			具体的方	学证状	
質問3 食物アレルコ	デーの原因	となる負	ま物が皮膚についた、あ.	るいは吸い込ん	だだけで症状が出た
ことがあります	ーカュ。				
□ いいえ					,
口はい	食物名()
質問4 食後に運動し	アレル:	ギー症出	cが出たことがありますが	, , ,	
□ いいえ		1 /112/	(» щ/ссс» «//»	· 0	
□はい	食物との	関連(□あり・□ なし)		
質問5 アナフィラキ	テシーを起	こしたこ	ことがありますか。		
ロいた	/EU &	d. <i>L</i>			,
□はい	(原因食)	•	日: 年 月	目 目))
	() Land	, = , , , ,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	•	
			ぶありますか。(口あり		Latin South Biblion
「あり」の場合で	、お子さん	」が処万	薬を携帯して参加する場	合は、具体的に	お知らせください。
□抗ヒスタミン	薬・ステロ	コイド薬	気管支拡張薬 薬品名	, 1	
ロアドレナリン	自己注射到	薬 (エピ	^^ッ)		`
□その他(25) /====================================
			<106>		(裏面あり)

□ いいえ
□ ltv →
☆トワイライトスクールやトワイライトルームに参加するにあたり、食物アレルギーに関してその 他に注意してほしい点などありましたら、ご記入ください。
【以下は、運営指導者との個別面談時にご記入下さい。】
別紙「食物アレルギーのある児童の保護者の皆さまへ」について、内容を理解しましたので、以下にチェック☑した項目について同意いたします。 年 月 日
<u>氏名</u>
□ 児童のアレルギー対応について、必要に応じて運営指導者へ情報提供する必要があること。 □ 「学校生活管理指導表(食物アレルギー用)」を学校長に提出している場合は、学校長からトワイライトスクール・トワイライトルーム(以下「トワイライト」という。)に写しの提供を受けること。 □ この調査票及びアレルギー対応に関する情報は、運営に携わるスタッフ全員に共有されること。 また、必要に応じて一緒に参加する児童に、児童に食物アレルギーがあることを伝えること。 □ 緊急時薬・エピペン®の使用を希望される場合は、児童に持参の上、参加させること。
 (学校に預けている緊急時薬・エピペン°をトワイライトで使用することはできないこと。) 児童の様子に変化があった場合には、万一保護者と連絡が取れなくても、緊急時薬の使用や救急車を要請する場合があること。 対急車を要請した場合には、緊急時薬・エピペン°を救急隊に渡したり、救急車到着前にエピペン°を使用する場合があること。 運営スタッフに食物アレルギーの専門知識を有する者がいないため、学校と同様の対応が難しいこと。
(学校に預けている緊急時薬・エピペン°をトワイライトで使用することはできないこと。) □ 児童の様子に変化があった場合には、万一保護者と連絡が取れなくても、緊急時薬の使用や救急車を要請する場合があること。 □ 救急車を要請した場合には、緊急時薬・エピペン°を救急隊に渡したり、救急車到着前にエピペン°を使用する場合があること。

質問7 土曜日や長期休業中、給食のない日などで、お昼を挟んで参加する場合は、原則お弁当を持

参して参加していただくことになっています。他の参加児童と一緒にお弁当を食べる際に気

資料6

	学年	クラス	児童氏名	原因食物	保護者氏名	緊急連絡先1	緊急連絡先2
1							
-							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

(

食物ア

₩ Ш 町 枡 中別 男女 田名

雒

件

小核

名古屋市立

学校生活管理指導表

Ш 品 物地 2 町 学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意しますか。 件 **☆連絡医療機関** 医療機関名 **公保護者** 医療機関名 電話: 電話: 記載日 医師名 緊急連絡先 2 食事やイベントの際に配慮が必要 (自由記載) 食物 食材を扱う授業 活動 その他の配慮 管理事項 学校生活上の留意点 運動(体育-部活動等 2 保護者と相談し決定 保護者と相談し決定 保護者と相談し決定 宿泊を伴う校外活動 管理不要 1 配慮不要 管理不要 配慮不要 ≫内に記載。 **原因物質・診断根拠** 該当する食品の番号にOをし、かつ≪ ≫内に診断根拠を記載 食物経口負荷試験陽性 1gE 抗体など検査結果が陽性 アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往症ありの場合のみ記載) な 該当するものすべてを≪ 明らかな症状の既往 あり 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載 アナフィラキシー(診断根拠 病型 治療 Θ 2 アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 食物依存性運動誘発アナフィラキシー \wedge \wedge \wedge 1 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) \wedge \wedge \wedge なしな 3 運動誘発アナフィラキシ あら 2 口腔アレルギー症候群 緊急時に備えた処方薬 甲殻類(エビ・カニ) 種実類 木の実類 食物アレルギー 2 牛乳-乳製品 0 食物(原因 5 ピーナッツ その他2 医薬品 その街1 果物類 かの街 その街 1 即時型 魚類 品田田 1 鶏卵 3 小麦 4ンバ 10 內類 2 12

保護者署名

同意する 同意しない

名古屋市教育委員会

フバギー

田

トワイライトスクール等におけるアレルギー対応検討会

◎座長 (50 音順・敬称略)

委 員	名	所属	職・役職等			
◎伊 藤 浩	告 明	あいち小児保健医療総合センター	内科部長			
		NPO 法人アレルギー支援ネットワーク	副理事長			
伊東さ	きゆり	名古屋市立小中学校 PTA 協議会	副会長(母親理事代表(正))			
岡本理	里 恵	名古屋市健康福祉局健康部健康増進課	地域看護係長			
小口恒	尃 則	名古屋市立栄小学校	校長			
宍 戸	弘	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	専門員			
野村孝	孝 泰	名古屋市立大学大学院医学研究科	助教			
深田陽	易一郎	名古屋市教育委員会事務局学校保健課	指導主事			

トワイライトスクール・トワイライトルームにおける食物アレルギー対応指針

発 行:名古屋市子ども青少年局青少年家庭部放課後事業推進室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL 052-972-3229

FAX 052-972-4119

E-mail: a3092@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

発行年月:平成26年11月

⑩放課後事業の再参加について

1 趣旨

放課後事業の参加については、授業終了後、学校から直接参加することを原則としている。しかしながら、たくさんの友達や地域の大人と交流することのできる放課後事業への参加機会を出来るだけ広く認め、様々な家庭環境の子どもも幅広く参加できるようにすることが、子どもたちの放課後を豊かなものにするために有意義である。

そのため、土曜日・長期休業中について、児童の安全面などを考慮した一定のルールのもとに、一旦、自宅や留守家庭児童育成会(いわゆる学童保育所)など学校外に出てからの二度目の参加(再参加)を認めることとする。

2 土曜日・長期休業中の再参加

土曜日・長期休業中は、一旦学校外に出てから二度目の参加を認める。

(1) 参加方法

下記の太字部分(図の 🔷 🕽 部分)を認めることとする。

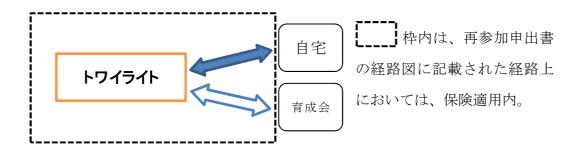
(2) 経路

○ 自宅・留守家庭児童育成会 → トワイライト →

(自宅・留守家庭児童育成会※1) → トワイライト →

(自宅・留守家庭児童育成会) → > トワイライト (※2)

- ※1 トワイライトと自宅・留守家庭児童育成会以外の場所(習い事など) を直接行き来することは認めない(自宅・留守家庭児童育成会との 往復途上のみ保険適用)。
- ※2 トワイライトとトワイライトの間に2回以上学校外を挟むことは、 児童の参加把握が複雑となり、安全管理上問題があるため認めない。



3 授業のある日の再参加の特例

授業のある日については、下の例示の条件に示すように、児童の通学路の安全が確保できれば再参加を認めることとする。

また、留守家庭児童育成会からの参加については集団的参加と位置付ける。

- 《例》個人的参加 条件:安全の確保(事前確認+保護者等の送迎 など) 集団的参加 条件:安全の確保(事前確認+指導員等の送迎 など)
- \bigcirc 学校 \rightarrow **(自宅・留守家庭児童育成会)** \rightarrow トワイライト
- \bigcirc 学校 \rightarrow トワイライト \rightarrow (自宅・留守家庭児童育成会) \rightarrow トワイライト

4 保護者等の送迎

基本的には、現行の各トワイライトにおける送迎ルールに準ずる。

ただし、留守家庭児童育成会との往復途上については、複数児童での移動が 見込まれるため、原則として指導員の送迎を条件とする。

(名古屋市子ども青少年局放課後事業推進室)

⑪放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(平成二十六年四月三十日)

(厚生労働省令第六十三号)

改正 平成二七年八月三一日厚生労働省令第一三三号

同二八年二月三日同第一二号

同二九年九月二二日同第九四号

同三〇年二月一六日同第一五号

同三〇年三月三〇日同第四六号

同三一年三月二九日同第五〇号

令和元年一○月三日同第六一号

同二年三月四日同第二一号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(趣旨)

- 第一条 この省令は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。) 第三十四条の八の二第二項の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下 「設備運営基準」という。)を市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例で定めるに当 たって参酌すべき基準を定めるものとする。
- 2 設備運営基準は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の監督に属する放課後 児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るくて、衛生的 な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに 健やかに育成されることを保障するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(令元厚労令六一・一部改正)

(最低基準の目的)

第二条 法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準(以下「最低 基準」という。)は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、 適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するも のとする。

(最低基準の向上)

- 第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を 設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児 童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者 (以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及 び運営を向上させるように勧告することができる。
- 2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 (最低基準と放課後児童健全育成事業者)
- 第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上 させなければならない。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

- 第五条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達 段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造 性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを 目的として行われなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格 を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を 公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の 構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を 払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に 必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の 注意と訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

- 第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

- 第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむねー・六五平方メートル以上でなければならない。
- 3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。) は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育 成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 (職員)
- 第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援 員を置かなければならない。
- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、 補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第 五項において同じ。)をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなけれ

ばならない。

- 一 保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第五項に規 定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該事 業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条に規定する免許状を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学 を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に 従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
- 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
- 4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同

時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(平二七厚労令一三三・平二八厚労令一二・平二九厚労令九四・平三〇厚労令一五・平三〇厚労令四六・平三一厚労令五〇・令二厚労令二一・一部改正)

(利用者を平等に取り扱う原則)

第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲 げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

- 第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する 水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が 発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それ らの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

- 第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 三 開所している日及び時間
 - 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
 - 五 利用定員
 - 六 通常の事業の実施地域
 - 七 事業の利用に当たっての留意事項

- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

- 第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り 得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなら ない。

(苦情への対応)

- 第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条 に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限 り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

- 第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。
 - 一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間
 - 二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学

校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第二十条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校 等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二七年四月一日)

(職員の経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定 の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成三十二年 三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

附 則 (平成二七年八月三一日厚生労働省令第一三三号)

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の 日(平成二十七年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年二月三日厚生労働省令第一二号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年九月二二日厚生労働省令第九四号)

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の

日(平成二十九年九月二十二日)から施行する。

附 則 (平成三○年二月一六日厚生労働省令第一五号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日厚生労働省令第四六号)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日厚生労働省令第五〇号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年一〇月三日厚生労働省令第六一号)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月四日厚生労働省令第二一号)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

⑫「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の留意事項について

雇児育発 0530 第 1 号 平成 2 6 年 5 月 3 0 日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省雇用均等·児童家庭局育成環境課長 (公 印 省 略)

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の留意事項について

本日、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」(平成 26 年 5 月 30 日雇児発 0530 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)が発出され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。)の趣旨及び内容が示されたところであるが、基準第 10 条第 3 項第 9 号の取扱いについては、下記の事項に留意されたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく 技術的助言であることを申し添える。

記

基準第 10 条第 3 項第 9 号の「2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、局長通知 3 の (3) のとおり、「遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者」としている。この者は、最終的には市区町村長の判断となるが、例えば、放課後子供教室に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊びの場を提供する事業(いわゆる「プレイパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業など)において、児童と継続的な関わりを持っていた者等が考えられる。ここでは、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれないこと。なお、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者が対象であり、例えば、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはならないこと。

また、ここでの「継続的」とは、2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2000時間程度あることが一定の目安と考えられること。

③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正 する省令について

30 子事第 2-2 号 平成 30 年 4 月 1 日

放課後児童健全育成事業者 各位

子ども青少年局長

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 の一部を改正する省令について

みだしのことについて、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について」(平成30年3月30日付子発0330第9号厚生労働省子ども家庭局長通知)が別添のとおり通知されました。

本市では、省令基準を踏まえて、基準条例を策定しているため、本改正を受けて、放課 後児童支援員の資格・要件について、変更がありますので、ご留意いただきますようお願 いします。

記

1 改正内容

(1) 放課後児童支援員の資格要件の拡大について

放課後児童支援員の基礎資格等について、基準省令第10条第3項に第10号として、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」を新設する。

(2) 基準省令第10条第3項第4号の規定の明確化

基準省令第10条第3項第4号で、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところ、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするため、基準省令第10条第3項第4号について、「学校教育法の規定により・・・教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改正する。

2 改正年月日 平成 30 年 4 月 1 日

(放課後事業推進室 電話番号:972-3096)

⑭放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う 留意事項について

平成30年4月1日

放課後児童健全育成事業者 各位

子ども青少年局青少年家庭部 放課後事業推進室長

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 の一部改正に伴う留意事項について

みだしのことについて、30子事第2-2号通知により、改正内容を通知しましたが、改正 内容の取扱いについては、下記の事項にご留意いただきますようお願いします。

記

- 1 基準省令第10条第3項第10号について
- ・実務経験に含めることができる期間については、放課後児童健全育成事業に従事した期間であり、その他の児童福祉事業や放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した期間については、対象とならない。
- ・「市町村長が適当と認めたもの」には、放課後児童健全育成事業において利用者の支援 に従事し、児童と継続的に関わっている期間が5年以上あり、かつ総勤務時間が5,000時 間程度あることを想定しているため、これらの要件に該当しない場合については、対象 とならない。
- 2 基準省令第10条第3項第4号について
- ・改正前後で、教育職員として一定の資質を有する者を対象にしている点では、変更はないが、教員免許状の更新をしていない者、特別支援学校の教員免許のみを有する者、臨時免許状や特別免許状を有している者及び養護教諭免許を有する者についても、放課後児童支援員と認められる。

(放課後事業推進室 電話番号:972-3096)

(15)名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

○名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成 26 年 10 月 8 日 条例第 60 号

改正 令和2年条例第21号

(趣旨)

- 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の2第1項の規定 に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 (設備及び運営に関する基準)
- 第2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。)の定めるところによる。この場合において、省令第5条第2項中「放課後児童健全育成事業者は」とあるのは「放課後児童健全育成事業者は、なごや子ども条例(平成20年名古屋市条例第24号)の理念にのっとり」と、省令第6条第2項中「定期的に」とあるのは「少なくとも毎月1回は」と、省令第10条第3項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの(新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。)」と読み替えるものとする。

(防犯及び事故防止)

第3条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全を確保するため、防犯及び事故の防止 に関し必要な措置を講じなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、非常災害に備え、利用者及び職員の一時的な滞在に 必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。

(帳簿の保存)

第5条 放課後児童健全育成事業者は、省令第15条の帳簿について、その性質、内容等に 応じて市長が定める基準により保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除 条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとな らないようにしなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所であって、省令第9条第2項 及び省令第10条第4項の規定に適合しないものについては、当分の間、これらの規定は、 適用しない。

附 則(令和2年条例第21号)

- 1 この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において放課後児童健全育成事業者の職員である者に対するこの条例による改正後の名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 2条の規定の適用については、同条中「新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日」とあるのは、「令和 3年 3月31日」とする。

⑩名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例

名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第21号

名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例

名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年名古屋市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第 2条中「1回は」と」の次に「、省令第10条第 3項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの(新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。)」と」を加える。

附則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において放課後児童健全育成事業者の職員であ

る者に対するこの条例による改正後の名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 2条の規定の適用については、同条中「新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日」とあるのは、「令和 3年 3月31日」とする。

①令和2年度本市主催の放課後事業スタッフ研修開催実績

間が 口	区分	区分名称群師		トワイライトスクール		トワイライト ルーム		,
開催日	(会場)	名 你	(敬称略)	運営 指導者	地域 協力員	運営 指導者	子ども 指導員	地域 協力員
* 1	①放課後児童クラブ 指導員等初級研修 (高齢者就業支援 センター大会議室)	(1)発達障害の理解と受容 (2)知的障害・発達障害のある子どもたちの行動・感じ方の疑似体験	ドロップス キャラバン隊 in 名古屋				0	
11月17日	②運営スタッフ研修 (鯱城ホール)	食物アレルギー対応研修	聖霊病院 第二小児科部長 谷田 寿志 小児アレルギーエデュケー ター看護師 榊原 一水	0		0	0	
*1	③指導者研修 (昭和文化小劇場)	子どもの権利を知っています か	子ども権利擁護委員 間宮静 香	0		0	0	
※ 1	④ A P 研修会 (鶴舞中央図書館 第一集会室)	読み聞かせ研修	鶴舞中央図書館 司書		0			0
* 1	⑤ A P 研修会 (高齢者就業支援 センター大会議室)	発達障害について	あっとわん 下村真由美		0			0
* 1	⑥放課後児童クラブ 指導員等上級研修 (高齢者就業支援 センター大会議室)	事例で学ぶ発達障害の理解と 支援	西部地域療育センター所長 宮地泰士	0		0	0	

[※] 上記のほか、関係機関からの研修案内があれば、適宜、情報提供も行っている。

^{※1} 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、予定していた研修を中止とした。

⑪令和3年度本市主催の放課後事業スタッフ研修開催実績

開催日	区 分 (会場または伝達方	名称	講師	トワイライトスクール		トワイライトルーム		
用惟口	法)	石 M	(敬称略)	運営 指導者	地域協力員	運営 指導者	子ども 指導員	地域 協力員
6月15日 ~7月5日	①指導者研修 (DVD)	子どもの権利を知っています か	子ども権利擁護委員 間宮静香	0		0	0	
6月17日 ~ 6月30日	②放課後児童クラブ 指導員等初級研修 (DVD+YouTube)	(1)発達障害の理解と受容 (2)知的障害・発達障害のあ る子どもたちの行動・感じ方 の疑似体験	ドロップス キャラバン隊 in 名古屋				0	
11月18日	③ A P 研修会 (鶴舞中央図書館 第一集会室)	読み聞かせ研修	鶴舞中央図書館 司書		0			0
2月21日 ~3月8日	④AP研修会 (DVD)	発達障害について	あっとわん 下村真由美		0			0
2月25日 ~ 3月18日	⑤運営スタッフ研修 (動画配信)	食物アレルギー対応研修	聖霊病院 第二小児科部長谷田 寿志 小児アレルギーエデュケー ター看護師 榊原 一水	0		0	0	
3月11日 ~ 3月25日	⑥放課後児童クラブ 指導員等上級研修 (YouTube)	事例で学ぶ発達障害の理解と 支援	西部地域療育センター所長 宮地泰士	0		0	0	

[※] 上記のほか、関係機関からの研修案内があれば、適宜、情報提供も行っている。

®愛知県放課後児童支援員認定資格研修実施要綱(抜粋)及び研修科目一覧 (写)

愛知県放課後児童支援員認定資格研修事業実施要綱

1. 趣旨 目的

この要綱は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に定めるもののほか、県が行う放課後児童支援員認定資格研修(以下「認定資格研修」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

認定資格研修は、基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者が、放課後児童 健全育成事業に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、 業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考 え方や心得を認識することを目的とするものである。

2. 実施主体

認定資格研修の実施主体は愛知県とし、事業の一部を委託して行う。

3 実施内容

(1) 研修対象者

基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として 放課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。

(2) 定員

認定資格研修の定員は1回あたり100名程度とする。ただし、感染症拡大防止等のため必要があると認められるときは、この限りでない。

- (3) 研修項目・科目及び研修時間数等 研修項目、科目及び研修時間数等は別紙のとおりとする。
- (4) 研修の教材

「放課後児童クラブ運営指針解説書」を使用することとする。

(5) 科目の一部免除

研修対象者が、既に資格等を取得しており、受講申込書等により確認を行った 場合には、以下のとおり、研修科目の一部を免除する。

ア 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者

別紙の「2-4子どもの発達理解」、「2-5児童期(6歳~12歳)の生活と発達」、「2-6障害のある子どもの理解」、「2-7特に配慮を必要とする子どもの理解」

イ 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者 別紙の「2-⑥障害のある子どもの理解」、「2-⑦特に配慮を必要とする子 どもの理解し

ウ 基準第10条第3項第4号に規定する教育職員免許法(昭和24年法律第147

号)第4条に規定する免許状を有する者

別紙の「2-④子どもの発達理解」、「2-⑤児童期(6歳~12歳)の生活 と発達」

(6) 既修了科目の取扱い

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなす。この場合において、愛知県知事(以下、「知事」という。)は、放課後児童支援員認定資格研修修了証明申請書(様式第1号一①)による受講者の申請により「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」(様式第1号)を交付する。

なお、一部科目修了証の有効期限は、研修を受講した年度の翌年度の3月31 日までとする。

(7) 修了の認定・修了証の交付

知事は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」(様式第2号一①)及び「放課後児童支援員認定資格研修修了証(携帯用)」(様式第2号一②)を交付する。

4. 実施手続

(1) 受講の申込み及び受講資格等の確認

受講希望者は、受講の申込みをするに当たっては、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を経由して、別に定める様式による受講申込書及び基準第10条第3項各号のいずれかに該当することを証する書類(以下「受講申込書等」という。)を委託業者に提出するものとする。

市町村は、受講申込書等を委託業者に提出するに当たっては、受講申込書等により、受講希望者が基準第10条第3項各号のいずれかに該当するかについて、確実にその確認を行うこととする。

5. 認定等事務

(1) 認定者名簿の作成

知事は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号を記載した「愛知県放課後児童支援員認定者資格名簿」を作成する。

(2) 修了証の再交付等

知事は、認定を受けた者から、「放課後児童支援員認定資格研修修了証書換交付・再交付申請書」(様式第3号)により、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更を生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際は、修了証の再交付等の手続を行うものとする。

(3) 認定の取消

知事は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができる。

- ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合
- ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合
- ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合
- ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

6. 研修参加費用

研修参加費用のうち、テキスト等資料に係る実費相当部分、研修会場までの旅費 及び研修中の宿泊費については、受講者が負担するものとする。

7. その他

この要綱に定めるもののほか、認定資格研修の開催に必要な事項については、委託業者と県が協議して定める。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

放課後児童支援員に係る愛知県認定資格研修の項目・科目及び時間数

- 1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解【4.5時間(90分×3)】
 - ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- 2. 子どもを理解するための基礎知識【6. O時間(90分×4)】
 - ④ 子どもの発達理解
 - ⑤ 児童期(6歳~12歳)の生活と発達
 - ⑥ 障害のある子どもの理解
 - ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
- 3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4. 5時間 90 分×3】
 - ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のある子どもの育成支援
- 4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間(90分×2)】
 - ① 保護者との連携・協力と相談支援
 - ② 学校・地域との連携
- 5. 放課後児童クラブにおける安心・安全への対応【3時間(90分×2)】
 - ③ 子どもの生活面における対応
 - (i) 安全対策·緊急時対応
- 6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間(90分×2)】
 - (15) 放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑥ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の順守

合計24時間(16科目)

⑲令和3年度土曜学習プログラムの実施状況

区	瑞穂			熱	田	中川			緑			
実施校	豊岡	堀田	瑞穂	大宝	千年	長須賀	八熊	荒子	平子	黒石	東丘	
第1回	11月13日	6月5日	6月19日	6月12日	6月26日	10月30日	10月23日	12月4日	6月12日	11月20日	6月19日	
第2回	12月11日	10月2日	11月20日	10月23日	12月18日	11月27日	12月11日		12月4日	12月18日	12月11日	
第3回		10月23日		11月27日	1月22日		1月22日					

※ 応募する学校が生涯学習開放未実施の場合、コンソーシアム(共同事業体) 協定書準則(別記様式)中、「名古屋市放課後事業及び生涯学習開放」は「名 古屋市放課後事業」に読み替えて作成してください。

②②名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体 コンソーシアム(共同事業体)取扱要領

名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体 コンソーシアム(共同事業体)取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、コンソーシアム(共同事業体)(以下「コンソーシアム」 という。)として、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体の応募申請 を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(応募申請にあたっての提出書類)

- 第2条 コンソーシアムとして応募申請を行うにあたっては、名古屋市放課後 事業及び生涯学習開放運営主体募集要項に定める応募書類に加えて、次に掲 げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 次の事項を記載した届出書(第1号様式)

ア コンソーシアムの名称

イ コンソーシアムの構成員の所在地、名称及び代表者の氏名

- (2) コンソーシアムの申請書の提出及び契約締結の権限についての委任状 (第2号様式)
- (3) コンソーシアムの結成、運営等についての協定書
- 2 市長は、前項に規定するもののほか、申請書に必要と認める事項を記載させ、 又は書面を添付させることができる。
- 3 第1項第3号の協定書は、別に定めるコンソーシアム(共同事業体)協定書 準則(別記様式)に従って作成するものとする。

(責任分担割合)

第3条 構成員の責任分担割合は、各構成員間において自主的に定めるものとする。

(調査助言)

第4条 市長は、コンソーシアムの適正な運営を確保するため、必要に応じて 実施体制及び運営状況について調査し、助言することができる。

附則

この要領は平成28年8月8日から施行する。

附則

この要領は令和元年5月1日から施行する。

第1号様式

コンソーシアム (共同事業体) 応募申請参加届出書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

7	フ リ ガ ナ	
コ	ンソーシアム	
の	名 称	
代	所 在 地	
表	名称	
者	代表者職氏名	
その	所 在 地	
他の構成員	名称	
放 	代表者職氏名	
その	所 在 地	
その他の構成員	名称	
放	代表者職氏名	

この届出書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

注)構成員が2者又は4者以上の場合は、適宜その他の構成員欄を削除又は追加すること。

第2号様式

委 任 状

年 月 日

名古屋市長

委任者 所在地 名 称 代表者

(EI)

私は、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体応募申請のコンソーシアムの参加に際しては、下記のものを代理人と定め、申請書の提出及び契約の締結に関する一切の権限を委任します。

記

受任者

所在地 名 称 代表者

別記様式

コンソーシアム (共同事業体) 協定書準則

(目的)

第1条 当コンソーシアム (共同事業体) は、運営主体として、名古屋市放課 後事業及び生涯学習開放を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当コンソーシアム (共同事業体) は○○コンソーシアム (この協定書 において「当コンソーシアム」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当コンソーシアムは、事務所を○○○に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当コンソーシアムは、〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は、名古 屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託契約における履行期間が終了し、 当コンソーシアムの清算が終了するまでとする。
- 2 名古屋市放課後事業及び生涯学習開放の運営主体を受託することができなかったときは、当コンソーシアムは、前項の規定に関わらず、名古屋市と他の法人等との間で名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員)

第5条 当コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇〇〇

名 称 ○○○○○

所在地 〇〇〇〇

名 称 ○○○○○

(代表者)

第6条 当コンソーシアムは、○○○○○を代表者とする。

(代表者の権限)

- 第7条 代表者は、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託に関し、当 コンソーシアムを代表し、下記の事項を行う権限を有するものとする。
 - (1) 名古屋市と折衝すること。

- (2) 応募申請に関すること。
- (3) 名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託契約締結に関すること。
- (4) 委託料の請求及び受領に関すること。
- (6) 他の関係団体との調整に関すること。
- (7) 当コンソーシアムに属する財産の管理に関すること。

(構成員の責任分担の割合)

第8条 当コンソーシアムの構成員の責任分担割合は、次のとおりとする。

00000 00%

(運営委員会)

第9条 当コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、名古屋 市放課後事業及び生涯学習開放の実施に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放の実施に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当コンソーシアムの取引金融機関は、〇〇〇〇〇とし、コンソーシアムの名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当コンソーシアムは、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託 契約の履行期間終了後、決算するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第13条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により、 構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(トワイライトルームへの移行の取扱)

第15条 委託契約の履行期間中に、トワイライトスクールがトワイライトルームへ移行することとなった場合は、名古屋市から変更契約協議の内容につい

て、構成員の間で協議し、合意に至った場合は、当コンソーシアムが共同連 帯してトワイライトルームを営むものとする。

(委託契約期間中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、名古屋市及び構成員全員の承認を得なければ、当コンソーシアムの清算が終了するまで脱退することはできない。
- 2 構成員のうち委託契約期間中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成員が、連帯して事業委託を完了する。
- 3 第1項の規定により脱退した構成員があるときは、残存する構成員の責任分担割合は、脱退した構成員が脱退前に有していた割合を、残存する構成員が有している割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第17条 当コンソーシアムは、構成員のうちいずれかが、事業の契約期間中に おいて重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合におい ては、名古屋市及び他の構成員全員の承認により当該構成員を除名すること ができる。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(事業委託契約期間中における構成員の破産又は解散に関する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが、事業委託契約期間中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第4項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、名古屋市及び他の構成員全員の承認により残存する構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後の瑕疵の担保責任)

第20条 当コンソーシアムが解散した後においても、当該事業委託契約期間中 につき瑕疵があったものについては、各構成員は、連帯してその責に任ずる ものとする。 (委任)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定める ものとする。

○○○○○ほか○○団体は、上記のとおり○○コンソーシアム協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を○通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇月〇日

名 称

代表者名 印

名 称

代表者名 印

応募申請、契約の締結、委託料請求・受領等使用印

代表者		
団体印	代表者印	
その他の構成員		
団体印	代表者印	
その他の構成員		
団体印	代表者印	

注)構成員が2者又は4者以上の場合、適宜その他構成員欄を削除又は追加すること。

②1)名古屋市指名停止要綱

名古屋市指名停止要綱

15財用第 5号 平成15年 3月 5日

改正 平成17年 3月30日 16財用第28号、平成18年 3月30日 17財監第75号、平成19年 1月30日 18財監第66号、平成19年 3月28日 18財監第92号、平成20年 2月27日 19財契第 118号、平成23年 3月24日 22財契第57号、平成27年 3月26日 26財契第85号、平成29年 3月17日 28財契第66号、平成29年 9月20日 29財契第34号、令和元年 8月 5日 31財契第25号、令和2年 3月25日 31財契第81号、令和3年 3月29日 2財契第 109号、令和4年 1月25日 3 財契第75号

(趣旨)

第 1 この要綱は、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号。以下「規則」という。)第 3条第 4項及び第16条第 2項の規定に基づき、指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 指名停止 規則第 3条の 3第 1項 (第18条において準用する場合を含む。) に規定する 有資格者 (以下「有資格者」という。) が一定の事由に該当する場合において、これを 本市との契約 (以下「本市契約」という。) から一定期間排除することをいう。
 - (2) 市長等 市長又は名古屋市契約事務委任規則(平成17年名古屋市規則第88号)により契約事務の委任を受けた者がある場合にはその者をいう。
 - (3) 局区等の長 名古屋市事務分掌条例(昭和22年名古屋市条例第16号)第 1条に規定する 局及び室、区役所、会計室、市会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員 会事務局、監査事務局並びに消防局の長をいう。
 - (4) 資格審査部会 名古屋市契約事務審議会規程 (昭和52年達第 2号) 第 5条第 1項に規定 する資格審査部会をいう。

(指名停止)

第 3 有資格者が別表第 1及び別表第 2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者

について指名停止を行うものとする。

- 2 前項の指名停止が行われたときは、市長等は当該指名停止に係る有資格者を一般競争入札 及び指名競争入札に参加させてはならない。この場合、当該有資格者について、現に競争入 札参加資格有と通知し又は指名しているときは、当該通知又は指名を取り消すものとする。
- 3 第 7の規定により資格審査部会の議を経て指名停止を行う場合の始期は、別表各号の規定 にかかわらず資格審査部会の議を経た日とする。

また、指名停止の期間中の有資格者について、別の措置要件に係る指名停止を行う場合の 始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。

(下請負人に関する指名停止)

第 4 第 3第 1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負う べき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、 当該指名停止と同じ措置要件に該当するものとして指名停止を行うものとする。

ただし、当該下請負人について、情状酌量すべき事由があるときは、当該指名停止の期間 を 2分の 1まで短縮することができるものとする。

(共同企業体の構成員に関する指名停止)

第 5 共同企業体が別表各号に掲げる措置要件(当該共同企業体が有資格者でないことを理由 として措置要件に該当しない場合は、当該共同企業体が有資格者であるとした場合に該当す る措置要件)のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の有資格者である構成員(明ら かに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、同じ措置要件 に該当するものとして指名停止を行うものとする。

ただし、情状酌量すべき事由がある当該共同企業体の有資格者である構成員については、 当該指名停止の期間を 2分の 1まで短縮することができるものとする。

2 第 3第 1項、第 4第 1項又は前項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体(有資格者に限る。)について、当該指名停止と同じ措置要件に該当するものとして指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第 6 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件でとに規定する期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

- 2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、 それぞれ別表各号に定める期間の 2倍の期間とする。ただし、当該指名停止の期間は 3年を 超えることができない。
 - (1) 別表第 1各号又は別表第 2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 1か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第 1各号又は別表第 2各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第 2第 1号又は第 2号から第 4号まで若しくは第 8号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 3か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第 2第 1号又は第 2号から第 4号まで若しくは第 8号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (3) 談合情報が寄せられた場合等で、談合を行っていないとの誓約書を本市に提出したにもかかわらず、当該事案で談合を行っていたとして、別表第2第2号(1)、第3号(1)又は第8号の措置要件に該当することとなったとき。
- 3 前項に定める場合を除くほか、有資格者について、悪質な事由があるため又は重大な結果 を生じさせたため必要なときは、別表各号及び第 1項の規定による指名停止の期間を 2倍ま で延長することができる。ただし、当該指名停止の期間は3年を超えることができない。
- 4 別表第 2第 2号の措置要件に該当することとなった有資格者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に定める課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合における指名停止の期間は、別表第 2第 2号に定める期間の 2分の 1とする。
- 5 前項に定める場合を除くほか、有資格者について情状酌量すべき事由があるときは、別表 各号並びに第 1項及び第 2項の規定による指名停止の期間を 2分の 1まで短縮することが できる。
- 6 別表第 2第 2号 (2)、第 3号 (2)、第 2号 (2) 若しくは第 3号 (2) 又は第 8号に該当するとして指名停止の期間中の有資格者について、指名停止の原因となった事案について新たな事実が明らかとなり、それぞれ別表第 2第 2号 (1)、第 3号 (1)、第 8号又は第 2号 (1)(告発の場合に限る。)若しくは第 3号 (1)の措置要件に該当することとなったときは、指名停止の期間を当該措置要件に規定する期間に変更する。この場合において、当初措置した指名停止の期間が満了しているときは、変更後の指名停止の期間から既に措置した指名停

止の期間を控除した期間をもって再度の指名停止を行う。

- 7 前項の規定に基づき、指名停止の期間の変更又は再度の指名停止を行う場合において、第 2項から第 5項までの規定に基づき指名停止の延長又は短縮を行う必要があるときは、前項 の規定による指名停止の期間の変更又は再度の指名停止を行った後、第 2項から第 5項まで の規定を適用する。
- 8 第 6項に定める場合を除くほか、指名停止の期間中の有資格者について、悪質な事由又は 情状酌量すべき事由が明らかとなったときは、指名停止の期間を 2倍又は 2分の 1まで変更 することができる。ただし、当該指名停止の期間は 3年を超えることができない。
- 9 指名停止の期間中の有資格者について、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったときは、それ以降の当該有資格者についての指名停止を解除するものとする。
- 10 指名停止の期間中の有資格者について、災害その他の事由により、やむを得ず指名する必要があるときは、当該有資格者について指名停止を一時解除することができる。

(資格審査部会)

- 第7 第3第1項、第4第1項又は第5第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行う場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、資格審査部会の議を経なければならない。第6第8項の規定により指名停止の期間を変更するときも、また同様とする。
 - (1) 第 4第 1項ただし書き又は第 5第 1項ただし書きの規定を適用するとき。
 - (2) 第 6第 3項又は第 5項の規定を適用するとき。
 - (3) 措置要件が別表第 1第 9号又は別表第 2第 5号若しくは第 9号に該当するとき。 (指名停止の通知)
- 第 8 第 3第 1項、第 4第 1項又は第 5第 1項若しくは第 2項の規定により指名停止を行い、 第 6第 6項若しくは第 8項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第 6第 9項若しくは 第10項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し、指名停止通知書(第 1号様式)、指名停止変更通知書(第 2号様式)又は指名停止解除通知書(第 3号様式)によ りその旨を通知するものとする。なお、指名停止を行うときは、通知においてその理由を明 らかにするものとする。
- 2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者から改善措置の報告を求めることができる。

(随意契約の相手方の制限)

- 第 9 市長等は、指名停止の期間中の有資格者を、随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合において、資格審査部会の議を経たときはこの限りでない。 (下請負等の不承認)
- 第10 市長等は、指名停止の期間中の有資格者がその所管に係る契約について下請負し、又は 受任することを承認しないものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合において、資 格審査部会の議を経たときはこの限りでない。

(苦情申立て)

- 第11 第3第1項、第4第1項又は第5第1項若しくは第2項の規定による指名停止を受けた者は、当該指名停止の期間内に、書面(以下「申立書面」という。)により苦情を申立てることができる。
- 2 市長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10 日以内(名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に 定める休日を含まない。)に書面により回答するものとする。この場合、次条に定める再苦 情の申立てができる旨を教示しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。
- 4 市長は、第1項に定める申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立て)

- 第12 第11第 2項の回答に不服がある者は、当該指名停止の期間内(第11第 2項の回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が 2週間を下回る場合にあっては、第11第 2項の回答の翌日から起算して 2週間以内)に、市長に対して再苦情申立てをすることができる。
- 2 市長は、前項の再苦情申立てがあったときは、名古屋市入札監視等委員会に諮問する。
- 3 第 1項の再苦情の処理手続については、財政局契約監理監が別に定めるものとする。 (指名停止の効力)
- 第13 第11及び第12における苦情及び再苦情の申立ては、指名停止の効力を妨げないものとする。

(報告等)

- 第14 局区等の長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があったと認めるときは、直ちに、指名停止事件報告書(第 4号様式)により財政局契約監理監に報告しなければならない。この場合においては、当該有資格者から事実の概要を記載した届出書を提出させるものとする。ただし、届出書の提出について困難な事情があると認められるときは、この限りでない。
- 2 名古屋市契約事務委任規則により契約事務の委任を受けた者は、その委任を受けた事項に 関して有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があったと認めると きは、前項の規定を準用し、財政局契約監理監に報告しなければならない。
- 3 財政局契約監理監は、第3第1項、第4第1項又は第5第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行い、第6第6項若しくは第8項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第6第9項若しくは第10項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者の商号又は名称、指名停止期間、適用条項及び指名停止理由について、局区等の長に通知するものとする。

(指名停止等の公表)

- 第15 第 3第 1項、第 4第 1項又は第 5第 1項若しくは第 2項の規定により、指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格者の商号又は名称等について公表するものとする。第 6項及び第 8項から第10項までの規定により、指名停止について期間を変更し又は解除したときも、また同様とする。
- 2 第11第 2項の規定により、苦情申立てに対する回答をしたときは、申立書面及び同項の書面の写しを公表するものとする。第12第 1項の規定による再苦情申立てに対し、別に定めるところによりその結果の通知をしたときは、申立書面及び通知の写しを公表するものとする。 (その他)
- 第16 指名停止に関する事務は、財政局契約部契約監理課において処理する。
- 2 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局契約監理監が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市指名停止要綱の規定による指 名停止を受けている有資格者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市指名停止要綱の規定による指 名停止を受けている有資格者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成19年1月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年 4月 1日 (以下「施行日」という。) から施行し、同日以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行以前に、この要綱による改正前の名古屋市指名停止要綱の規定による警告等を受けている有資格者の当該警告等の取扱いについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
1 虚偽記載	当該事実又は行為
本市契約に係る文書等に虚偽の記載又は記録をし、契約の相手方として	を知った日から
不適当であると認められるとき。	3 か月
2 過失による粗雑履行	当該事実又は行為
本市契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められると	を知った日から
き(かしが軽微であると認められるときを除く。)。	3 か月
3 契約違反	当該事実又は行為
第2号に掲げる場合のほか、本市契約の履行に当たり、契約に違反し、	を知った日から
契約の相手方として不適当であると認められるとき。	3か月
4 公衆損害事故	当該事実又は行為
本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆	を知った日から
に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を	
与えたと認められるとき。	
(1) 死亡者を出し、又は火災等により重大な損害を与えたとき。	3 か月
(2) 負傷者を出し、又は(1) に至らない損害を与えたとき。	1か月
5 契約関係者事故	当該事実又は行為
本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約	を知った日から
関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	1 2. 🗆
(1) 死亡者を出したとき。	l か月
(2) 負傷者を出したとき。	2週間
6 落札決定後の契約辞退	当該事実又は行為
本市契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、落札の決定後	を知った日から
に契約締結の辞退をしたとき。	3 か月
7 賃金又は下請代金等の未払い	当該事実又は行為
本市契約に係る賃金又は下請代金等の未払いについて、支払うことを内	を知った日から
容とする判決等が確定し、なおそれに従わないとき。	支払いの完了が確
	認できるまで
8 本市契約以外の業務(以下「一般業務」という。)における事故	当該事実又は行為
一般業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆	を知った日から
に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、若しくは損害を与え、又は業務関係	1 か月
者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、その事実が重大であると認められ	
るとき。	
9 その他	当該事実又は行為
本市契約において、前各号に準ずる行為等により、契約の相手方として	を知った日から
不適当であると認められるとき。	前各号に準じて定
	める期間

別表第2 贈賄、不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
1 贈賄 (1)本市職員に対する贈賄 有資格者である個人若しくは法人又は有資格者である法人の役員、支 店若しくは営業所を代表する者若しくはその使用人(以下「有資格者 等」という。)が、本市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又 は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 24か月
(2)本市職員を除く公共機関の職員に対する贈賄 有資格者等が、本市職員を除く公共機関の職員に対する贈賄の容疑に より逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア イ以外の有資格者等	逮捕又は公訴を知った日から 4か月
イ・使用人	3か月
2 独占禁止法違反行為 独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し、公正 取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の 適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告 発されたとき。	
(1)本市契約に関するもの	6 か月(12 か月)
(2) (1) 以外のもの	2か月(3か月)
3 談合 有資格者等が、刑法(談合又は公契約関係競売等妨害)又は入札談合等 関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の 処罰に関する法律違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を 提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 本市契約に関するもの	1 2か月
(2)(1)以外のもの	3カ4月
4 あっせん利得処罰法違反行為 有資格者等が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関 する法律違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され たとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 本市契約に関するもの	1 2か月
(2) (1) 以外のもの	3か月

措置要件	期間
5 市会の告発 次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当し、契約の相手方として不適 当であると認められるとき。	告発から
(1)有資格者等が本市の市会から告発されたとき。(2)(1)に該当する場合において、告発に係る事件に関して公訴を提起	公訴の提起がされるまで。ただし、 12 か月を超える場合は12か月 公訴の提起から12
されたとき。 6 建設業法その他業務関連法令違反行為	か月以内
(1) 有資格者等が、建設業法その他業務関連法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア本市契約に関するもの	逮捕又は公訴を知った日から8か月
イ ア以外のもの(別表第1第8号に該当する場合を除く)	2か月
(2)建設業法その他業務関連法令に違反し国土交通省地方整備局長又は都 道府県知事等の監督官庁から行政処分を受けたとき。 ア 本市契約に関するもの	行政処分を知った 日から 4か月
イ ア以外のもの	1 か月
7 その他の業務に係る違法行為 有資格者等が、業務に関し、刑法違反(公文書偽造、私文書偽造、詐 欺、背任、偽計業務妨害)、商法違反、税法違反、補助金適正化法違反の 容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 本市契約に関するもの	8 か月
イア以外のもの	2か月
8 談合等不正行為の確認 有資格者等が談合等不正行為を行った事実を、本市公正入札調査委員会 が確認したとき。	当該事実を確認した日から
	6 か月
9 不正又は不誠実な行為 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、 契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該事実又は行為を知った日から
	前各号に準じて定める期間

指名停止通知書

様

名 古 屋 市 長 名古屋市上下水道局長 名古屋市交通局長

名古屋市指名停止要綱、名古屋市上下水道局指名停止要綱及び名古屋市交通局指名停止 要綱(以下、「要綱」という。)に基づき、下記の通り、貴社に指名停止を行いましたの で、通知します。

記

1 指名停止の期間

年月日から年月日まで

2 該当条項等

要綱 及び別表

3 指名停止の理由

* この指名停止に不服がある場合は、上記1「停止期間」の期間内に、名古屋市長、名古屋市上下水道局長、名古屋市交通局長に対して、書面により苦情を申し立てることができます。 (問い合わせ先)

財政局契約部契約監理課審査係 TEL: 9 7 2-〇〇〇 (直通)

指名停止変更通知書

様

名 古 屋 市 長 名古屋市上下水道局長 名古屋市交通局長

先に、 年 月 日付け 財契第 号をもって貴社に指名停止を行っているところですが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

1 停止期間の変更

変更前 変更後

2 変更の理由

* この指名停止に不服がある場合は、上記1「停止期間(変更後)」の期間内に、名古屋市 長、名古屋市上下水道局長、名古屋市交通局長に対して、書面により苦情を申し立てること ができます。

(問い合わせ先)

財政局契約部契約監理課審査係 TEL: 9 7 2-〇〇〇 (直通)

指名停止解除通知書

財 契 第号年月

様

名 古 屋 市 長 名古屋市上下水道局長 名古屋市交通局長

先に、 年 月 日付け 財契第 号をもって貴社に指名停止を行っているところですが、この度、当該指名停止を解除しましたので通知します。

(問い合わせ先)

財政局契約部契約監理課審查係 TEL: 9 7 2-〇〇〇 (直通)

第 4号様式

										:	年	月	F	∃
	指	名	停	止	事	件	報	告	書					
(宛先) 財政局契約監理監	<u>.</u>													
										后	長	(室・	区	長)
所在地(住所) 名 称(氏名)														
事件の概要														
名古屋市指名停止要綱								另	l表	Ĵ	第	号		該当
担当者情報 (所属・氏名・連絡先)														

②名古屋市生涯学習開放実施要綱

名古屋市生涯学習開放実施要綱

平成21年3月27日教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋市学校施設開放に関する規則(昭和51年名古屋市教育委員会規則第24号。以下「規則」という。)第2条第3号に規定する生涯学習開放(以下「開放」という)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営連絡会の設置)

第2条 地域の意見を踏まえた効率的、効果的な開放の推進を図るため、教育委員会 (以下「委員会」という。)は、開放を実施する学校(以下「実施校」という。)に運 営連絡会を設置することができるものとする。

(保護者)

- 第3条 規則第3条に規定する保護者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 親権者又は未成年後見人
 - (2) 前号の者の委任を受けた者で法律上行為能力を有する者
 - (3) その他委員会が特に認める者

(開放月日等)

- 第4条 規則別表第2生涯学習開放(図書室及びプールに限る。)の表に基づく図書室の開放は週3日以内とし、開放時間は1日3時間以内とする。ただし、委員会が認めるときは、開放時間を1日4時間以内とすることができる。
- 2 規則別表第2生涯学習開放(図書室及びプールに限る。)の表に基づくプールの開放は年20日以内とし、開放時間は1日3時間以内とする。

(開放の休止)

- 第5条 規則第4条第1項ただし書の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合は、開放を休止する。
 - (1) 学校教育活動等に支障があると実施校の学校長が認める場合
 - (2) 実施校が公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙の実施による投票所 となる場合で当該選挙の投票、投票所開設準備等での開放に支障がある場合
 - (3) 非常災害時等の場合(学校開放事業非常災害時等の休止等に関する要綱(平成21年3月27日教育長決裁)による)
 - (4) 実施校の状況により委員会が特に認める場合

(図書室利用登録)

- 第6条 規則第3条第6項の規定に基づき、登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用登録申請書を委員会にあらかじめ提出しなければならない。
 - (1) 氏名
 - (2) 住所
 - (3) 学校名等
 - (4) 電話番号
 - (5) その他委員会が特に必要と認める事項

(プール利用登録)

- 第7条 規則第3条第7項の規定に基づき、登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用登録申請書を委員会にあらかじめ提出しなければならない。
 - (1) 氏名
 - (2) 住所

- (3) 学校名等
- (4) 年齢
- (5) 電話番号 (緊急連絡先を含む。)
- (6) 利用者の保護者の署名
- (7) その他委員会が特に必要と認める事項

(登録証の提示)

第8条 図書室又はプールを利用しようとする者は、第6条又は第7条に規定する登録 時に実施校毎に発行する登録を証する書類(以下「登録証」という)を提示するものとす る。

(団体登録)

- 第9条 規則第3条第10項の規定に基づき、登録を受けようとする者は、次の事項を記載した利用登録申請書を委員会にあらかじめ提出しなければならない。
 - (1) 団体名
 - (2) 団体責任者の氏名
 - (3) 団体責任者の住所
 - (4) 団体責任者の電話番号
 - (5) 団体の主な活動施設
 - (6) 団体の使用目的(活動内容)
 - (7) 団体の構成及び人員
 - (8) その他委員会が特に必要と認める事項

(使用申込)

- 第10条 規則第 5条第4項に規定する委員会が特別の事由があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合とする。
 - (1) 市又は市の機関がその主催する事業のために使用する場合
 - (2) 学校関係団体が実施する事業のために使用する場合
 - (3) 学区連絡協議会、学区青少年育成協議会等の地域の公共的団体が行う地域事業、又は地域行事のために使用する場合
 - (4) 運営連絡会その他これに準ずる団体が主催又は共催する事業のために使用する場合
 - (5) 学区連絡協議会その他これに準ずる学区の組織(以下「学区連協等」という)の構成団体がその目的を遂行するために行う事業のために使用する場合
 - (6) 学区連協等が、学区の地域社会と密接な関連を有する公共的団体がその目的を遂行するために使用する事業と認める場合
 - (7) 使用日の属する月の1月前の初日が開放日でない場合
 - (8) 利用調整のため抽選を行う場合
 - (9) 実施校の状況により委員会が特に認める場合
- 2 前項第1号から第6号までの規定に該当する場合には、使用しようとする日の10日前まで、随時受理することができる。
- 3 第1項第7号から第9号までの規定に該当する場合には、使用日の属する月の前々 月の10日以降で、あらかじめ実施校が指定する日から使用日の10日前まで受理するこ とができる。

(使用料)

第11条 規則第6条第1項ただし書の規定により無償とすることができるのは、前条第 1項第1号から第6号までの規定に該当する場合とする。

- 2 使用料は納入通知書により徴収する。
- 3 第5条の規定により開放を休止した場合は、当該既納の使用料を還付する。 (委任)
- 第12条 この要綱の運用に関する事項は、生涯学習部生涯学習課長が定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市生涯学習開放実施要綱 (以下「改正前要綱」という。)の規定に基づいて提出されている申請書、届等は、 この要綱による改正後の名古屋市生涯学習開放実施要綱(以下「改正後要綱」とい う。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正 後要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

②学校開放事業非常災害時等の休止等に関する要綱

学校開放事業非常災害時等の休止等に関する要綱

平成21年3月27日教育長決裁

(目 的)

第1条 この要綱は、名古屋市学校施設開放に関する規則第8条第1項第2号に基づき、 学習開放及び生涯学習開放事業における非常災害時等に事業を休止する場合の基 準を規定する。

第2条 削除

(学習開放)

- 第3条 次の各号に規定する場合は、学習開放を休止する。
 - (1)事業開始2時間前の時点で名古屋市地域防災計画に規定する職員の第4非常配備基準に相当する事由が発生している場合及びその時点以後に発生した場合。

ただし、日曜日においては午前11時の時点で、事由が消滅している場合には午後1時から事業を実施する。また土曜日においては、午後3時30分の時点で、事由が消滅している場合には午後5時30分から事業を実施する。

- (2)名古屋市地域防災計画に規定する職員の第3非常配備に相当する事由が発生し、かつ当該学校周辺に相当の被害が発生し、または発生するおそれがあると名古屋市教育委員会(以下「委員会」という。)が認める場合
- (3)事業開始2時間前の時点で名古屋市に暴風警報または暴風雪警報が発令されている 場合及びその時点以後事業開始までに発令された場合
- (4) その他当該学校周辺に相当の被害が発生し、または発生するおそれがあると委員会が認める場合

(生涯学習開放)

- 第4条 次の各号に規定する場合は、生涯学習開放を休止する。
 - (1)事業開始2時間前の時点で名古屋市地域防災計画に規定する職員の第4非常配備基準に相当する事由が発生している場合及びその時点以後に発生した場合。

ただし、土曜日、日曜日及び休日においては午前 11 時の時点で、事由が消滅している場合は午後 1 時から事業を実施する。また、土曜日において午後 6 時以降に事業を実施している場合は、午後 4 時の時点で、事由が消滅しているときは、午後 6 時から事業を実施する。

- (2)名古屋市地域防災計画に規定する職員の第3非常配備に相当する事由が発生し、かつ当該学校周辺に相当の被害が発生し、または発生するおそれがあると委員会が認める場合
- (3)事業開始2時間前の時点で名古屋市に暴風警報または暴風雪警報が発令されている場合及びその時点以後に発令された場合。

ただし、土曜日、日曜日及び休日においては午前 11 時の時点で、警報が解除されている場合は午後 1 時から事業を実施する。また、土曜日において午後 6 時以降に事業を実施している場合は、午後 4 時の時点で、警報が解除されているときは、午後 6 時から事業を実施する。

(4) その他当該学校周辺に相当の被害が発生し、または発生するおそれがあると委員会が認める場合

(使用料の還付)

第5条 第3条及び第4条の規定により使用を取り消した場合は、当該既納の使用料を 還付する。

(休止の協議)

- 第6条 第4条において、委員会が休止する相当の事由があると認める場合は、あらか じめ学校及び当該事業を本市から委託を受け実施する団体の長と協議するものとす る。
- 2 第3条において委員会が休止する相当の事由があると認める場合は、あらかじめ学校 長と協議するものとする。

(委任)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は生涯学習課長が定める。

附則

- 1 この要綱は平成21年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施により非常災害時における名東高校学習開放事業の運営要綱(平成 16年11月1日教育長決裁)を廃止する。

附則

この要綱は平成22年7月1日から実施する。

附則

この要綱は令和2年4月1日から実施する。

②4生涯学習開放(プール開放)管理運営業務委託にかかる取扱基準

生涯学習開放 (プール開放) 管理運営業務委託にかかる取扱基準

(目的)

第1

この基準は、「名古屋市放課後事業及び生涯学習開放実施委託仕様書」及び「名古屋市生涯学習 開放実施委託特記仕様書」に基づき、運営主体が行う生涯学習開放業務のうち、プール開放の管 理運営業務を実施するために必要な取扱について定めるものである。

(関係法令等の遵守)

第2

- (1) プール開放の管理運営を実施するにあたっては愛知県プール条例(昭和 36 年愛知県条例 第1号)、同条例施行規則(昭和 36 年愛知県規則第11号)、警備業法(昭和 47 年法律第117号) その他関係法令等(愛知県発行「プール管理の手引き」を含む)について精通し、これらを遵守して業務を行うこと。
- (2) 警備業法第2条第1項第1号に規定する警備業務を営むことについて、同法に規定する必要な手続き等を行うこと。
- (3) 本市が作成する新型コロナウイルス感染防止策チェックリスト等に従って適切な感染対策を講じたうえで業務を行うこと。

(業務従事者)

第3

プールを開放する学校(以下「実施校」という。)ごとに下記に定める者を配置すること。

- (1) プール開放管理運営業務責任者
- ア プール開放の管理運営業務に関する責任者として、プール開放管理運営業務責任者(以下「業務責任者」という。)を、プール開放時間中に常時1人配置すること。業務責任者はこの 基準に係る業務全般にかかる責任を負い、業務内容を的確に把握し、他の業務従事者を指揮 指導し、施設等に適用される関係法令等を遵守して、常に安全良好な業務を行うこと。
- イ 業務責任者は、プール監視等プールの管理運営業務に十分な知識経験があり責任者として の資質を有する者であること。
- ウ 業務責任者はプール管理にかかる機械設備の運転及び維持管理業務を行うことができる 者であること。
- エ 業務責任者は、日本赤十字社の「水上安全法救助員・救急法救急員」、(公財)日本体育施設協会の「水泳指導管理士」、(公財)日本スポーツ協会の「水泳コーチ1~4・水泳上級教師・水泳教師」又は(公財)日本水泳連盟の「基礎水泳指導員」のうちいずれかの有資格者で、一定以上の泳力を有した者とすること。
- (2) プール開放監視等業務従事者
- ア プール開放の管理運営業務を行うものとして、プール開放監視等業務従事者(以下「業務従事者」という。)を必要数配置すること。
- イ 業務従事者は、プールの監視及び救急業務(以下「監視業務等」という。)の従事に適した

健康な者であること。

ウ 業務従事者は、(1)エの資格を有した者か、本市の主催する普通救命講習(自動体外式除細動器(AED)を業務等で使用することを想定した「普通救命講習 2」(AED認定コース)が望ましい)又は上級救命講習(これと同等以上の、他の機関が主催する救命講習でも可)を受講した者で、一定以上の泳力を有した者とすること。

(研修・講習等)

第4

- (1) 運営主体は、業務責任者及び業務従事者(以下「業務従事者等」という。)に対し、救急法 及び救急処置法に関する講習会等に参加させ、併せて救急法及び救急処置法についての訓練 等を実施するものとする。
- (2) プールサイドには、救急薬品などを常備しておくほか、携帯電話、緊急時の連絡先一覧表を備え、事故発生時の対処方法についての訓練を実施しておくこと。
- (3) 運営主体は、業務従事者等に対し、警備業務を適正に実施させるため、警備業法に基づき、必要とされる教育を実施するものとする。

(業務報告等)

第5

プールの開放期間中は、毎日、所定の様式によるプール管理日誌に、必要事項を記載し、保管すること。

定期業務にあっては、業務完了後すみやかに業務完了報告書を作成し提出すること。その他本市が必要とする場合には、本市の要請に基づき書類を作成し、提出するものとする。

(業務従事者等の配置等)

第6

(1) 監視業務等

プールの開放時間中は常に業務従事者等を下記のポスト数配置し、利用者の安全確保を最優先とした監視業務等を遂行させること。またプール利用者に、関係法令及び注意事項を遵守させるとともに、利用者が安全で快適に遊泳できるよう、プールの管理運営に努めること。

ア 吹上小・八熊小・明治小については常時2ポスト以上

- イ 高見小・旭丘小・道徳小(別槽低学年用プールあり)、常安小(同一水槽内低学年用コース あり)については常時3ポスト以上
- ウ ア又はイに関わらず、本市が指示する日や、同一水槽内の低学年用フロア(高見小・八熊 小・明治小)に利用がある場合は、通常よりも監視箇所を増やし、監視業務等の強化にあた ること。また、この基準に定める業務内容、プールの施設・設備の状況及び入場者数の 推移等を勘案したうえで、必要な人数を配置し、安全に十分配慮すること。
- エ 監視業務等に従事するものを交替する時は、次の従事者が指定の位置について から交替すること。また、交替時の連絡を密にし、業務に支障を来たさないよう 留意すること。

(2) プール開放の管理業務

プール開放の管理運営を円滑に遂行するため、プール開放の管理業務要員として、 上記の監視業務等の必要配置数とは別に、業務従事者等を1ポスト以上配置するこ と。なお、緊急時等には、監視業務等に従事する業務従事者等と連携を図り速やか に対応すること。

(3) 業務従事者等の服装等

- ア 利用者との対応は、安心感、信頼感、満足感を与えることができるよう努め、不 快感を与えないよう言葉遣い等には十分留意すること。
- イ 業務従事者等の服装は、当該従事者であることが第三者から容易に識別できる ものとすること。また、監視業務等に従事するものの服装は、事故等が発生した 場合に備え、緊急時に即座に入水できる服装とし、人工呼吸用携帯マスクを常時 携帯すること。

(プール開放の休止)

第7

名古屋市生涯学習開放実施要綱(平成21年4月1日施行。以下「実施要綱」という。)第5条に規定する場合は、プール開放を休止とするが、その他下記の事情が発生した場合には、プール開放の実施の可否を本市と速やかに協議すること。なお、プール開放中に下記の事情が発生した場合は、開放を一時中止のうえ本市と協議すること。なお、プール開放を休止する場合も、プール開放を予定していた時間中については、来場者の対応その他プールの管理上必要な人員を配置しておくこと。

- (1) 気温が水温より低い場合及び水温が22℃を下回る場合
- (2) 天候が悪い場合(雷を感知した場合は、即刻遊泳を中止させ、利用者等を安全な場所に避難させること。)
- (3) 水中点検等により異常を発見し、改善が困難な場合
- (4) プールに起因する感染症発生時
- (5) 上記のほか、現場の状況から、プール開放を実施することにより利用者の安全・衛生管理上支障があると認められる場合

(監視業務等に係る注意事項)

第8

- (1) プール利用上の注意事項
- ア 入水に先立ち必ずシャワーを使用させること。
- イ 遊泳の際他の人に危害が及ぶ恐れのある物品(ゴムボート、シュノーケル、足ヒレ、浮きマット、ガラス製品(水中眼鏡含む)等)の持ち込みは禁ずること。また、大型の浮輪等は混雑が予想される場合、持ち込みを制限・禁止すること。なお、浮輪、ビート板、ヘルパー、ビーチボール、プラスチック製の競泳用ゴーグルは使用できるものとする。
- ウ 眼鏡を使用しての入水をさせないこと。
 - ただし、利用者の状態を判断し、幼児の保護等でやむを得ない場合には、脱落 防止等の対策を講じた後入水させてもよいものとするが、眼鏡を直接水に入れさ せないこと。
- エ ヘアピン、時計、指輪、ネックレス等遊泳中に危害が及ぶ恐れのある物品の使 用を禁ずること。
- オ 入水時は水泳帽を着用させることとし、水着以外の着衣での入水をさせないこ

と。

- カ 体調不良などの様子が見られる利用者には、利用者の状況を確認し、利用を控えさせる等適切な助言をすること。
- キ 実施校の敷地内はすべて禁煙とすること。また、飲食についても禁ずること。
- ク 飛込み、潜水、プールサイドの走行など、事故の恐れとなる行為を禁ずること。
- ケ 風紀上好ましくない行為、場内での粗暴な行為等他人に迷惑や危害が及ぶ恐れ のある行為は禁ずること。
- コ 上記のほか、プールの安全・衛生管理上支障のある行為を禁ずること。
- (2) 事故が発生した時の措置等

事故等の発生に備え救急法、応急処置法等につき日頃から訓練等を行い、万一急 病や負傷等の事故が発生した場合は次の事項を遵守すること。

- ア 直ちに救助に当たるとともに、患者の状況を正確に把握し、適切な措置を行うこと。
- イ AED (自動体外式除細動器) を必要とする場合は、知識のある者が対応すること。
- ウ 他の利用者の整理にあたること。
- エ 発生した事故の状況、負傷者の状況の経過等について、速やかに本市に報告すること。

(業務内容)

第9

- (1) プール開放の管理業務
 - プール開放期間中の毎日、プール開放の管理業務として下記の業務を実施すること。
 - ア プール開放の受付業務。なお、利用当日の登録証の利用者の保護者の署名を確認のうえ、当該登録者及びその者に同行する保護者(実施要綱に規定する保護者。以下同じ。)をプールに入場させること。ただし、次の事項に該当する者は入場させないこと。
 - (ア) 保護者の同行しない 15 歳未満の者(小学校の第3学年以上の学年に在籍する者その他これに準ずる者を除く。)
 - (イ) 酒気を帯びた者及び伝染性疾患者
 - (ウ) 体調不十分と認められる者
 - (エ) ペット等の動物を伴う者
 - (オ) 他人に危害を及ぼす物及びプールを汚染させる恐れのある物を持つ者
 - (カ) 上記のほか、利用者の安全・衛生管理上支障があると認められる場合 イ 入場者数の集計を行うこと。
 - ウ 更衣室への案内及び誘導を行うこと。
 - エ 更衣室、便所等の巡回を適宜実施し、盗難・事故等の防止に努めること。
 - オロッカーの使用状況を定期的に確認すること。
 - カ 遺失物の整理、問い合わせ等の業務を行うこと。なお、閉場時にプール水槽内、プールサイド、更衣室、ロッカー内等の遺失物の有無の確認を行い、遺失物が確認されたときは、本市の指示により適正に処理すること。また、出入り口等の施錠確認を確実に行うこと。
- キ プール開放の管理上トラブルが発生した時には迅速かつ適切に対応し、原則と して運営主体の責任により処理すること。また、本市にも当該状況を速やかに報

告すること。

ク 上記のほか、プール開放の管理上必要な業務を行うこと。

(2) 監視業務等

プール開放期間中の毎日、プール開放の監視業務等として下記の業務を実施すること。

- ア 監視業務等に係る注意事項等を遵守のうえ、プール水槽及びプールサイド等の監視業務等を行うこと。また、プール利用上の注意事項についてはプールサイドなどの利用者の見やすい位置に掲示するとともに、利用者に対して必要な指示、注意を行うこと。
- イ 開場前に場内の安全・衛生を確認するとともに、プール及び付属施設、設備、備品等の保全には常に留意すること。また「プール熱」等感染病の予防に努めること。
- ウ 開場後は毎時、安全確認のため5分間程度遊泳を中止させ、遊泳者をプールサイドにあげ、 遊泳者及びプール水槽内の安全・衛生を目視及び水中点検し、確認すること。
- エ 開場前、開場後の毎時及び閉場時に排水口等の蓋の二重設置及びボルト等の固定状況について潜水確認にて点検を行い、異常あるいは破損箇所を発見した場合は、プール開放を一時中止のうえ、直ちに本市に報告すること。また、高見小、八熊小、明治小については、低学年用のプールの台座についても、開場前、開場後の毎時及び閉場時に設置状況を確認、点検のうえ、利用者の安全上適切な対応を図ること。
- オ プール入場時及びウの後、再度遊泳者を入水させる前には、ラジオ体操、ストレッチ等の 準備運動の指導を行った後に入水させること。

(3) 清掃業務等

ア 日常清掃

(ア) モルタル床面

掃除機等で丁寧に集塵し、その他の汚れは固く絞った水モップ等で拭き取る こと。

(イ) ガラス、鏡面

更衣室等のガラス(低所)及び洗面所等の鏡面は拭き掃除をし、ムラや曇りのないよう磨くこと。

(ウ) 手摺、ノブ、窓枠等

塵埃を除去した後、乾いた布で乾拭きし、特に汚れの著しい場所は洗剤等を 使用し洗浄すること。

(エ) プール水槽

浮遊物及び水底沈殿物を除去すること。

(オ) プールサイド、シャワー、足洗い場

遊泳時間終了後、水洗いしブラッシングの後水きりを行うこと。 また、特に汚れの著しい場所は洗剤等を使用しデッキブラシ等で汚れを除去 し水洗いすること。

(カ) 更衣室

開場時間内においては、適時見回りし、抜け毛等を除去すること。

また、利用者が退場したことを確認した後、水洗いし、ブラッシングの後水きりを行い、スノコ等も水洗いにより下部の塵埃等の除去を行い、特に汚れの著しい場所は洗剤等を使用しデッキブラシ等で汚れを除去し水洗いすること。

(キ) コインロッカー

更衣室のコインロッカーの内部及び外部を、利用状況により適宜水拭き等適

切な方法で清潔に保つこと。また、適宜消毒をすること。

(ク) 椅子、ベンチ等

プールサイドに設置してある椅子、ベンチ等は、水拭き等により清潔に保つこと。

(ケ) 便所

便所の床面は水洗いし、ブラッシングの後水きりを行い清潔に保つこと。 衛生陶器については、洗剤、柄付きたわし等で内側をよく洗い、周囲及び金 属部分は雑巾等で水拭きすること。また、適宜消毒をすること。

さらに、洗面台は周辺部を含め水拭きし、常に清潔に保つこと。また、適宜 消毒をすること。防臭剤、トイレットペーパーは随時取替え補充すること。

(コ)通路等

業務従事者等及びプール開放の利用者の動線となる通路等については、毎日 1回以上掃き掃除を行い、ゴミ、紙屑等を除去すること。

(サ) 側溝・集水桝等

適宜、プールサイドの側溝・集水桝に滞留した砂・泥・ゴミ等を取り除き、 排水口のゴミ等を取り除くこと。

(シ) ゴミの集積、処理

ゴミ屑入れ及び清掃箇所から収集したゴミは、運営主体において適切に処分すること。

イ 特別清掃

実施校の学校長(以下「学校長」という。)と調整のうえ、夏季休業日に、原則として1回、プール水槽の水を落とし、タイル目地を傷めないよう留意して、水槽内壁、底部をブラシ等で洗浄し、塩素剤を塗布し再度洗浄すること。また、プール水を全換水した際は、プール本体の給水施設や排水口、ろ過機の循環水の取水口の金具が固定されたネジ、ボルト等に破損がないか確認を行い、異常あるいは破損箇所を発見した場合は、直ちに本市に報告すること。特に、排水口等の蓋については必ず二重設置及びボルト等による固定状況の確認を行うこと。

なお、業務の遂行にあたっては、業務従事者等の安全に万全の措置を講ずるものとし、脚立等の器材は運営主体の負担で用意すること。

(4) 機械設備運転管理及び水質保持・検査業務

業務を遂行するにあたり、学校長及び本市と業務連絡を緊密にし、機械設備等の取扱方法を熟知し、適正な運転、確実な点検及び保守を行ない、事故による損害を未然に防ぐとともに、故障箇所の早期の発見に努め、プールの管理運営に支障のないようにすること。

- ア 機械設備の点検、保守は毎日実施すること。
- イ 運営主体は水質測定器を準備し、プール開放の開場前及び開場後の毎時に水質検査等(残留塩素、水素イオン濃度、水温、気温)を実施すること。プール水は、残留塩素 0.4mg/L以上、水素イオン濃度(ph値) 5.8以上 8.6以下とし、足洗い場は、残留塩素 50mg/L~100mg/L を保つものとし、浄化・消毒設備に成分規格を確認したうえで、適正に薬品を注入するなどにより、愛知県プール条例等の関係法令等に定める水質の維持管理に努めること。
- ウ 1週間に1度、ヘアーキャッチャーの清掃を行うこと。
- エ 機械設備の日常運転の際には、付属計器等を定期的に監視し異常の有無に注意をはらうこと。

オ 故障、異常が発生した場合は、直ちに本市に連絡するとともに、適切な措置を講じること。

カー上記のほか、プール開放の管理運営上必要な業務を行うこと。

(5) コインロッカーの設置

プール開放期間中は各実施校の更衣室に、10 戸口の 100 円リターン式コインロッカー (W840×D455×H1790 程度) を、転倒防止処置を行ったうえで、2 本設置すること。また、プール開放期間中の学校教育活動等に支障が生ずることのないよう、搬入・搬出の日時や設置位置は学校長の指示に従うこと。

(6) AED (自動体外式除細動器)の設置

プール開放期間中は各実施校のプールサイドにAED(自動体外式除細動器)を1台設置し、業務従事者等に機構、機能、取扱方法等の説明及び適切な指導を実施すること。

(7) 低学年用のプールの台座の設置

高見小、八熊小、明治小については、学校長と調整のうえ、学校が保管する低学年用のプールの台座をプール開放の開始前の期間にプール水槽に適正に設置し、プール開放期間終了後には学校長の指示する場所に収納すること。なお、台座の設置に際しては、利用者に危険のないよう安全面に充分配慮すること。

(8) 閉場作業

プール開放期間終了後は、期日等について学校長と調整のうえ、プール開放を実施するために用意した備品の撤去等の閉場作業を行うこと。

(その他)

第 10

- (1) 損害賠償責任等
- ア 運営主体並びに運営主体に雇用等及び業務委託されたものの故意又は過失により、本市 又はプール開放利用者等の第三者に損害を与えた場合、原則として運営主体が損害賠償責 任を負うものとする。
- イ アにより発生した損害について、本市が第三者に対し賠償を負った場合は、本市は当該 賠償額及び賠償に伴い発生した費用を運営主体に対して求償できるものとする。
- ウ 運営主体はア及びイに定める自らのリスクに対応して、適切な範囲で賠償保険に加入 し、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じること。
- (2) 使用物品等

業務を遂行するために必要な消耗品等(トイレットペーパー、清掃業務等に要する用品、水質維持に要する薬品等含む。)は、運営主体が準備すること。なお、学校長の許可を得た場合に限り、机、椅子等の物品をプール開放用に学校から借用し使用することができるものとする。